



平成 2 1 年度年次報告

この報告書は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条に基づき、平成21年度における電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について、総務大臣に報告するものである。

平成 2 2 年 4 月

電気通信事業紛争処理委員会

(参考) 電気通信事業紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信事業紛争処理委員会令 (平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則 (平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信事業紛争処理委員会 (以下「委員会」という。) の事務に関し重要な事項

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日の発足以来、電気通信事業者間の紛争を解決する第三者機関としての役割を果たしてきたところであるが、通信・放送の融合や新しいサービスの出現などにより、近年、事業者間の紛争が多様化・複雑化してきている。

こうした中、平成21年度における委員会の活動としては、あっせん3件、総務大臣への答申1件を処理するとともに、相談対応やウェブサイト等を通じた処理案件に関する情報提供により、事業者の疑問解消や紛争の未然防止に努めた。また、実態調査の実施等により、委員会の認知度・利便性の向上にも取り組んだ。

また、平成21年度においては、委員会による紛争処理の対象範囲に関して、情報通信審議会から2つの注目すべき答申が出された。1つは、平成21年8月26日の「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申であり、もう1つは、同年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申である。

前者においては、「コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むこと」が、後者においては、「多様化・複雑化する接続形態に対応し、円滑な接続を確保する観点からは、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めること」がそれぞれ適当とされた。

この2つの答申を受けて、現在、必要な法整備が進められている。

本報告書は、こうした平成21年度における委員会に関する状況について、第I部において委員会活動の状況を、第II部において委員会を取り巻く状況を、第III部において委員会の行った紛争処理の状況を取りまとめている。

平成22年4月23日
電気通信事業紛争処理委員会

目 次

はじめに

第Ⅰ部 平成21年度における委員会活動の状況	1
第1章 委員・特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	4
第3章 国際通信調停ワークショップへの出席	7
第4章 委員会の機能強化に向けた取組	13
第Ⅱ部 委員会を取り巻く状況	24
第1章 電気通信事業及び電気通信政策の動向	24
第2章 委員会の紛争処理機能の拡大	38
第Ⅲ部 平成21年度における紛争処理の状況	42
第1章 紛争処理の概況	42
第2章 あっせん事件の処理状況	45
第3章 諮問事案の処理状況	50

おわりに

【資料編】

資料1 退任した委員及び特別委員の状況	58
資料2 委員会のこれまでの開催状況	60
資料3 国際通信調停ワークショップの様相	70

資料 4	電気通信の現状	7 1
資料 5	電気通信紛争処理用語集	1 0 3
資料 6	委員会による紛争処理等の状況	1 2 5
資料 7	紛争処理事例の内容別一覧	1 2 6

【参考資料編】

参考資料 1	委員会広報用パンフレット	1 3 3
参考資料 2	無線局紛争処理のパンフレット	1 3 5
参考資料 3	電気通信事業紛争処理委員会の概要	1 3 7
参考資料 4	電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）	1 4 9

第I部 平成21年度における委員会活動の状況

第1章 委員・特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業及び電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成19年11月30日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする以下の5名の委員が任命（任期3年）されており、平成21年度中に異動はなかった。

【委員】

平成22年4月1日現在

氏名	職業	任命日
たつ おか すけ あき 龍岡資晃 (委員長)	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成19年11月30日再任 (第1期：平成19年6月20日 ～平成19年11月29日)
さか にわ こう いち 坂庭好一 (委員長代理)	東京工業大学大学院 理工学研究科教授	平成19年11月30日新任
お ぼた ひろし 尾畑裕	一橋大学大学院 商学研究科教授	平成19年11月30日新任
とみ さわ この み 富沢木実	法政大学地域研究センター 客員教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) (第2期：平成16年11月30日 ～平成19年11月29日)
ふち がみ れい こ 瀧上玲子	弁護士	平成19年11月30日新任

2 特別委員の任命

委員会には、委員の他に、専門的な案件や多数の事案が発生した場合等に備え、総務大臣が任命する特別委員を置き、あっせん・仲裁の手續に参与させることになっている（電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

任期（2年）の満了に伴い、平成21年11月30日に総務大臣より、法律、経済・会計、通信工学等を専門分野とする以下の8名の特別委員が任命された。8名のうち、2名が新任、6名が再任である。

【特別委員】

平成22年4月1日現在

氏名	職業	任命日
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
かとう ねい 加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授	平成21年11月30日新任
しら い ひろし 白井 宏	中央大学理工学部教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
てら ざわ ゆき ひろ 寺澤 幸裕	弁護士	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
ひぐち かず お 樋口 一夫	弁護士	平成21年11月30日再任 (第1期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日) (第2期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
もり ゆみこ 森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
やま もと かず ひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	平成21年11月30日新任
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)

(退任した特別委員)

氏名	職業	退任日
せ ぎさ かおる 瀬 崎 薫	東京大学空間情報科学研究 センター准教授	平成 21 年 11 月 29 日退任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 17 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日) (第 4 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日)
は せ べ ゆきこ 長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授	平成 21 年 11 月 29 日退任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 17 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日) (第 4 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日)

※ 職業については、在任期間中のものである。

なお、委員会発足以来、これまでに退任した委員及び特別委員は、【資料 1】
のとおりである。

第2章 委員会の開催状況


平成21年度は、次のとおり10回の委員会を開催した。

【委員会の開催状況（平成21年度）】

会合	日付	議事等	開催模様
第96回	平成21年 4月22日	1 平成20年度年次報告 （案）の審議 ※文書による審議(注)	
第97回	平成21年 5月22日	施設視察 東日本電信電話株式会社 （通信用設備）	 <p>委員会の模様</p>
第98回	平成21年 6月9日	1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について （電気通信事業者からの説明） 2 その他	 <p>委員会の模様</p>
第99回	平成21年 9月18日	1 あっせん委員の指名（平成21年（争）第1号） ※文書による審議(注)	
第100回	平成21年 11月30日	1 あっせん委員の追加指名 （平成21年（争）第1号） ※文書による審議(注)	
第101回	平成22年 1月13日	1 電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第16条の規定に基づく決定について ※文書による審議(注)	

第 I 部 平成21年度における委員会活動の状況

会合	日付	議事等	開催模様
第102回	平成22年 1月14日	1 電気通信事業紛争処理委員会平成21年(争)第3号により申請されたあっせんの取扱いについて ※文書による審議(注)	
第103回	平成22年 1月28日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明) 2 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議 3 その他	 委員会の模様
第104回	平成22年 2月4日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議 2 通信・放送の総合的な法体系について(情報通信国際戦略局からの説明) 3 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) 4 国際通信調停ワークショップの結果等について 5 その他 6 終了案件についての報告	 委員会の模様(1)  委員会の模様(2)

会合	日付	議事等	開催模様
第105回	平成22年 3月30日	1 西日本電信電話株式会社 に対する業務改善命令につ いて（総合通信基盤局からの 説明） 2 放送法等の一部を改正す る法律案について（情報通信 国際戦略局からの説明） 3 平成21年度年次報告 （案）の審議 4 その他	 <p>委員会の模様</p>

注：「文書による審議」とは、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第2条第2項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

なお、第1回からこれまでの委員会の開催状況は、【資料2】のとおりである。

第3章 国際通信調停ワークショップへの出席

平成21年10月29日に、委員会は韓国ソウル特別市において開催された「国際通信調停ワークショップ」に出席した。出席の端緒は、韓国放送通信委員会（KCC）利用者保護局チャ・ヤンシン局長から当委員会委員長あて同ワークショップへの出席依頼があったことによるものである。

出席の依頼を受け、委員会は、次の理由から同ワークショップに出席することとしたもの。

- ① 同ワークショップにおいて、他国における紛争処理の状況を把握し、他国と議論を行うことは、国際的な観点から当委員会の紛争処理機能を強化・充実する上で絶好の機会であること。
- ② 当委員会の機能・役割、紛争処理等の状況及び紛争処理事例等の説明が、他国での紛争解決に役立つことが見込まれること。
- ③ 参加各国において情報を共有し、今後の参加各国とのネットワークを形成する上で有益であると判断されること。

以下、同ワークショップの結果の概要について報告する。

1 国際通信調停ワークショップ

(1) 日時

平成21年10月29日（木）13時から17時30分

(2) 開催場所

ソウルプラザホテル 22階 ルビーの間

（韓国ソウル特別市中区太平路2街23番地）

(3) 主催

韓国放送通信委員会（KCC）

(4) 目的

各国で異なる通信調停システムを比較し、様々なタイプの紛争に関する情報を共有することで、出席者の相互理解を促進し、通信調停システムの整備策について議論。

(5) 出席者（敬称略、順不同）

ア 韓国

氏名	役職
ソン・ドギョン	放送紛争調停委員会 委員長(注)
チャ・ヤンシン	KCC利用者保護局長

第 I 部 平成21年度における委員会活動の状況

氏名	役職
パク・ドンジュ	KCC利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長(課長級)
キム・ククジン	メディア未来研究所 所長
チャ・ジョンイル	ソンスル(崇実)大学校 教授
イ・ファン	コリヨ(高麗)大学校 教授
ホン・デシク	放送紛争調停委員会 非常勤委員 (ソガン(西江)大学校法学部教授)
チョン・ギョンオ	韓国情報通信政策研究院(KISDI) 上級研究者
オー・ヒャンホ	放送紛争調停委員会 非常勤委員(弁護士)

注:ソン・ドギョンKCC常任委員は、放送事業者間等の調停を行う放送紛争調停委員会(KCCに設置)の委員長を兼務している。

イ オーストラリア

氏名	役職
ロバート・ライト	オーストラリア競争・消費者委員会 部長

ウ OVUM社

氏名	役職
ステファノ・ニコレッティ	オーバム社(注) 主席コンサルタント

注:オーバム社は、ロンドンに本社を置き、通信事業者、ISP、ソフトウェアベンダー等へのコンサルティング業務を行っている。

エ 日本

氏名	役職
龍岡 資晃	電気通信事業紛争処理委員会 委員長
坂庭 好一	電気通信事業紛争処理委員会 委員長代理
井上 知義	電気通信事業紛争処理委員会事務局 参事官
幾田 祐司	電気通信事業紛争処理委員会事務局 上席調査専門官

(6) プログラム

時間	セッション及びテーマ	説明者
13:00～ 13:10	開会の辞 ・ソン・ドギョン韓国放送通信委員会 (KCC)常任委員	
13:10～ 13:20	祝辞 ・龍岡 資晃 電気通信事業紛争 処理委員会(TBDSC)委員長	
セッション I : 国際通信調停システムの現状と調停事例 議長: チャ・ジョンイル(崇実大学校)		
13:20～ 14:20	EUにおける紛争調整に係る論点 電気通信事業紛争処理委員会の 概要	ステファノ・ニコレッティ ／オーバム社 井上 知義／電気通信事業 紛争処理委員会(TBDSC)
14:20～ 14:30	休憩	
14:30～ 16:00	オーストラリアでの通信調停: 最近の経験と情勢 韓国での通信調停システム	ロバート・ライト／オーストラリア 競争・消費者委員会(ACCC) パク・ドンジュ／韓国放送通信 委員会(KCC)
16:00～ 16:10	休憩	
セッション II : 通信調停システムの整備策 議長: チャ・ジョンイル(崇実大学校)		
16:10～ 17:20	ワーキンググループ・ディスカッション	
17:20～ 17:30	閉会の辞 ・チャ・ヤンシンKCC利用者保護局 長	
18:00～ 20:00	歓迎レセプション	

(7) 概要

ア 開会の辞（ソン・ドギョン 韓国放送通信委員会 常任委員）

今回の国際通信調停ワークショップは、参加各国における紛争調停の動向等を知ることができる意義のある機会であり、このワークショップが紛争調停システムを更に向上させ、国家間の協力体制構築に寄与する機会になることを祈念するとの開会の辞が述べられた。

イ 祝辞（龍岡 資晃 総務省電気通信事業紛争処理委員会 委員長）

主催者である韓国放送通信委員会への謝辞を述べるとともに、グローバル化の進展に伴う国際的な電気通信事業者間の紛争の可能性について言及し、また、ワークショップでの活発な議論、参加国の協力関係の強化について期待するとの祝辞を述べた。

ウ セッション I：国際通信調停システムの現状と調停事例

(7) EUにおける紛争調整に係る論点

（ステファノ・ニコレッティ オーバム社 主席コンサルタント）

イギリス・イタリア・ポーランド・スウェーデン等の事例を中心にEU各国における電気通信事業者に対する規制の現状について発表を行った。

(4) 電気通信事業紛争処理委員会の概要

（井上 知義 総務省電気通信事業紛争処理委員会事務局 参事官）

電気通信事業紛争処理委員会の組織・機能、委員会による紛争処理の状況及び委員会が果たしている役割、具体的な紛争処理事例の概要について発表を行った。

(4) オーストラリアでの通信調停：最近の経験と情勢

（ロバート・ライト オーストラリア競争・消費者委員会 部長）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の役割、紛争調停に関する法体系、電気通信市場の現状、現行の紛争調停モデル、紛争処理の迅速化に向けた動きについて発表を行った。

(4) 韓国の通信調停システム

（パク・ドンジュ 韓国放送通信委員会利用者保護局調査企画総括課 審決支援チーム長）

韓国放送通信委員会（KCC）の役割、紛争処理プロセス、具体的な紛争事例、現行紛争処理システムの改善すべき点と今後の取組について発表を行った。

エ セッション II：通信調停システムの整備策（ディスカッション）

各国における紛争処理プロセスの相違点、紛争処理システムの果たす

べき機能、役割、中立性などについて議論が行われた。

オ 我が国の紛争処理に関する主な質疑応答

(問) 日本の電気通信事業紛争処理委員会の主な機能は、「あっせん・仲裁」なのか。
(答) 当委員会は、「あっせん・仲裁」に加えて、総務大臣が電気通信事業者に対し命令や裁定を行う際に当委員会に対して行われる諮問への「審議・答申」、さらに、競争ルールの改善などに関する総務大臣への「勧告」の3つの機能を持っている。この3つの機能は、それぞれ別の役割が期待されているが、当事者間の紛争解決に直接かつ迅速に資するものとして「あっせん・仲裁」があると理解している。
(問) 「仲裁」案件が、「あっせん」案件に比べて少ない理由は何か。
(答) 「仲裁」は強制力が伴うので、事業者としては、まず「あっせん」で解決を図ろうとする。「あっせん」で解決が図れない場合、「仲裁」による解決に移行することもあり得る。
(問) 主な紛争案件は、電気通信事業者間の接続に関するものなのか。
(答) 当委員会が対象とする範囲が電気通信事業者間の紛争であることから、接続に関する事案が多い。なお、市場環境を取り巻く変化に応じて、例えば、コンテンツ配信事業者と電気通信事業者間の紛争事案などを対象とすることについて、総務省の審議会において検討されている。
(問) 委員会の独立性・中立性は、どのように確保されているのか。
(答) 当委員会は総務省の許認可部門から組織的に独立した機関となっており、事務局についても委員会直属としている。また、委員については、国会の同意を得て総務大臣が任命しており、中立性が担保されている。

カ 閉会の辞 (チャ・ヤンシン 韓国放送通信委員会 利用者保護局長)

発表者とパネリストに感謝するとともに、市場環境の変化により従来のジャンルを超えた紛争解決手段の検討が必要であり、今後もこうした機会を通じて各国が連携していくことが重要との閉会の辞が述べられた。

なお、国際通信調停ワークショップの様子は、【資料3】のとおりである。

2 韓国放送通信委員会（KCC）への訪問

国際通信調停ワークショップへの出席に併せ、韓国放送通信委員会（KCC）へ訪問し、それぞれの国の紛争処理の状況等について情報交換を行った。

(1) 日時

平成21年10月29日（木）9時50分から10時20分

(2) 訪問場所

韓国放送通信委員会（KCC）14階 常任委員室

(3) 韓国側出席者

ソン・ドギョン 常任委員

パク・ドンジュ 利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長

オム・ジョンファン 利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム課長補佐

(4) 日本側出席者

龍岡 資晃 電気通信事業紛争処理委員会委員長

坂庭 好一 電気通信事業紛争処理委員会委員長代理

井上 知義 電気通信事業紛争処理委員会事務局参事官

幾田 祐司 電気通信事業紛争処理委員会事務局上席調査専門官

菱田 光洋 在大韓民国日本国大使館一等書記官

(5) 概要

ア 韓国側

韓国の紛争処理部門は、通信分野と放送分野で分離していたものを平成20年3月に統合した。その後1年半が経過したが、通信分野の紛争処理部門の法的な裏付けなど整備が必要な部分がある。

今後、紛争処理システムの一層の充実を図りたい。

イ 日本側

情報通信に関する紛争処理については、各国共通した課題もあり、相互で情報交換を図ることが重要である。

今回の「国際通信調停ワークショップ」を契機として、参加各国の連携強化に期待する。

第4章 委員会の機能強化に向けた取組

委員会は、著しく進歩・発展する電気通信分野を十分理解した上で、迅速・適切な判断を行うことが求められるため、日頃から電気通信分野の変化の状況を把握しておく必要がある。

また、平成13年11月30日の委員会発足以来8年が経過し、委員会の認知度は、これまでの紛争処理の実績や説明会などを通じて徐々に向上しつつあるが、いまだ委員会の存在を知らない事業者や委員会の役割を十分認識していない事業者もいると思われる。

このため、平成21年度は、次のとおり、紛争処理に関する情報収集や委員会の認知度・利便性の向上に関する取組を行った。

1 紛争処理に関する情報収集

(1) 政策担当者からのヒアリング

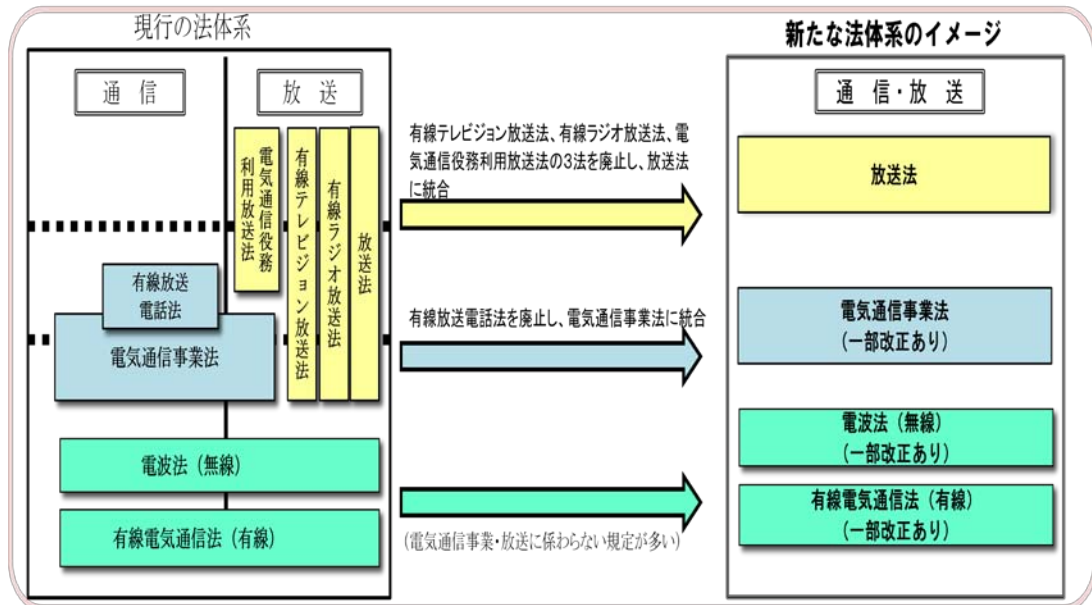
ア 平成22年2月4日 第104回委員会

- (7) 情報通信国際戦略局から「通信・放送の総合的な法体系」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① **通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会**
 - ・「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について、平成20年2月に情報通信審議会へ諮問、平成21年8月に答申を取りまとめていただいた。
- ② **情報通信審議会答申(H21. 8. 26)における主な提言**
 - ・通信・放送法制の大括り化、通信・放送両用の無線局制度の整備、免許不要局の拡大、有線テレビジョン放送施設に係る許可制の廃止、放送・有線放送に係る安全・信頼性の確保など九つの提言をいただいた。
- ③ **新たな法体系の基本的な枠組み**
 - ・有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法の3法を廃止し、放送法に統合する。
 - ・有線放送電話法を廃止し、電気通信事業法に統合する。
 - ・改正事項を盛り込んだ法律案を今通常国会（第174回）に提出すべく検討作業を進めているところ。
- ④ **紛争処理機能の拡大に関する情報通信審議会答申(H21. 10. 16)の内容**
 - ・電気通信事業は営むものの回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられる。
 - ・鉄塔等共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。
- ⑤ **紛争処理機能の拡大に関する情報通信審議会答申(H21. 8. 26)の内容**
 - ・現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。

【新たな法体系のイメージ】



【出典：第 104 回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

- (イ) 総合通信基盤局から「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① 情報通信審議会への諮問

- 電気通信市場の環境変化に対応し、同市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うため、平成 21 年 2 月に情報通信審議会に諮問し、同年 10 月に答申を得たところ。

② 情報通信審議会答申(H21. 10. 16)の概要

i モバイル市場の公正競争環境の整備

- 接続料算定ルールについて、「運用に関するガイドライン」を 09 年度内に策定することが適当とされた。答申を踏まえ、今年度内にガイドラインを策定・公表する予定としている。
- 鉄塔等の設備共用ルールについて、「電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改正し、鉄塔等の共用に係る申込手続等を規定するとともに、総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当とされた。答申を踏まえ、同ガイドラインについては、今年 1 月に情報通信審議会に改正案を諮問し、裁定等の対象の追加については、法改正に向けて部内検討しているところ。

ii 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

- FTTH の屋内配線について、転用ルールの整備が必要。NTT 東西以外の事業者の屋内配線の転用を促進する措置を講じることも適当とされた。
- FTTR サービスについて、ドライカップのサブアンバンドルをすることが適当とされた。
- WDM 装置の未設区間について、WDM 装置の設置義務付けは現時点では不相当とし、中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルし、貸出ルール・情報開示ルールを整備することが適当とされた。
- FTTH 屋内配線、FTTR サービス、WDM 装置の接続ルール化については、今年 1 月に必要な省令・告示の改正を行ったところ。

- iii 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備
 - ・通信プラットフォーム市場について、まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を採用しつつ、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じ適切な対応を実施することが適当とされた。
 - ・紛争処理委員会の紛争処理対象範囲について、通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者（電気通信事業は営むものの、回線不設置の非電気通信事業者）まで拡大することが適当とされた。本件は、法律事項となるため、法改正について部内検討しているところ。
- iv 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
 - ・固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者の扱い等を検討の視点とし、市場の画定、市場支配力の認定、ルールの内容について検討課題が提示された。

【電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方 答申の概要】

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

■電気通信市場は、固定電話からブロードバンドへの移行が進展するとともに、携帯電話の重要性が著しく高まるなど、その取り巻く環境は大きく変化している状況にある。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する事業展開も活発化し、これらはコンテンツ配信市場等として今後の更なる発展が期待されている。

■このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うため、昨年2月に情報通信審議会電気通信事業政策部に諮問し、審議頂いた結果、以下の項目について同年10月16日に答申を得たところ。

■総務省は、答申に基づき、必要に応じ所要の制度整備を行う予定。

<p>I. モバイル市場の公正競争環境の整備</p> <p>1. 第二種指定電気通信設備制度の検証(接続制度の見直し)</p> <p>(1)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方 (2)接続料原価算定の考え方(適正な原価等) 等</p> <p>2. ネットワークインフラの利活用</p> <p>(1)鉄塔等の設備共用ルールについて (2)ローミングの制度化について</p> 	<p>II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>1. FTTxサービス</p> <p>(1)FTTHサービスの屋内配線 (2)ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)</p> <p>2. ネットワークインフラの利活用</p> <p>(1)中継タークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置 等</p> 
<p>III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備</p> <p>1. 通信プラットフォーム機能のオープン化</p> <p>(1)移動網の通信プラットフォーム機能 等</p> <p>2. 紛争処理機能の強化</p> <p>(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化 (電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い) 等</p> 	<p>IV. 固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方</p> <p>1. 固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方</p> <p>(1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点 (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項 等</p>

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

イ 平成22年3月30日 第105回委員会

- (7) 総合通信基盤局から「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① 経緯
- ・平成21年11月18日、NTT西日本において、利用者情報を地域子会社に不適切に提供した事件が発覚。同日、総務省は、電気通信事業法第166条第1項の規定により報告を求め、同年12月17日にNTT西日本から報告があった。
 - ・平成22年1月28日に電気通信事業紛争処理委員会に諮問、2月4日に同委員会より答申を受け、同日、NTT西日本に対し、業務改善命令を発出した。

② 諮問について

- NTT 西日本の従業員による提供行為は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号に抵触するものと認められる。
- NTT 西日本からは、改善措置を講ずる旨報告がなされているが、依然として、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 12 号に抵触するものと認められることから、NTT 西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命ずることといたしたい。

③ 答申について

- 諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。
- ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。
 - 1 NTT 西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT 西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すること。
 - 2 NTT 西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
 - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
 - ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

④ 業務改善命令について

- 電気通信事業紛争処理委員会からの答申を受け、NTT 西日本に対し、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命じた。

⑤ NTT 西日本から提出された業務改善計画について

- 顧客情報管理システム端末における他事業者サービス情報については、営業部門における閲覧を不可とするなど、顧客情報管理システムの見直しを行う。
- 営業部門において他事業者サービス情報を取り扱わない体制を構築するため、現在、営業部門で実施している受注等処理業務を設備部門へ移管するなど、業務体制の見直しを行う。
- 他事業者情報・個人情報等の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的として、社長直轄組織の「情報セキュリティ推進部（仮称）」を設置するなど、法令遵守体制の構築を行う。
- 顧客情報に関する点検及び公正競争遵守のための業務点検を充実・強化するなど、監査・監督体制の構築を行う。
- 以上の対処策を速やかに実行し、改善状況とあわせて、平成 24 年 3 月までの間、3 ヶ月ごとに総務省へ報告する。
- 総務省としては、3 ヶ月ごとに業務改善計画及び改善状況について、確認していくこととする。

- (4) 情報通信国際戦略局から「放送法等の一部を改正する法律案」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① 「放送法等の一部を改正する法律案」の趣旨

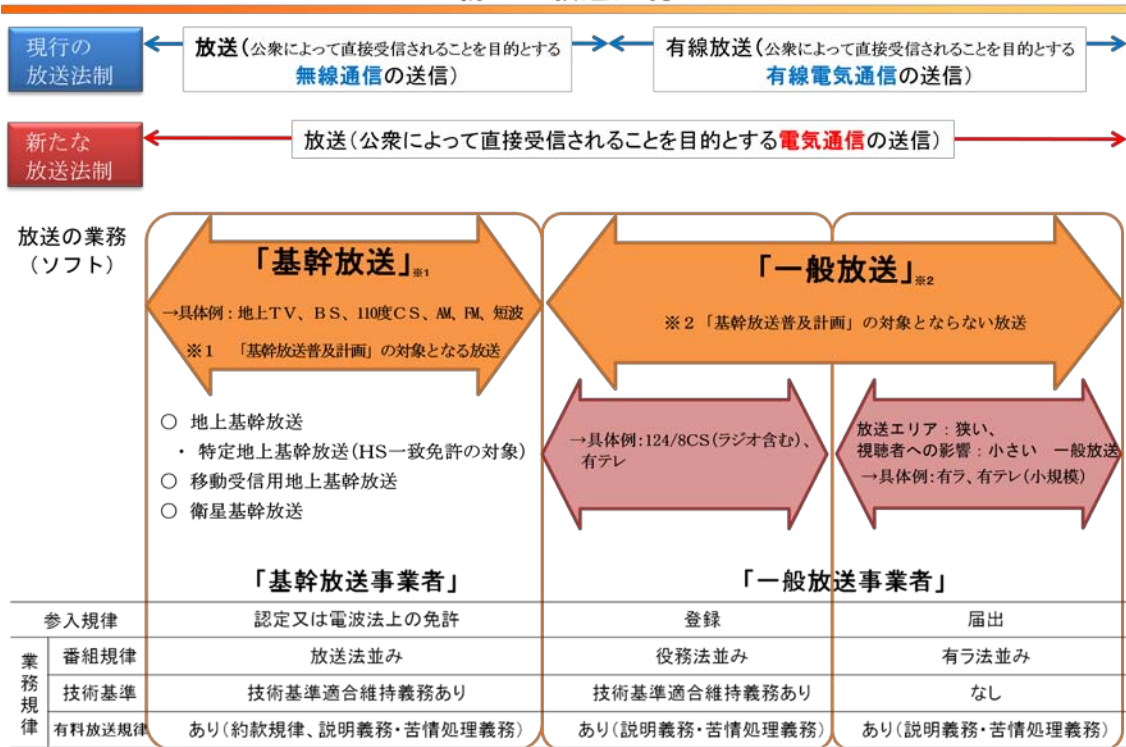
- 通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化するなど、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行うもの。

② 通信・放送法体系の見直しについて

- 放送関連の現行四つの法律を放送法として一本化する。
- 電気通信事業法及び有線放送電話法を電気通信事業法に一本化する。
- 電波法は幾つかの改正点があるが、有線電気通信法とともに法律としてはこのままとする。

- ③ **放送法の改正内容について**
 - ・放送全体を放送法で規律する枠組みをつくった上で、基幹放送と一般放送に区分する。
 - ・基幹放送について、無線局の設置・運用業務（ハード）と放送業務（ソフト）を分離可能な制度を導入する一方、ハード・ソフト一致とする現行制度も併存させる。
 - ・一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電気通信役務利用放送について、参入に係る制度の整理・統合等を行う。
 - ・再送信同意に係る紛争を電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とする。
 - ・その他、マスメディア集中排除原則の基本の法定化等の改正を行う。
- ④ **電波法の改正内容について**
 - ・通信・放送両用無線局の制度の整備、免許不要局の拡大等の改正を行う。
- ⑤ **電気通信事業法の改正内容について**
 - ・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会（電気通信事業紛争処理委員会から改称）のあっせん及び仲裁の対象とする等の改正を行う。
- ⑥ **電気通信事業紛争処理委員会に関する主な改正事項について（事務局説明）**
 - ・法案成立後、当該法律の施行に伴い、今後、関係する政省令及び委員会決定を改正する予定。

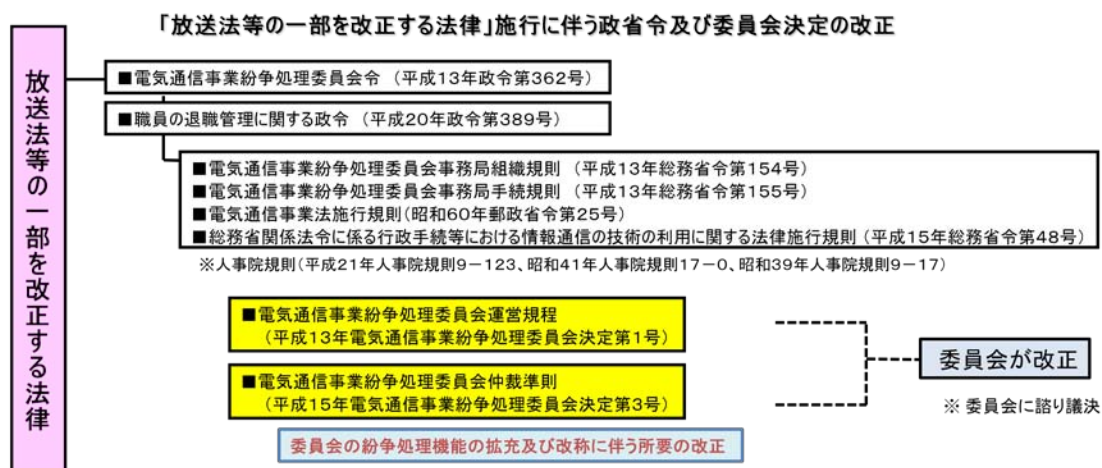
新たな放送法制



【出典：第 105回電気通信事業紛争処理委員会 (H22.3.30) 会議資料 (総務省作成)】

放送法等の一部を改正する法律案について

- ◇ 「放送法等の一部を改正する法律案」における電気通信事業紛争処理委員会に関する主な改正事項は次のとおり。
- 放送法改正関係
 - ①地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備。
 - ②地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争において総務大臣の裁定を行う場合の諮問先を電気通信紛争処理委員会に変更。
 - 電気通信事業法改正関係
 - ①委員会の名称を「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」へ変更。
 - ②コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能を拡充。
 - その他の法改正関係
 - 委員会の名称変更に伴い、電波法、特別職の職員の給与に関する法律、総務省設置法について改正。
- ◇また、上記法案の成立後、当該法律の施行に伴い、今後、関係する政省令及び委員会決定を改正する予定。



【出典：第105回電気通信事業紛争処理委員会（H22.3.30）会議資料（電気通信事業紛争処理委員会事務局作成）】

(2) 委員会における電気通信事業者からのヒアリング

【平成21年6月9日 第98回委員会】

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクグループから最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

(3) 委員会における施設視察等

【平成21年5月22日 第97回委員会】

東日本電信電話株式会社の通信用設備の視察を行うとともに、同社から相互接続及び通信用設備の概要について説明を受け、その他、今後の事業展開及び事業者間協議の状況等に関するヒアリングを行った。

(4) 基礎資料の整備

紛争処理を行う上での基礎資料として「電気通信の現状」【資料4】、「電気通信紛争処理用語集」【資料5】を改定し、委員会ウェブサイトにおいて公開した。

2 委員会の認知度・利便性向上に向けた取組

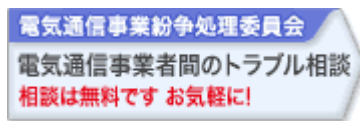
(1) 事務局職員による電気通信事業者からのヒアリング

平成21年7月から11月までの期間中、ISPを中心とした電気通信事業者数社に対し、電気通信事業者間協議の状況等についてヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、債権保全措置、NGNとの接続条件、卸電気通信役務の提供などについて、紛争の可能性があることが確認された。

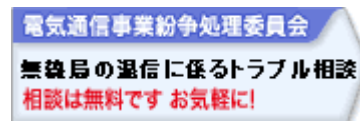
(2) 事業者団体の機関紙等を利用した周知活動

平成21年9月から12月までの期間中、4事業者団体の協力を得て、各団体の機関紙やウェブサイトへ、委員会の活動内容、過去の紛争処理事例及び「電気通信事業者」相談窓口等の記事を掲載した。

また、委員会のバナーは、これまで5事業者団体及び11の地方総合通信局等の協力を得て各団体等のウェブサイトにもバナーを掲載し、委員会ウェブサイトへのリンク設定を行ってきたが、平成21年度において、新たに1事業者団体の協力により、当該団体のウェブサイトにも同様のバナーを掲載した。



電気通信事業者間のトラブル用バナー



無線局の混信に係るトラブル用バナー

(3) 各種会合における周知活動

平成21年9月から平成22年2月までの期間中、全国5会場（群馬県、東京都港区、東京都中央区、大阪府、愛知県）において、委員会の活動内容、過去の紛争処理事例及び「電気通信事業者」相談窓口等について、事務局職員による講演を行った。

【実施結果】

実施日	主催	開催地	開催模様
平成21年 9月11日	・社団法人 日本インターネット プロバイダー協会	群馬県 高崎市	
平成21年 10月22日	・関東総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 関東支部	東京都 港区	
平成22年 1月21日	・社団法人 テレコムサービス協会	東京都 中央区	
平成22年 2月12日	・近畿総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 近畿支部	大阪府 大阪市	
平成22年 2月16日	・東海総合通信局	愛知県 名古屋市	

(4) 電気通信事業者間紛争の実態調査の実施

平成21年10月から12月までの期間中、「電気通信事業者間の紛争に関する現状及び電気通信事業紛争処理委員会に対する電気通信事業者の意見・要望等を把握することにより、電気通信事業者間の紛争の迅速かつ円滑な解決に資すること」を目的として電気通信事業者5,000社に対し郵送による実態調査を実施した（有効回答1,304社）。

また、調査に併せ、委員会の概要資料を送付するなど委員会の周知・広報を行った。

実態調査の結果、委員会の認知度に関する質問では、約3割の事業者が当委員会の「名称を知っている」と回答し、認知経路として「事業者団体経由」を挙げた事業者が最も多かった。委員会の周知活動は、主に事業者団体を経由して行っているが、今回の調査対象には事業者団体に加盟していない事業者が多く含まれている。そのため、「委員会を知らない」と回答した事業者が多かったのではないかと考えられる。他方、今回の調査が事業者団体に加盟していない事業者に対する委員会の周知としても効果があったことが伺える。

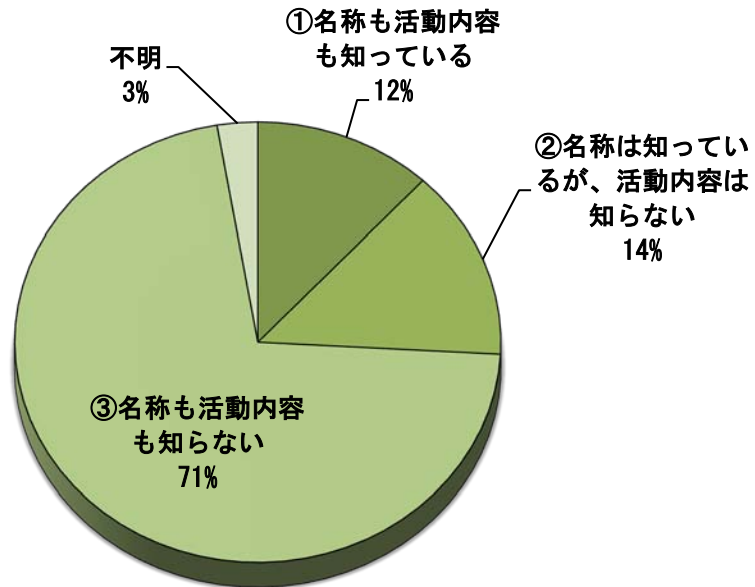
事業者間協議に関する質問では、「現在協議中又は今後協議等を検討している案件」として、「接続料の額や支払い方法」と回答した事業者が104社と一番多く、次いで「中継系・加入者系ダークファイバ、IP網との接続」が78社、「電気通信役務の提供に関する業務の委託（利用者への料金の請求や回収、各種販売や注文取次ぎなど）」が76社の順に多かった。また、「事業者間での協議が平行線となっているものがある」と回答した事業者が14社あり、そのうち半数以上の事業者が「今後、あっせん又は仲裁を利用したい」と回答している。一方で、「あっせん又は仲裁を利用したくない」と回答した事業者にその理由を尋ねたところ、「申請書の作成の負担、その他手続面の負担が大きい」との回答が多かった。

調査終了後、「事業者間での協議が平行線となっているものがある」と回答した事業者を中心にフォローアップを行い、必要に応じ相談等を行った。

なお、相談等の状況は、本件実態調査後のフォローアップ以外のものも含め、第Ⅲ部第1章においてまとめているので参照されたい。

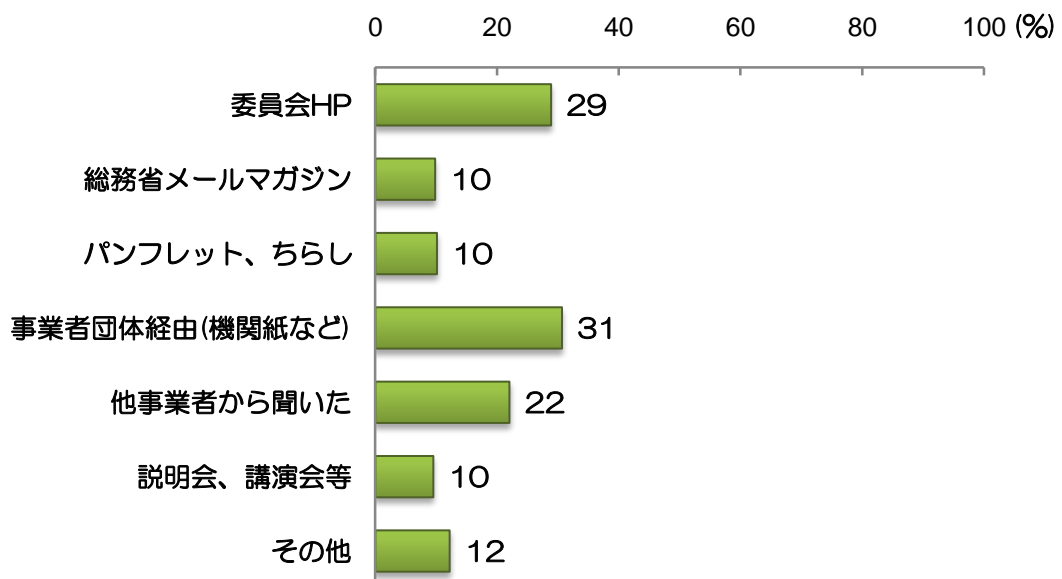
【参考】電気通信事業者間紛争の実態調査結果（抜粋）

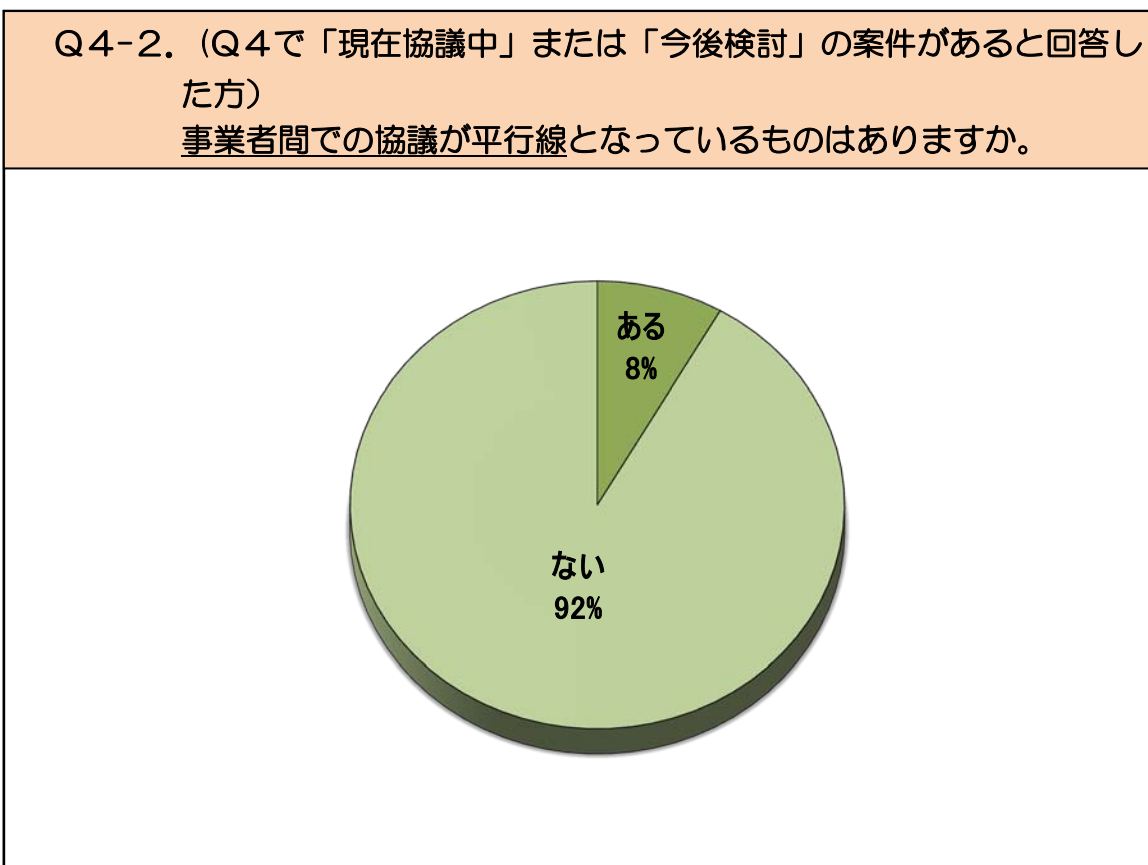
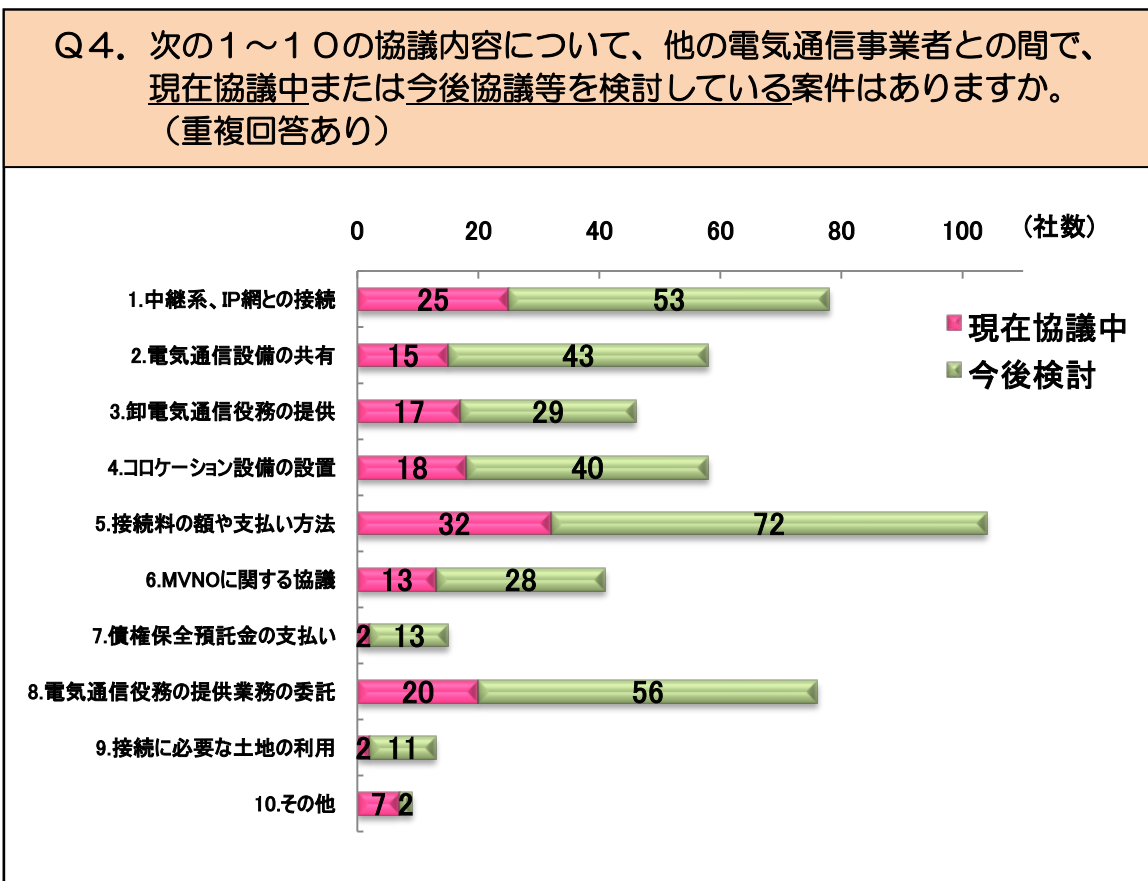
Q1. これまで「電気通信事業紛争処理委員会」のことをご存知でしたか。



Q2. (Q1で①又は②と回答した方)

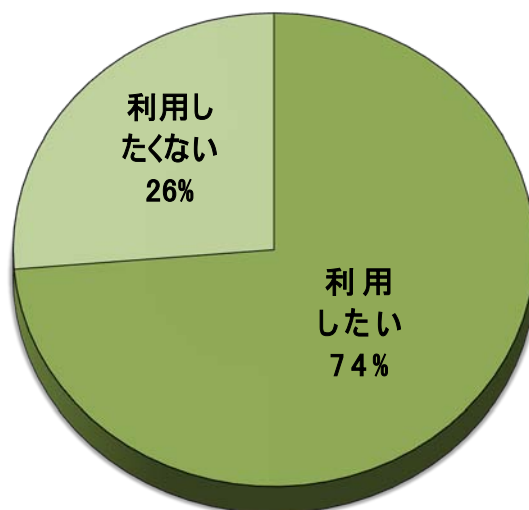
電気通信事業紛争処理委員会のことを、どのような媒体・経路でお知りになりましたか。





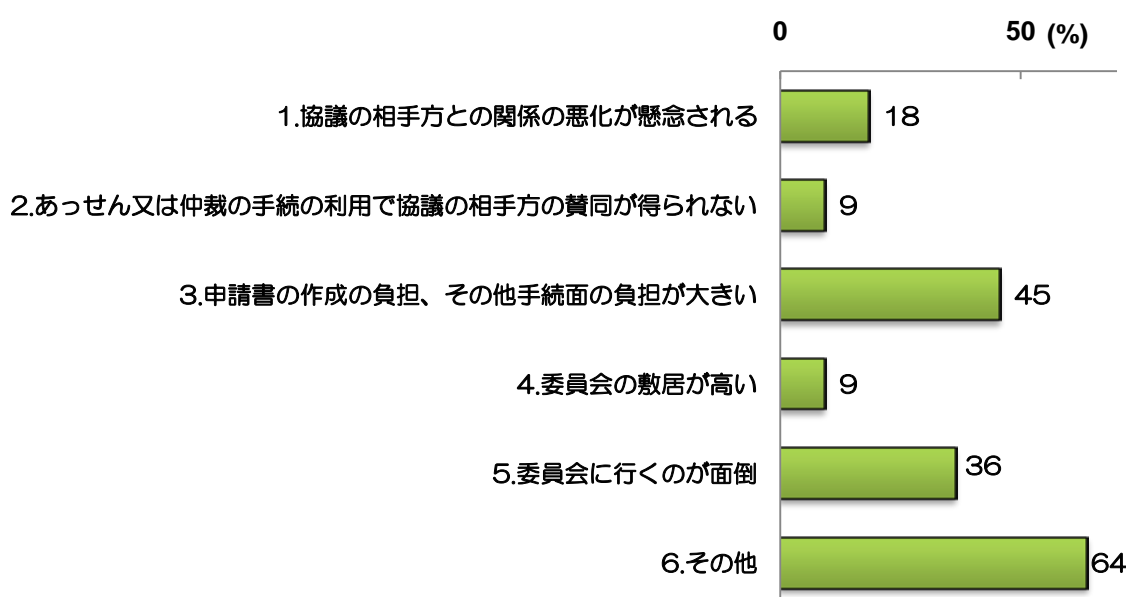
Q6. (Q4-2で「ある」と回答した方)

今後、「あっせん」又は「仲裁」を利用したいと思いますか。



Q7. (Q6で「利用したくない」と回答した方)

「あっせん」又は「仲裁」を利用したくない理由は何ですか。



第Ⅱ部 委員会を取り巻く状況

第1章 電気通信事業及び電気通信政策の動向

委員会は、委員会を取り巻く環境の変化に適切に対応していかなければならない。ここでは、平成21年度における電気通信事業や電気通信政策の動向について、概観する。

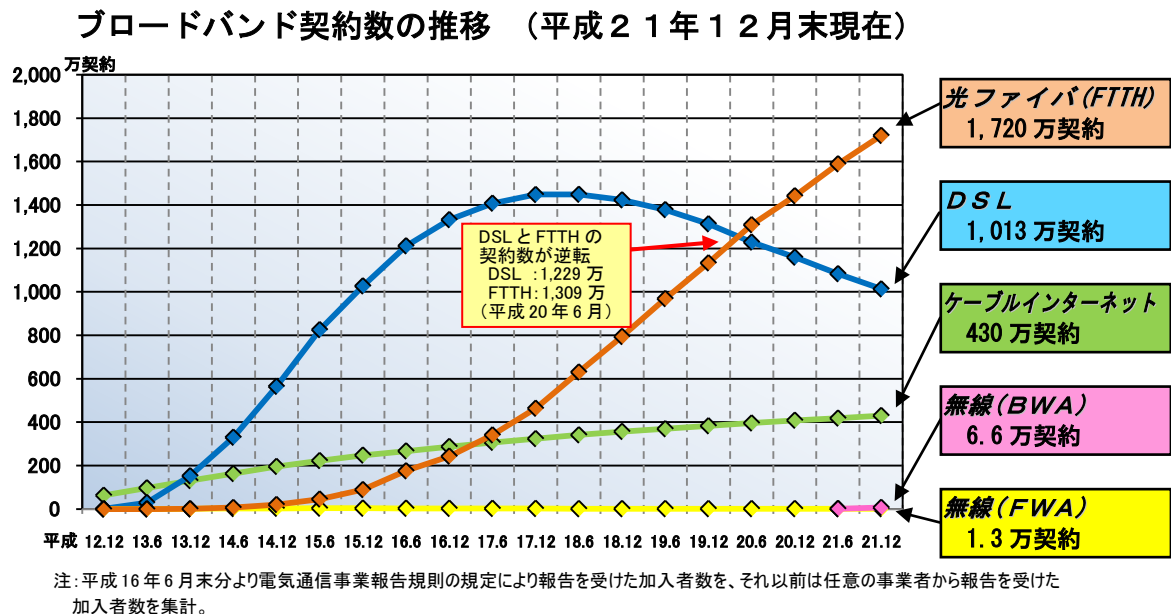
1 電気通信事業の現況

(1) 電気通信サービスの状況

平成21年度において、ブロードバンド化・IP化、モバイル化の傾向はさらに進展した。

ア ブロードバンド化・IP化の進展

ブロードバンドサービス全体の契約数¹は、平成21年12月末には3,170万を超え、対前年同期比で5.3%増加した。このうちサービス別の契約数では、FTTHのブロードバンドサービス全体に占める割合が、平成21年6月末に初めて50%を超えた。また、DSLは減少を続けているものの、下げ止まりの傾向にある。



¹ FTTH、DSL、CATV、FWA及びBWAの各アクセスサービスの契約数の合計。
 なお、BWAは、平成21年3月末期からブロードバンドサービス契約数として新たに追加された。

IP電話の利用番号数は、平成21年12月末で2,231万件となり、対前年同期比で13.9%増加している。このうち、0AB～J-IP電話は1,366万件（対前年同期比32.2%増）、050-IP電話は865万件（対前年同期比6.5%減）となっている。

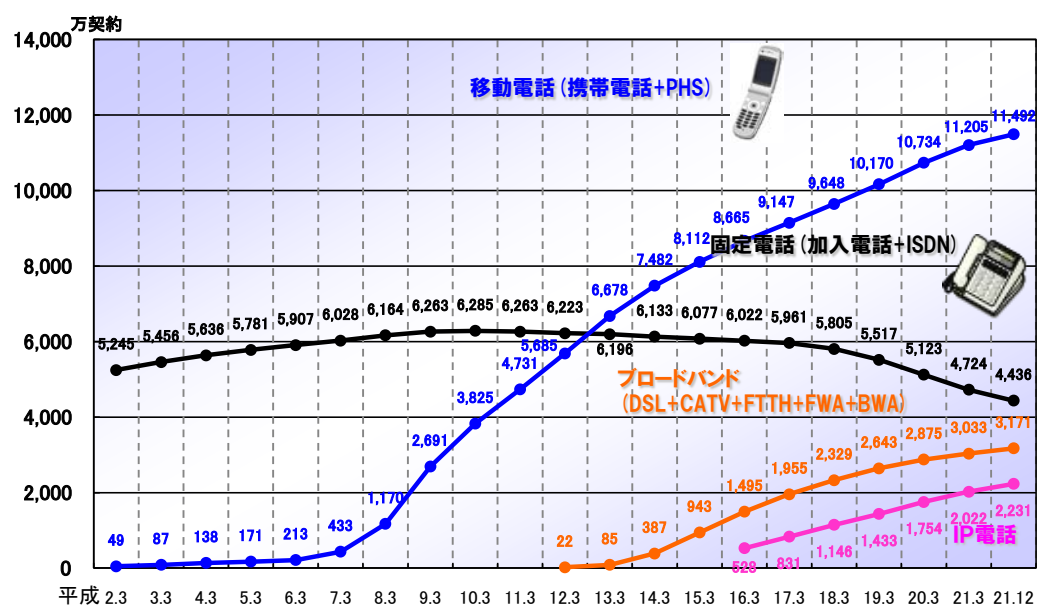
他方で、固定電話（加入電話及びISDN）の契約数は、減少を続けており、平成21年12月末で4,436万（対前年同期比8.4%減）となっている。

イ モバイル化の進展

固定電話の契約数が減少傾向にある一方、平成21年12月末には移動体通信（携帯電話及びPHS）の契約数は1億1,492万となり、固定電話の契約数の約2.6倍の規模となっている。

携帯電話においては、高速データ通信が可能な第3世代携帯電話（3G）の契約数が増加し、携帯電話契約数に占める3Gの割合は96.0%²（平成21年12月末）となった。

各種サービス加入契約数の推移（平成21年12月末現在）



【出典：総務省作成資料をもとに作成】

(2) 競争の状況

平成21年12月末におけるNTT東西及びNTTドコモの市場シェアをみると、固定通信でのNTT東西のシェアは、加入電話の契約数（NTT

² 社団法人電気通信事業者協会のホームページに掲載されているデータから算出した。

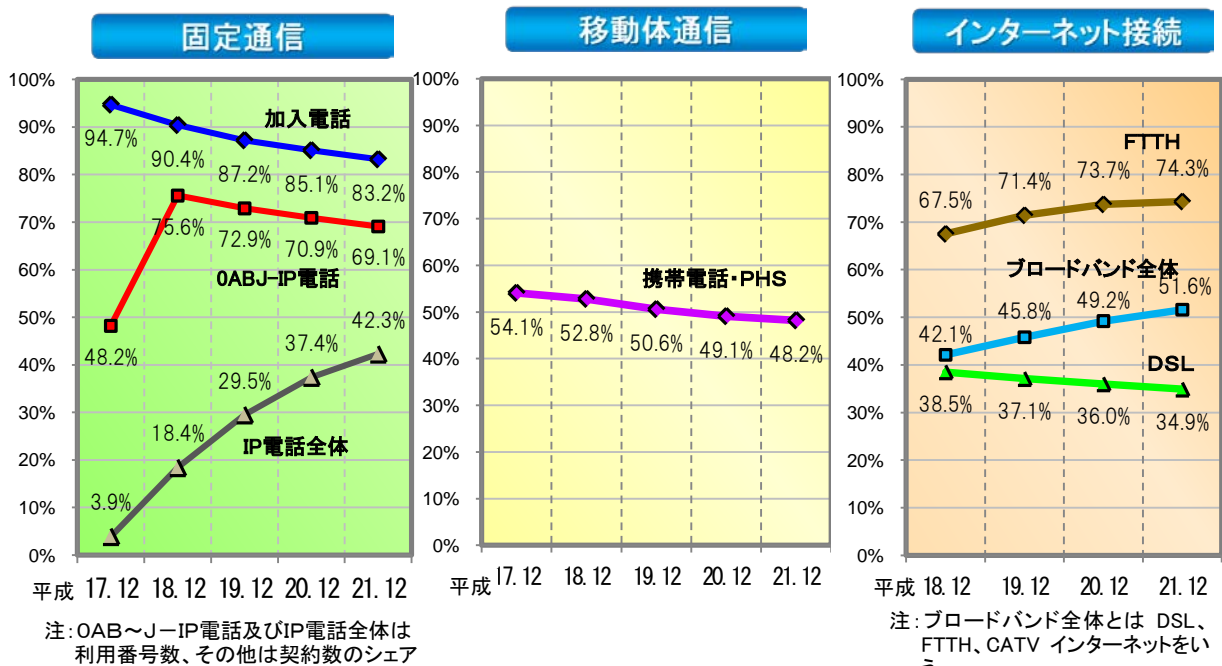
加入電話、直収電話、0AB～J-IP電話、CATV電話の合計)で83.2%、0AB～J-IP電話の利用番号数で69.1%と、NTT東西が高いシェアを占めている。

移動体通信でのNTTドコモのシェアは、携帯電話・PHSの契約数で48.2%であり、近年は、おおむね横ばいで推移している。

インターネット接続でのNTT東西のシェアは、FTTHの契約数で74.3%と、高いシェアを占めており、ブロードバンド全体（FTTH、DSL、CATVインターネットの合計）においても平成21年6月末の時点で5割を超え、同年12月末時点で51.6%の市場シェアを占めている。

最近の傾向としては、FTTH及びIP電話全体で、NTT東西のシェアが着実に増加していることが注目される。

NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移



【出典:総務省作成資料をもとに作成】

2 電気通信政策の動向

(1) グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

少子高齢化の急速な進展による経済成長への影響等が懸念される中、グローバルな視点から、競争政策を環境変化に対応したものに見直すとともに、ICTの利活用により、我が国及び諸外国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、新たなICT政策について検討することを目的として、平成21年10月に「グローバル時代におけるICT政策に関するタス

クフォース」が発足した。

同タスクフォースは、次の4つの部会並びに総務大臣、総務副大臣、総務大臣政務官（政務三役）及び各部会の座長・座長代理からなる政策決定プラットフォームにより構成される。政策決定プラットフォームは、各部会からの検討状況の報告を受け、指示することとされている。開催期間は、1年程度を目途とされている。

ア 過去の競争政策のレビュー部会

電気通信市場の自由化以降における競争政策が国内市場の競争促進や国際競争力の向上等に与えた影響について検証作業が行われている。

イ 電気通信市場の環境変化への対応検討部会

ICT産業の将来像、情報通信市場の更なる発展に向けた取組み等について検討が進められている。

ウ 国際競争力強化検討部会

我が国ICT産業の国際展開方策、人材育成、コンテンツ産業振興等について検討が進められている。

エ 地球的課題検討部会

全世界的課題である環境問題解決プロジェクトの構築、誰もが使い勝手がよい「ユニバーサルICT利活用モデル」の構築、誰もが社会参画可能な社会構築のためのICT利活用モデルの構築等について検討が進められている。

(2) 競争政策の全体像

電気通信事業の競争政策は、2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして平成18年9月に策定された「新競争促進プログラム2010」に基づき展開されている（平成19年10月改定、平成21年6月再改定）。

新競争促進プログラム2010のフォローアップ・再改定

新競争促進プログラム2010 (06年9月19日策定、07年10月23日改定)	
ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ(2010年代初頭までに実施)	
各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。	
1. 設備競争の促進	各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進
2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し	市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備
3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し	他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し
4. 移動通信市場における競争促進	移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化
5. IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備	IP化に対応した通信端末の機能、認証制度、利用環境等の在り方の検討
6. 料金政策の見直し	料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスキップ規制等の見直し
7. ユニバーサルサービス制度の見直し	ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し
8. ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備	ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討
9. 紛争処理機能の強化	事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討
10. 消費者保護策の強化	急激な市場環境の変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策の検討
11. 競争ルールの一層の透明性の確保等	テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供
本プログラムのフォローアップ・再改定	
✓進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表。 ✓併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、プログラムの見直し(リボルビング)を実施。	

【出典:第6回情報通信審議会電気通信事業政策部会(H21.8.6)資料】

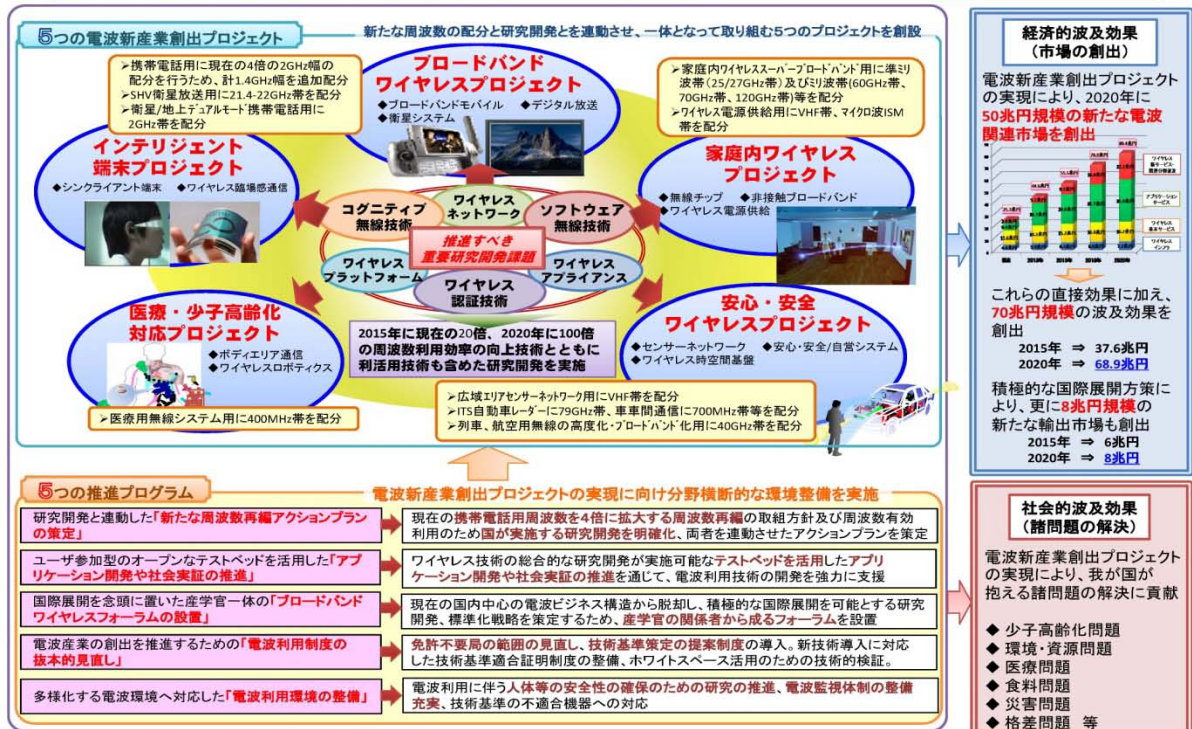
(3) 電波政策の全体像

我が国における2010年代の電波利用の将来像とそれらを実現するための課題を明らかにするとともに、2010年代の電波有効利用方策について検討する事を目的として、平成20年10月から「電波政策懇談会」が開催された。同懇談会では、新しい電波利用の実現に向けた周波数再編のシナリオの策定、電波有効利用のための研究開発ロードマップの策定、新たな技術・サービス導入に向けた利用環境整備の方針の策定などについて検討が行われ、平成21年7月に「電波新産業創出戦略 ～電波政策懇談会報告書～」³が取りまとめられた。

³ 参考:「電波新産業創出戦略 ～電波政策懇談会報告書～」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban09_090713_1.html

電波新産業創出戦略

新たな電波新産業の創出とともに、我が国が抱える様々な社会問題を解決し、ユーザーの生活の更なる向上を図るため、2015年までに5つの電波新産業創出システムを実現し、2020年までに更に高度化・発展させることが不可欠



【出典：総務省報道資料(H21.7.13)：「電波新産業創出戦略 ～電波政策懇談会報告書～」の公表及び意見募集の結果について】

また、平成21年12月には、ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用の促進に向けた検討を行うため、「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」が発足している。

検討チーム 目的・趣旨

地域コミュニティの情報発信手段など有効に電波を活用することにより、地域再生など諸問題の解決を図っていくことが期待される。

一方、電波は有限希少な資源であることから、これを国民の利便性向上につなげるためには、ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用を促進することが必要である。

さらに、このような電波の有効利用によって、新たな産業と雇用を生み出す内需主導型の経済成長の実現にも寄与していくものと考えられる。

以上の観点に立ったうえで、新たな電波の有効利用の方向性を検討し、その実現に向けた具体的な提言を策定する。

ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用の促進



※ ホワイトスペースとは、放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

【出典：新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム第1回会合(H21.12.2)配布資料】

(4) 平成21年度における主な政策展開

次に、平成21年度における競争政策及び電波政策の個別政策の中から、委員会に特に関係の深いものを取り上げる。

ア 線路敷設基盤の開放促進

鉄塔等の設備共用ルールについて、情報通信審議会から答申（「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月））⁴が行われた。

同答申では、鉄塔等のネットワーク構築を行う上で基盤となる設備の有効活用を図ることは、利用者利便の向上に資すると考えられることから、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当であるとの考えが示された。

同答申及び関係事業者からの要望等を踏まえ、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正が行われる予定である。

イ 指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し

(7) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備

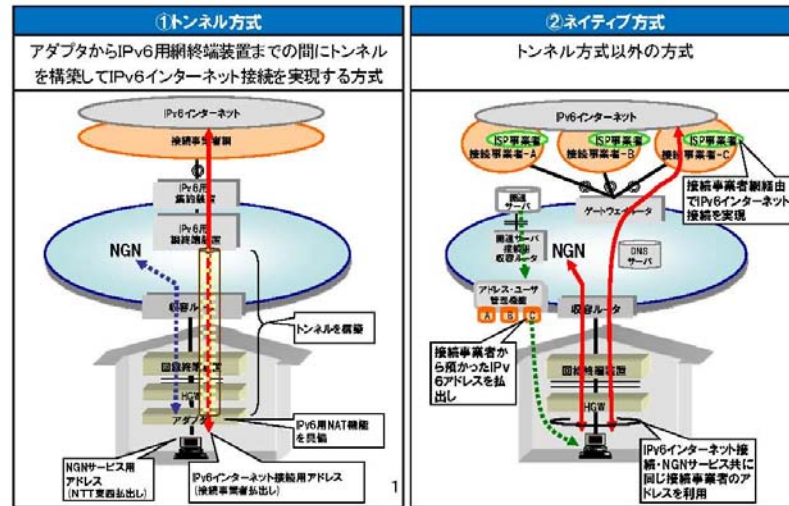
現在、NTT東西の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）におけるインターネット接続サービスは、IPv4という通信方式で提供されているが、今後、日本国内におけるIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があることから、IPv4からIPv6への移行が求められている。他方、NGNでは、いわゆる「マルチプレフィックス問題」が生じることから、この問題を解決するため、事業者間協議が行われた。その結果を踏まえ、事業者から以下の2方式に関する接続申込みが、NTT東西に対し行われた。平成21年5月、NTT東西からこれらの方式に関する網改造料等を設定するための接続約款の変更認可申請が行

⁴ 参考：「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会答申

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/20130.html

⁵ NGNユーザに対しては、NTT東西が払い出す閉域網内サービス用のIPv6アドレスと、ISP事業者が払い出すインターネット接続サービス用のIPv6アドレスの2つのアドレスが払い出されることとなるため、インターネット接続サービスを利用する際に、送信元アドレスとして閉域網内サービス用のIPv6アドレスが誤選択されると、パケットロスが発生するなど、通信に不具合が生じる問題。

われ、同月、総務大臣により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された。平成21年8月、情報通信行政・郵政行政審議会の答申を受けて、NTT東西の接続約款の変更が認可され、NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスに関する機能（①トンネル方式による接続に係るインターフェース提供機能、②ネイティブ方式による接続機能）について、接続申込及び網改造料等の規定が追加された。



【出典：総務省報道資料(H21.5.26)：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集～NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置～】

(イ) その他の接続ルールの整備

① 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置

中継ダークファイバの空き芯線がない区間のWDM装置の設置について、情報通信審議会で検討された結果、同審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）で、中継ダークファイバについては、未だ空き芯線がない区間（Dランク区間）が約4割存在しており、中継ダークファイバの空き芯線のない区間におけるネットワーク構築を図る観点から、WDM装置の設置区間について、中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルし、貸出ルール・情報開示ルールを整備することが適当とされた。一方で、WDM装置の未設区間について、WDM装置の設置義務付けは現時点では適当ではないが、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当との考えが示された。

平成22年1月、同答申を踏まえ、規定整備が行われ、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長が、新たなアンバ

ンドル機能として規定された。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、当該機能についての網使用料、網改造料及び情報開示手続等の設定が行われた。

② FTTTHサービスの屋内配線

これまでFTTHサービスの屋内配線について、明確な整理が行われてこなかったことから、情報通信審議会でその法的位置づけと転用ルールについて検討が行われた。同審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）では、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点などから、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、第一種指定電気通信設備に整理することが適当であるとの考えが示された。

また、その転用ルールについては、関係事業者間で速やかに協議し内容を整理した上で、整備することが適当であるとの考えが示された。

平成22年1月、同答申を踏まえ、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線設備を第一種指定電気通信設備として追加するための規定整備が行われた。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、その使用料及び工事費が新たに設定された。

③ ドライカップのサブアンバンドル（FTTRサービス）

FTTRサービス（電話非重畳型）を提供するためには、接続事業者は、メタル回線（ドライカップ）と光ファイバ回線（ダークファイバ）の二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間では、サービス提供上メタル回線は利用しないので、下部区間に限定したメタル回線メニューの設定（ドライカップのサブアンバンドル）を求める意見が示された。

情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）では、現在FTTH市場でNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、FTTRが、FTTx市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれば、FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当との考えが示された。

平成22年1月、同答申を踏まえた規定整備が行われ、FTTRに

係る機能がアンバンドルされた。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、当該機能についての網使用料及び標準的接続箇所等が設定された。

④ 中継ダークファイバに係る経路情報の開示

中継ダークファイバに係る経路情報の開示について、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）において、「現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当」とされたことを踏まえ、平成22年1月、規定整備が行われた。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、異経路情報の確認調査に係る手続が新たに規定された。

ウ NTT東西等の接続料の算定方法の見直し

(7) 固定電話の接続料の算定方法の見直し

固定電話等の接続料算定方法として、平成20年度から平成22年度までの3年間は長期増分費用モデル(第4次モデル)が適用されている。

平成23年度以降については、接続料算定に使用可能な各種コスト算定を行う最新のモデルを構築する必要があるとして、長期増分費用モデル(第5次モデル)の検討が「長期増分費用モデル研究会」⁶で行われた。

平成22年3月、同研究会の報告書が取りまとめられ、モデル見直しにより、加入者系交換機能、中継伝送機能及び中継交換機能を合計したネットワークコスト全体では、約456億円(10%)の減少となるとされた。

(1) 第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定方法に係る検討

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の算定方法については、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）において、接続料算定の適正性・透明性を図る観点から、接続料算定の考え方を整理

⁶ 参考：「長期増分費用モデル研究会」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/chouki_index.html

することが必要との考えが示された。これを受けて、平成22年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定・公表された。

同ガイドラインでは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料について、①接続料原価の算定プロセス、②接続料原価の対象外とすべきコスト、③利潤の算定、④需要の算定に係る考え方が明確化されるとともに、接続料の届出の際に添付する算定根拠の様式等が規定されている。

エ 債権保全措置の見直し

(7) 「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の改正

平成21年10月、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の改正が行われ、債務の履行の確保のみならず、相手先事業者の事業に及ぼす影響等についても考慮する必要があることを踏まえ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実が図られた⁷。

具体的には、「信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる」旨の記述等が加えられた。

(4) NTT東西の接続約款の変更（債権保全措置に係る規定の変更）

情報通信審議会の答申（平成19年5月）において、「総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受け、その検証を行うこと」とされた。

これを踏まえ、平成21年10月、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果」が取りまとめられた⁸。検証の結果、NTT東西において

⁷ 参考：「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の改正
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/19876.html

⁸ 参考：「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果」の公表
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/19878.html

改善を検討すべき事項として、①信用評価機関の評点を絶対的な基準とするのではなく、評点が基準以下であっても、接続事業者の個別事業を勘案する余地を認めるべきである、②網使用料の預託金等については、支払期限の前倒し等を条件に、網使用料4か月分から3か月分に引き下げる選択肢を提供すべきである等が挙げられた。

平成22年2月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、①債務の履行の担保を求める要件の見直し（信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東西が別に定める基準に該当する場合であっても、接続申込者が支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨をNTT東西が確認できる場合には、債務の履行の担保を要しないものとする。）、②預託金等の軽減等が行われた。

オ 電波利用の高度化・多様化に向けた取組

(ア) 3. 9世代移動通信システムの導入

携帯電話によるデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられている。このような状況を踏まえ、第3世代移動通信システムを高度化した3.9世代移動通信システムの導入のための取組が進められた。

平成20年12月には技術的条件について、情報通信審議会から答申が行われ、平成21年4月には、制度整備のため関係省令等の改正が行われた。

その後、総務省は、3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請を受け付け、平成21年6月、申請のあったすべての事業者（イー・モバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社）に対し、周波数を指定し、認定を行った。認定を受けた各事業者は、平成22年9月以降、順次サービスの開始を計画している。

(イ) 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）用小電力レピータの導入

2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムとしてサービスが提供されている2つの無線方式（モバイルWiMAX及びXGP（次世代PHS））は、現在、鉄道駅構内、空港内等の公共性が高く比較的規模の大きな施設内で基地局の設置によるエリア整備が進められている。

一方、地下街における個別店舗等のような比較的規模の小さい施設内、宅内及び鉄道・バスの車両内等では、経済性や設置スペースの制約などから基地局の設置が困難であった。このため、携帯電話やPHSと同様に、安価かつ迅速に設置が可能な小電力レピータが導入されることとなった。

平成21年6月、小電力レピータの技術的条件について情報通信議会から答申が行われ、その後、制度整備のため関係省令等の改正が行われた。

平成22年1月には、UQコミュニケーションズ株式会社から2.5GHz帯の周波数を使用する小電力レピータに係る特定無線局の包括免許の申請があり、免許が付与されている。

カ その他

(7) 固定電話等に係る接続料

平成22年度のNTT東西の固定電話等（PHS基地局回線機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等）の接続料について、長期増分費用方式（第4次モデル）に基づく改定が以下のとおり行われた。

平成22年度接続料（固定電話等）

	平成22年度接続料(3分当たり)	平成21年度接続料(3分当たり)
GC接続	5.21円 (+0.69円)	4.52円
IC接続	6.96円 (+0.58円)	6.38円
(備考) NTSコスト の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から100%減算。 ・ FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に80%算入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から100%減算。 ・ FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に60%算入。

【出典：総務省報道資料(H22.3.29)：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可－長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定－】

(4) NGNに係る接続料

平成20年3月末から商用サービスが開始されているNTT東西のNGNの3機能（①一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）、②関門交換機接続ルーティング伝送機能（IGS接続機能）、③一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能（中継局接続機能））について、以下のとおり平成22年度接続料の改定があった。なお、そ

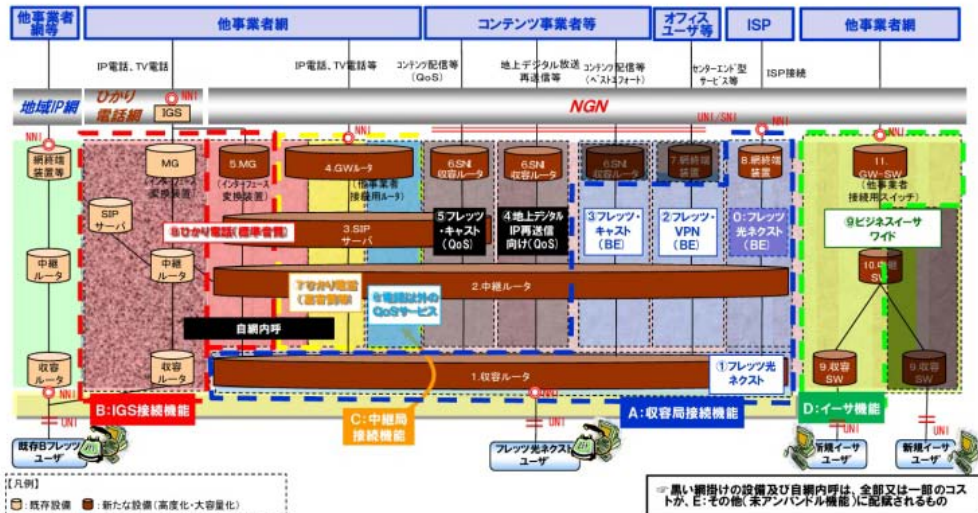
の算定は、平成22年度の1年間を算定期間とした将来原価方式により行われた。

平成22年度接続料（NGN）

	収容局接続機能 (装置・月)		IGS接続機能 (3分) [※]		中継局接続機能 (10Gポート・月)	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
NTT 東日本	216.8万円 (+28.0%)	169.3万円	5.70円 (▲0.5%)	5.73円	634.8万円 (▲0.4%)	637.5万円
NTT 西日本	245.3万円 (▲1.1%)	248.2万円	6.29円 (▲0.6%)	6.33円	534.8万円 (+1.9%)	525.0万円

※ 中継系交換機能に係る平成21年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

【参考】NGNの各機能の形態図



【出典：総務省報道資料（H22.3.29）：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可一次世代ネットワークに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置一】

第2章 委員会の紛争処理機能の拡大

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応するため、総務省は、平成20年度から引き続き、委員会の紛争処理機能の拡大について検討を行い、現在、必要な法整備が進められている。ここでは、これらの状況について概観する。

1 通信・放送の総合的な法体系について

通信と放送に関する総合的な法体系について、平成20年2月にその在り方について、総務大臣より、情報通信審議会に諮問がなされた。

諮問を受けた情報通信審議会は、情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置し、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した具体的な制度の在り方の検討を行い、平成21年8月に本件諮問に対する答申が行われた。

答申では、通信・放送法制の大括り化、通信・放送両用の無線局制度の整備、免許不要局の拡大等について提言がなされた。

情報通信審議会答申(H21.8.26)における主な提言項目	
1. 通信・放送法制の大括り化	有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法の3法を廃止し、放送法に統合する。また、有線放送電話法を廃止し、電気通信事業法に統合する。
2. 通信・放送両用の無線局制度の整備	無線局の本来の目的に支障のない範囲で、通信及び放送の双方の目的に利用可能な免許制度を整備するとともに、免許を受けた後に許可を受けて目的を変更可能とする制度を整備する。
3. 免許不要局の拡大	空中線電力の上限が法律上10ミリワットとされている免許不要局の範囲を拡大する。
4. 有線テレビジョン放送施設に係る許可制の廃止	有線テレビジョン放送事業者の負担の軽減や柔軟な事業運営を促進する観点から、施設設置に係る許可制を廃止する。
5. 放送・有線放送に係る安全・信頼性の確保	近年の放送中止事故の実情を踏まえ、放送を受信している消費者の権利を保障するため、放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等の規定を整備する。
6. 放送の経営の選択肢の拡大	すべての放送において、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、複数事業者で分担して行うかについて、事業者が選択して申請できる制度を整備する。その際、地上放送について、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるようにする。
7. 番組の種別分類に関する公表	放送事業者に対し、その放送番組ごとに、番組の種別と種別ごとの放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備することとし、その際、いわゆるショッピング番組についても、必要な対応を図る。
8. 紛争処理機能の拡大	電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能について、例えば、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線放送事業者間の紛争等へと対象を拡大する。
9. 利用者の権利保障のための規律	有料放送について、利用者への提供条件の説明義務等の規律を整備する。

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

委員会の紛争処理機能については、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当であるとの答申が行われた。

情報通信審議会答申 (H21.8.26) 抜粋

4. コンテンツ規律

(3) 具体的規律

⑤ 再送信制度の在り方

ア 義務再送信制度 (略)

イ 裁定制度

裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である。

また、義務再送信制度の対象と同様に、裁定制度の対象についても、上記アと同様の配慮を払うことが適当である^(注)。

(注) 現行制度の下では、かつては有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務を一部利用したことによって電気通信役務利用放送事業者に移行したため、義務再送信制度の対象からは除外されてしまうという問題が生じていることから、何らかの合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むことが適当ということ。

なお、新たな法体系における制度設計に当たっては、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加え、事業者の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要である。

6. 紛争処理機能の拡大

制度の大括り化・簡素化により、他の事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化してくるものと見込まれる。

このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。

【出典: 第 104 回電気通信事業紛争処理委員会 (H22.2.4) 会議資料 (総務省作成)】

区域外再送信について

○ 「区域外再送信」とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。ケーブルテレビ事業者は、有線テレビジョン放送法の規定により、放送局の放送を再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

○ 地上デジタル放送への移行に際し、区域外再送信の同意に関する協議について難航する事例が生じ、円滑な移行に対する障害が懸念される状況に至ったこと等を踏まえ、総務省では、平成19年、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催。

○ 研究会の提言を受け、再送信同意に係るガイドラインを策定 (平成20年4月30日)。

◇ 区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。

【再送信同意制度の概要】

出典: 情報通信審議会(H21.4.21)資料

【出典: 第 104 回電気通信事業紛争処理委員会 (H22.2.4) 会議資料 (総務省作成)】

再送信ガイドラインについて	
<p>○ 概要</p> <p>総務省では、平成20年4月30日、研究会の提言を踏まえ、再送信同意に係る事業者間の協議ルールと、同意裁定とはならない「正当な理由」に関するガイドラインを策定。</p> <p>○ 主な内容</p> <p>① 事業者間の協議ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> － 協議の原則(放送法・有線テレビジョン放送法の目的を踏まえ、誠実に協議を行うこと等)を定めるとともに、協議の開始時期、協議における説明事項等を規定。 <p>② 同意裁定とはならない「正当な理由」の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> － 従来の5つの基準は、引き続き維持(下記に該当する場合は「同意」裁定とはならない。) ① 意に反して、一部カットして放送される場合。 ② 意に反して、異時再送信される場合。 ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合。 ④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できる見通しがない等、適格性に問題がある場合。 ⑤ 受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合。 － 放送事業者の「放送の地域性に係る意図」に関する基準を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活面・経済面の関連性が深い地域は、裁定では「同意」裁定。少なくとも、放送対象地域と隣接する市町村は「同意」裁定。 ・ 逆に、国民の視点で一見明白に遠方にある地域は「同意」裁定とはならない。ただし、裁定によらずに民間の協議が調えば、再送信を行うことは可能。 － 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。 － 地元放送事業者の経営に与える影響、「地元同意」の有無等は、裁定に当たって考慮しないことを明記。 	
<p>○ ガイドライン施行後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ガイドラインを活用し、当事者間の協議を促進。 ・ 協議の進展状況の把握と再送信同意の適正化に資するため、平成20年12月末時点の同意状況を調査中。 	
出典：情報通信審議会答申案(H21.6.15)参考資料	

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

2 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

総務省は、電気通信事業をめぐる市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境を維持・確保する観点から接続ルールの在り方について検討を行うため、平成21年2月、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について情報通信審議会に諮問し、平成21年10月に答申があった。

答申では、モバイル市場や固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備等について提言がなされた。

委員会の紛争処理機能については、現在、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じて、同委員会の紛争処理の対象とはならない状況にあることから、委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、電気通信事業は営むものの回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられるとの答申が行われた。

また、モバイルネットワークインフラの利活用に関し、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当であるとの答申が行われた。

情報通信審議会答申(H21.10.16)抜粋①

第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化(略)

2. 紛争処理機能の強化等

(1) 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化

1) 現状

現在、紛争処理委員会は、事業法に基づき、原則、紛争当事者が電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされている。このため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じても、同委員会の紛争処理の対象とはならない状況にある。

2) 主な意見(略)

3) 考え方(抄)

多様化・複雑化する接続形態に対応し、円滑な接続を確保する観点からは、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられる。

【出典:第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

情報通信審議会答申(H21.10.16)抜粋②

第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証

2. モバイルネットワークインフラの利活用

空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的なスペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

(1) 鉄塔等の設備共用ルール

1) 現状(略)

2) 主な意見(略)

3) 考え方(抄)

一般的な事業者間協議であっても、電気通信設備の共用であれば、総務大臣裁定や紛争処理委員会の紛争処理機能の対象となる(事業法第38条等)ため、鉄塔等の共用を促進する上での紛争処理機能の重要性にかんがみ、総務省においては、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。

【出典:第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

3 情報通信審議会答申後の状況

総務省は、通信・放送の総合的な法体系に関する答申及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する答申等を踏まえ、新政権の下で放送法、電波法及び電気通信事業法等の改正案の検討を行い、所要の修正・追加を行った上で、「放送法等の一部を改正する法律案」として平成22年3月5日に国会に提出し、必要な制度整備を現在進めている。

第Ⅲ部 平成21年度における紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

当委員会は、次の4つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ② 無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ③ 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ④ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対する勧告

また、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、接続その他電気通信事業者間のトラブル等に関する問合せ・相談等に対応している。

平成21年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会発足以来の紛争処理件数は【資料6】、紛争処理事例の内容別一覧は【資料7】のとおりである。

1 平成21年度における紛争処理件数

平成21年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は3件であった。そのうち、あっせんをしないものとした事件が1件、あっせんにより解決した事件が1件、申請が取り下げられた事件が1件であった。また、総務大臣から諮問を受け答申を行った事案が1件であった。

電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理件数（平成21年度）

あっせん申請	処理終了	処 理 中
3	3 (あっせん不実行 1) (あっせん打切 0) (解決 1) (申請取下げ 1)	0

仲裁申請	処理終了	処 理 中
0	0 (仲裁判断 0)	0

諮 問	答 申	審 議 中
1	1	0

勧 告
0

2 あっせん・仲裁

(1) あっせん

委員会が行ったあっせんの申請に係る事件の処理の経過概況は、次の表のとおりである。

3件のあっせん事件のうち1件は、あっせん手続の結果解決した。また、1件は、あっせん申請の後、当事者同士の協議が再開され、双方合意に達することができたため、取り下げられた。残る1件は、相手方からあっせんに応ずる考えはない旨の通知を受けたため、あっせんをしないものとした。

事 件	申 請	処 理 終 了	終 了 事 由
平成 21 年(争)第 1 号	平成 21 年 9 月 15 日	平成 22 年 1 月 21 日	解決
平成 21 年(争)第 2 号	平成 21 年 10 月 27 日	平成 22 年 1 月 14 日	取下げ
平成 21 年(争)第 3 号	平成 21 年 12 月 28 日	平成 22 年 1 月 15 日	不実行

(2) 仲裁

平成 21 年度中、仲裁事件はなかった。

2 総務大臣への答申

平成 21 年度中、総務大臣から業務改善命令に関する諮問が 1 件あった。委員会は、諮問について審議を行い総務大臣への答申を行った。

事 案	諮 問	答 申
諮問第 7 号	平成 22 年 1 月 28 日	平成 22 年 2 月 4 日

3 総務大臣への勧告

平成 21 年度中、総務大臣への勧告はなかった。

4 「電気通信事業者」相談窓口における相談等

(1) 平成 21 年度における相談件数

「電気通信事業者」相談窓口において、平成 21 年度に 57 件の相談、問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりであり、接続の諾否に関する相談が 22 件と 3 割以上を占めている。

相談内容	受付件数
ア 接続の諾否	22件
イ 接続に関する費用負担	12件
ウ 卸役務の提供	10件
エ 土地の利用	3件
オ その他	10件
計	57件

(2) 主な相談内容

ア 接続の諾否

中継ダークファイバとの接続について相談があり、その後、あっせん申請に至った（第Ⅲ部第2章 1を参照）。

イ 接続に関する費用負担

債権保全措置について相談があり、その後、あっせん申請に至った（第Ⅲ部第2章 2を参照）。

ウ 卸役務の提供

卸役務の提供を受けようと、事業者間で協議を行ったが、その料金について協議が難航しているとの相談がMVNOからあった。

エ 土地の利用

他の電気通信事業者の土地の利用について、その占用料の支払いを巡って協議が難航しているとの相談があった。

オ その他

ローミング契約に関する費用負担について相談があった。

第2章 あっせん事件の処理状況

1 平成21年9月15日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成21年9月16日（争）第1号）（接続の諾否に関するあっせん申請）

(1) 経過

- 平成21年 9月15日 関西ブロードバンド株式会社（以下「関西BB」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
- 9月16日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知
- 9月18日 あっせん委員（龍岡委員長、坂庭委員長代理、尾畑委員、富沢委員及び瀨上委員）指名
- 10月13日 NTT西日本、答弁書提出（⇒（3））
- 10月21日 両当事者より意見の聴取
- 11月13日 両当事者より意見の聴取
- 11月30日 あっせん委員（白井特別委員）追加指名
- 12月16、17日 NTT西日本局舎立入り調査
- 平成22年 1月20日 両当事者より意見の聴取
あっせん案の提示（⇒（4））
関西BBがあっせん案を受諾
- 1月21日 NTT西日本があっせん案を受諾
あっせん終了

(2) 申請における主な主張

ア NTT西日本が確保している中継光ファイバの開放について

(ア) 関西BBは、地方公共団体から受注した条件不利地域における情報通信基盤整備のため、NTT西日本の中継光ファイバの6区間において中継光ファイバの利用を希望しているが、いずれの区間も開示情報がランク「D（空き芯線がない）」となっている。他方、当該地方公共団体の案件に、NTT西日本も応札しており、当該区間においてNTT西日本が確保している中継光ファイバの開放についてあっせんを求める。

(イ) あわせて、公正な競争条件の確保の観点から他の案件においても事前確保されている中継光ファイバの開放についてあっせんを求める。

イ 中継光ファイバの空き状況の情報開示及び当該基準の運用について

(ア) NTT西日本が受注した地方公共団体の案件において、各地方公共団体への企画提案説明の前後で、中継光ファイバの空き状況がランク変更されており、当該ランク変更に関する事実関係の開示について、あつせんを求める。

(イ) また、中継光ファイバの空き状況の分類基準の具体的かつ詳細な開示（予備用芯線に係る確保の基準の開示などを含む）及び当該基準の客観的に透明性のある運用の実施（DFの公開情報の更新手続きの透明性の確保などを含む）について、あつせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張

ア NTT西日本が確保している中継光ファイバの開放について

(ア) 関西BBが利用を希望している6区間について、既設の多重伝送路上に中継回線を確保する予定であった。

(イ) 中継光ファイバの確保については、他事業者と同一の手続きにより、実施しており、当社が一旦確保した芯線についても需要計画を適宜見直すこと等の結果、不要になった場合には、速やかに開放している。

イ 中継光ファイバの運用について

(ア) ランク変更を行った区間においては、新たに利用が見込まれなくなった芯線を開放し、適正に情報開示の変更を実施したもの。

(イ) 光ケーブルの保守に必要となる芯線を確保した上で、提供可能な空き芯線を貸し出すこととしており、その空き状況を開示している。

(4) 両当事者が合意したあつせん案の概要

ア NTT西日本及び関西BBは、あつせん申請書で記載した区間等、関西BBが中継光ファイバの利用を要望する区間のうち、利用可能な中継光ファイバがない区間について、NTT西日本の中継光ファイバの両端に設置された多重伝送装置との接続を行う方式等により、NTT西日本が関西BBに中継光ファイバの代替手段を提供することに関する具体的な協議を早急に開始する。

また、NTT西日本は、今後、関西BBからの具体的な要望に応じて、当該接続について検討を進めるとともに、当該接続を代替コンサルティングのメニュー項目に含めることについて検討を行う。

イ NTT西日本は、同社利用部門が確保する中継光ファイバに関しては現時点における利用又は利用予定の有無、また、光ケーブルの保守に必要となる芯線に関しては現時点における必要性の有無を改めて確認し、その結果不要とされたものについては速やかに返納を行う（特に他事業者への中継光ファイバ開放時から中継光ファイバの空き情報が「D」ランクの区間については、重点的に確認。また、多重伝送装置が導入されている区間については、設備更改に合わせて、当該装置の利用を検討する等、中継光ファイバの効率的利用について引き続き努力。）。

また、他事業者が確保する中継光ファイバについても、NTT西日本同様の取組みを実施するよう申入れを行う。

以上の結果の概要について、電気通信事業紛争処理委員会に報告する。

ウ NTT西日本は、同社接続約款に規定される同社の中継光ファイバとの接続に関する手続き等に関し、接続をより円滑に行う観点から、中継光ファイバについて、過去の空き情報の閲覧の容易化、空き情報の変更理由の付加、空き情報の更新のタイミングの明示、光ケーブルの保守に必要となる芯線の確保及びその目的の明示を行うことにより、空き情報閲覧画面の情報閲覧機能の更なる充実を図る。

エ NTT西日本は、中継光ファイバの一層の適正な管理に資するため、同社の中継光ファイバに関する区間毎の利用状況を管理する体制を整備し、その整備概要について電気通信事業紛争処理委員会に報告する。

2 平成21年10月27日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成21年10月27日（争）第2号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

(1) 経過

- 平成21年10月27日 有限会社ナインレイヤーズ（以下「ナインレイヤーズ」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
- 10月29日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知
- 平成22年 1月 7日 ナインレイヤーズ、申請の取下げ（⇒（3））
- 1月14日 あっせん手続の取りやめ（当事者への通知）

(2) 申請における主な主張

ナインレイヤーズは、NTT西日本のダークファイバ及び地域IP網と自社のネットワークを接続することにより、高知IX（インターネット接続）サービス等を提供している。

平成21年5月、NTT西日本より、NTT西日本の接続約款第77条の3第1項第4号の「別に定める基準」に該当するとして、債権保全措置（新規利用分のダークファイバについては最低利用期間（1年分）の担保、既存利用分については4ヶ月分の担保）を求められた。

ナインレイヤーズは、昨年より決算状況が良くなっており、当該債権保全措置は不要と考えると主張し、NTT西日本と協議を行ったが、NTT西日本より、信用調査会社の評価は開示できないとの回答を受けたこと等により、協議が不調となったことから、当該債権保全措置の要否について、あっせんを申請する。

(3) あっせん申請取下げ

あっせん申請後、再度の当事者間の協議を平成21年11月に行い、ナインレイヤーズは、最新の財務諸表をNTT西日本に提出し、NTT西日本は当該財務諸表を確認後、信用評価機関へ評価の最新化を依頼した。その結果、NTT西日本より債権保全措置の必要がないことが確認できたとの連絡がナインレイヤーズにあった。このため、ナインレイヤーズは、平成22年1月にあっせんの申請を取り下げ、あっせんをしないこととなった。

3 平成21年12月28日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成21年12月28日（争）第3号）（接続の諾否に関するあっせん申請）

(1) 経過

平成21年12月28日 生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）、あっせんの申請（⇒（2））

平成22年 1月 6日 株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知

1月12日 NTTドコモ、あっせんに応じる考えはない旨の報告（⇒（3））

1月15日 両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知

(2) 申請における主な主張

生活文化センターはNTTドコモに対し、平成21年7月以降、レイヤ2接続、音声接続、ISP接続、SMS（ショートメッセージ）等について、各々、事前調査申込みや接続申込みを行っている。

同年12月に、NTTドコモより各接続について、接続拒否の連絡があり、協議が不能となったことから、レイヤ2接続等の実現について、あっせんを申請する。

(3) あっせん不実行

NTTドコモに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、NTTドコモより、「生活文化センターとの間におけるMVNOの提供に係る相互接続については、同社に対し、理由を示した上で、明確な接続拒否の回答をしており、当該接続拒否に係る方針を変更する考えはなく、歩み寄りの余地がないことからあっせんに応じる考えはない。」との報告が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

第3章 諮問事案の処理状況

平成22年2月4日命令事例（平成22年2月4日総基事第21号）

(1) 経過

- 平成22年 1月28日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問
（⇒（2））
- 2月 4日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申
（⇒（3））
- 総務大臣、西日本電信電話株式会社に対して業
務の改善を命令（⇒（4））

(2) 諮問

平成22年1月28日諮問第7号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第29条第1項第12号の規定に基づき、以下のとおり、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたいので、事業法第160条第2号の規定に基づき諮問する。

記

平成21年11月18日、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社NTT西日本一兵庫（以下「NTT西日本一兵庫」という。）において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年12月17日にNTT西日本から提出された報告によれば、同年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への

電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、NTT西日本一兵庫の従業員が、同情報を、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、NTT西日本が同様に業務を委託する株式会社NTT西日本一北陸（以下「NTT西日本一北陸」という。）においても、同年4月から11月にかけて、NTT西日本一北陸の従業員が、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、NTT西日本、NTT西日本一兵庫及びNTT西日本一北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「他の事業者等に関する情報」という。）を提供した行為は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法

第29条第1項第12号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたい。

別 紙

- 1 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
- 2 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
- 3 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制をNTT西日本において構築し、また、NTT西日本が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること
- 4 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、NTT西日本及び地域子会社等による自主点検の拡充、NTT西日本による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること
- 5 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を業務の改善命令を行った1ヶ月後までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況をとりまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること

(3) 答申

平成22年2月4日電委第19号(次のとおり)

答申書

平成22年1月28日付け諮問第7号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すべきこと。
- 2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
 - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
 - ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

(4) 命令

西日本電信電話株式会社あて平成22年2月4日総基事第21号(次のとおり)

業務の改善等について(命令)

平成21年11月18日、貴社が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社NTT西日本-兵庫(以下「NTT西日本-兵庫」という。)において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、貴社に対して、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第166条第1項の規定に基づ

き、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年12月17日に貴社から提出された報告によれば、同年8月から10月にかけて、貴社の従業員が、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本-兵庫の従業員に提供し、次いで、NTT西日本-兵庫の従業員が、同情報を、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、貴社が同様に業務を委託する株式会社NTT西日本-北陸（以下「NTT西日本-北陸」という。）においても、同年4月から11月にかけて、NTT西日本-北陸の従業員が、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、貴社の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本-兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本-兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本-北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、貴社が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、貴社、NTT西日本-兵庫及びNTT西日本-北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「他の事業者等に関する情報」という。）を提供した行為は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、貴社からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関す

る情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずる。

なお、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

別紙

- 1 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
- 2 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
- 3 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制を貴社において構築し、また、貴社が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること
- 4 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、貴社及び地域子会社等による自主点検の拡充、貴社による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること

5 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年3月4日までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況をとりまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること

おわりに

「はじめに」でも触れたとおり、平成21年度における委員会を巡る大きな動きとしては、委員会の紛争処理機能の拡大について法整備が進められていることが挙げられる。本文でも言及したが、ここで改めて述べたい。

委員会は、「電気通信事業法」の規定に基づくあっせん・仲裁については、紛争当事者が「電気通信事業者」である場合の紛争事案のみ取り扱っている。

他方、近年のIP化やブロードバンド化の進展により需要が拡大している通信プラットフォーム事業やコンテンツ配信事業については、電気通信回線設備を設置せずに行っている電気通信事業であり、事業法では「電気通信事業者」に該当しないとされているため、通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じても、委員会の紛争処理の対象とはならない。

通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場がさらに拡大していくことが予想される中で、配信サーバのみを設置する回線不設置事業者と回線設置事業者との間の接続形態が増加していくことが見込まれ、それに伴い、当該事業者間での紛争事案が発生する事態も懸念されている。

また、放送の再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争についても、情報通信審議会の答申において、実態として当事者間の協議が多数進行中であることが指摘されている。

こうした現状を踏まえ、所要の法律の改正案が国会に提出されていることは、第Ⅱ部第2章で記載したとおりである。

委員会にとっては未知の分野であるが、これまでの紛争処理の実績を活用しつつ、対象範囲の拡大によって見込まれる新たな紛争についても、ADR（裁判外紛争処理）機関として求められている役割を果たすべく、迅速かつ円滑に解決できるよう引き続き鋭意努力していく所存である。

【資料編】

- 資料1 退任した委員及び特別委員の状況
- 資料2 委員会のこれまでの開催状況
- 資料3 国際通信調停ワークショップの様様
- 資料4 電気通信の現状
- 資料5 電気通信紛争処理用語集
- 資料6 委員会による紛争処理等の状況
- 資料7 紛争処理事例の内容別一覧

退任した委員及び特別委員の状況

1 委員

氏名	職業	在任期間
こうじょう としまろ 香城 敏磨	獨協大学法科大学院教授	平成13年11月30日～ 平成19年2月14日
たなか けんじ 田中 建二	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成13年11月30日～ 平成19年11月29日
もりなが のりひこ 森永 規彦	広島国際大学工学部長	同上
よしおか むつこ 吉岡 睦子	弁護士	同上

※ 職業については、在任期間中のものである。

2 特別委員

氏名	職業	在任期間
とうかい みきお 東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授	平成13年11月30日～ 平成14年12月25日
ふじもと ひろふみ 藤本 博史	裁判官	平成13年11月30日～ 平成17年10月7日
はまたに かずお 濱谷 和生 (土佐) (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成13年11月30日～ 平成17年11月29日
あさい すみこ 浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成13年11月30日～ 平成19年11月29日
ふじわら ひろたか 藤原 宏高	弁護士	同上
おぼた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成15年1月8日～ 平成19年1月7日 平成19年2月16日～ 平成19年11月29日
わくい まさこ 和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成17年11月30日～ 平成19年11月29日

氏名	職業	在任期間
せ ぎき かおる 瀬 崎 薫	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成13年11月30日～ 平成15年11月29日 平成15年11月30日～ 平成17年11月29日 平成17年11月30日～ 平成19年11月29日 平成19年11月30日～ 平成21年11月29日
は せ べ ゆき こ 長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院法務研究科 (法科大学院)教授	同上

※ 職業については、在任期間中のものである。

尾畑裕特別委員は、平成19年11月30日に委員に任命されている。

委員会のこれまでの開催状況

会合	日付	議題等
第1回	平成13年 11月30日	1 片山総務大臣挨拶 2 委員長及び委員長代理の選出 3 電気通信事業紛争処理委員会関係法令等についての事務局説明 4 電気通信事業紛争処理委員会運営規程(平成13年委員会決定第1号)の決定 5 斡旋委員及び仲裁委員になり得る者の指定 6 紛争処理のための手続等に関する便覧の承認 7 その他
第2回	平成13年 12月25日	1 小坂総務副大臣挨拶 2 接続に関する論点の検討 3 その他
第3回	平成14年 1月10日	1 斡旋委員の指名(平成13年(争)第1号) 2 その他
第4回	平成14年 1月22日	1 佐田総務副大臣挨拶 2 公正競争市場の在り方等についての事業者等からのヒアリング 3 その他
第5回	平成14年 2月1～4日	斡旋委員の指名(平成14年(争)第1号)
第6回	平成14年 2月15日	斡旋委員の指名(平成14年(争)第2号～第5号)
第7回	平成14年 2月18日	1 施設見学 2 その他
第8回	平成14年 2月26日	1 斡旋委員の指名(平成14年(争)第5号(追加)、第6号) 2 終了案件の報告 3 総務大臣への勧告 4 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成14年委員会決定第1号) 5 その他
第9回	平成14年 3月22日	1 終了案件の報告 2 年次報告(案)審議 3 電気通信事業における競争政策の取り組み(総合通信基盤局からのヒアリング) 4 欧州調査結果報告 5 その他
第10回	平成14年 4月18日	1 ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての諮問、審議 2 終了・打切り案件の報告 3 平成14年(争)第2号事件における斡旋案の公開について 4 平成13年度年次報告(案)の審議 5 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について

会合	日付	議題等
第 11 回	平成 14 年 4 月 19 日	1 平成 13 年度年次報告(総務大臣への報告) 2 ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての審議 3 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 4 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集 5 勧告への対応について(総合通信基盤局からの説明) 6 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインについて(総合通信基盤局からの説明) 7 米国調査結果報告 8 その他
第 12 回	平成 14 年 5 月 1～2 日	幹旋委員の指名(平成 14 年(争)第 7 号、第 8 号)
第 13 回	平成 14 年 5 月 17 日	1 終了案件の報告 2 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての事業者からのヒアリング 3 その他
第 14 回	平成 14 年 6 月 17 日	1 勧告への対応について 2 電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3 その他
第 15 回	平成 14 年 6 月 21 日	1 電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 2 その他
第 16 回	平成 14 年 6 月 25 日	1 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集結果に対する当委員会の考え方について 2 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成 14 年委員会決定第 2 号)
第 17 回	平成 14 年 7 月 5 日	1 平成 14 年(争)第 9 号他の幹旋申請受理の報告 2 電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3 その他
第 18 回	平成 14 年 7 月 9 日	幹旋委員の指名(平成 14 年(争)第 9 号—第 23 号)
第 19 回	平成 14 年 7 月 19 日	1 平成電電株式会社から総務大臣への裁定申請についての報告 2 電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3 その他
第 20 回	平成 14 年 7 月 26 日	1 終了案件の報告 2 電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3 その他
第 21 回	平成 14 年 7 月 30 日	1 電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 2 その他

会合	日付	議題等
第 22 回	平成 14 年 8 月 9 日	1 情報通信審議会「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」について(総合通信基盤局からの説明) 2 情報通信審議会電気通信事業部会「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料の算定の在り方について」の答申草案について(総合通信基盤局からの説明) 3 その他
第 23 回	平成 14 年 9 月 13 日	1 施設見学 2 その他
第 24 回	平成 14 年 9 月 20 日	1 電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 25 回	平成 14 年 10 月 4 日	1 電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 26 回	平成 14 年 10 月 11 日	1 電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 27 回	平成 14 年 10 月 17 日	1 電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 28 回	平成 14 年 10 月 31 日	1 電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 29 回	平成 14 年 11 月 5 日	1 電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定について 2 米国連邦通信委員会との情報交換についての報告 3 その他
第 30 回	平成 14 年 12 月 6 日	1 加藤総務副大臣挨拶 2 平成電電株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等 9 社への裁定等について 3 発足後 1 年間の実績について 4 紛争処理のための手続等に関する便覧の再訂について 5 その他
第 31 回	平成 15 年 1 月 8 日	幹旋委員及び仲裁委員になり得る者の指定
第 32 回	平成 15 年 1 月 31 日	1 有富総合通信基盤局長挨拶 2 勧告(平成 14 年電委第 115 号)への対応について(総合通信基盤局からの説明) 3 事務局の機構・定員要求結果(平成 15 年度)についての報告 4 その他
第 33 回	平成 15 年 2 月 10 日	電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成 15 年委員会決定第 1 号)

会合	日付	議題等
第 34 回	平成 15 年 3 月 7 日	1 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案について(総合通信基盤局からの説明) 2 仲裁法案の概要についての報告 3 平成 15 年(争)第 1 号事件の主な経過の報告 4 インド電気通信紛争処理・上訴裁判所のワドワ委員長他の来訪についての報告 5 その他
第 35 回	平成 15 年 4 月 11 日	1 平成 14 年度年次報告(案)の審議 2 総務大臣の裁定(平成 14 年総基料第 446 号)を受けた株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等 9 社の接続約款の変更についての報告 3 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について 4 その他
第 36 回	平成 15 年 4 月 25 日	1 平成 14 年度年次報告(総務大臣への報告) 2 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの第 2 次改正について(総合通信基盤局からの説明) 3 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について 4 その他
第 37 回	平成 15 年 5 月 16 日	1 施設見学 2 その他
第 38 回	平成 15 年 6 月 6 日	1 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について 2 ソフトバンクBB株式会社から総務大臣への接続命令申立てについての報告 3 新しい仲裁手続について 4 その他
第 39 回	平成 15 年 6 月 17 日	斡旋委員の指名(平成 15 年(争)第 2 号)
第 40 回	平成 15 年 6 月 20 日	1 『競争環境の変化と電気通信事業者間紛争』の公表について 2 料金設定の在り方に関する研究会報告書について(総合通信基盤局からの説明) 3 情報通信審議会におけるDSLスペクトル管理に関する検討状況について(総合通信基盤局からの説明) 4 平成 15 年(争)第 2 号事件の現在までの主な経過の報告 5 その他
第 41 回	平成 15 年 7 月 16 日	1 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について(総合通信基盤局からの説明) 2 英国情報通信事情の報告 3 選択中継接続による携帯電話着信通話に関して株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが公表した提供条件等についての報告 4 終了案件(平成 15 年(争)第 2 号)の報告 5 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 6 その他
第 42 回	平成 15 年 7 月 29 日	1 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2 その他

会合	日付	議題等
第 43 回	平成 15 年 8 月 6 日	1 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2 その他
第 44 回	平成 15 年 8 月 12 日	1 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2 その他
第 45 回	平成 15 年 8 月 13 日	1 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2 その他
第 46 回	平成 15 年 8 月 20 日	1 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について 2 その他
第 47 回	平成 15 年 10 月 3 日	1 麻生総務大臣挨拶 2 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の制定について 3 「新しい電気通信事業仲裁手続－仲裁法の制定に伴う電気通信事業仲裁手続の改正について－」の作成について 4 電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった件に関し総務大臣が行った接続命令についての報告 5 その他
第 48 回	平成 15 年 11 月 21 日	1 田端総務副大臣挨拶 2 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 3 競争評価の実施について(総合通信基盤局からの説明) 4 その他
第 49 回	平成 16 年 1 月 29 日	1 KDDI株式会社への業務改善命令についての総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明) 2 KDDI株式会社への業務改善命令についての審議 3 その他
第 50 回	平成 16 年 2 月 4 日	1 KDDI株式会社への業務改善命令について 2 その他
第 51 回	平成 16 年 3 月 15 日	1 KDDI株式会社への業務改善命令についての報告(総合通信基盤局からの説明) 2 改正電気通信事業法施行に伴う省令改正等について(総合通信基盤局からの説明) 3 改正電気通信事業法施行に伴う審議事項の変更について 4 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正について 5 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 6 斡旋・仲裁手続のオンライン化について 7 その他
第 52 回	平成 16 年 4 月 21 日	1 固定電話発携帯電話着の料金について(総合通信基盤局からの説明) 2 平成 15 年度年次報告について 3 その他
第 53 回	平成 16 年 6 月 25 日	1 仲裁案件についての報告 2 電気通信事業紛争処理委員会のADR機能について(業績評価と課題) 3 その他

会合	日付	議題等
第 54 回	平成 16 年 7 月 28 日	1 施設見学 2 その他
第 55 回	平成 16 年 9 月 3 日	幹旋委員の指名(平成 16 年(争)第 3 号・第 4 号)
第 56 回	平成 16 年 9 月 17 日	1 「電気通信事業紛争処理委員会第 1 期 3 年間を総括して---ADR機能の更なる改善に向けて---」について 2 テレビ会議の利用について 3 韓国電気通信事情について 4 その他
第 57 回	平成 16 年 10 月 21～ 23 日	韓国電気通信事情調査
第 58 回	平成 16 年 11 月 30 日	1 麻生総務大臣挨拶 2 山本総務副大臣挨拶 3 終了案件についての報告 4 意見公募の結果と規則改正 5 韓国視察結果の取りまとめ 6 その他
第 59 回	平成 16 年 12 月 22 日	幹旋委員の指名(平成 16 年(争)第 5 号・第 6 号)
第 60 回	平成 17 年 2 月 24 日	1 終了案件についての報告 2 その他
第 61 回	平成 17 年 3 月 31 日	1 平成 16 年度年次報告(案)について 2 諸外国の紛争処理制度の比較について 3 その他
第 62 回	平成 17 年 4 月 18 日	あっせん委員の指名(平成 17 年(争)第 1 号)
第 63 回	平成 17 年 4 月 25 日	1 平成 16 年度年次報告について 2 接続料等に関する最近の動向について(総合通信基盤局からの説明) 3 報告書「諸外国の紛争処理制度の比較」について 4 我が国における紛争処理制度の近状について 5 その他
第 64 回	平成 17 年 6 月 6 日	議事録等の開示について
第 65 回	平成 17 年 7 月 11 日	あっせん委員の指名(平成 17 年(争)第 2 号・第 3 号)
第 66 回	平成 17 年 10 月 26 日	1 終了案件についての報告 2 一般番号ポータビリティの見直しに係る検討状況について 3 紛争処理のための手続等に関する便覧の訂正について 4 その他 5 終了案件についての報告

会合	日付	議題等
第 67 回	平成 17 年 12 月 5 日	1 竹中総務大臣挨拶 2 菅総務副大臣挨拶 3 NTTグループ中期経営戦略について(総合通信基盤局からの説明) 4 IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) 5 その他
第 68 回	平成 18 年 3 月 29 日	1 平成 17 年度年次報告(案) 2 その他
第 69 回	平成 18 年 4 月 19 日	平成 17 年度年次報告(案)について
第 70 回	平成 18 年 5 月 31 日	1 電気通信事業分野における競争状況の評価結果(案)について(総合通信基盤局からの説明) 2 今後の紛争処理の在り方について 3 その他
第 71 回	平成 18 年 7 月 12 日	1 次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について(総合通信基盤局らの説明) 2 MVNO をめぐる検討状況について(総合通信基盤局らの説明) 3 今後の紛争処理の在り方について 4 その他
第 72 回	平成 18 年 8 月 11 日	あっせん委員の指名(平成 18 年(争)第 1 号から第 14 号)
第 73 回	平成 18 年 9 月 26 日	1 新競争促進プログラム 2010 について(総合通信基盤局からの説明) 2 電気通信事業における紛争処理等の将来像等について 3 委員会の当面の活動について 4 その他 5 相談窓口に寄せられた相談等について
第 74 回	平成 19 年 2 月 14 日	委員長及び委員長代理の選出について
第 75 回	平成 19 年 2 月 19 日	あっせん委員の指名(平成 18 年(争)第 1 号から第 14 号)
第 76 回	平成 19 年 3 月 19 日	1 平成 18 年度年次報告(案)について 2 電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて(総合通信基盤局からの説明) 3 その他 4 現在取り扱い中のあっせん事件について
第 77 回	平成 19 年 4 月 4 日	あっせん申請のあった事件の取扱い(平成 19 年(争)第 1 号・第 2 号)
第 78 回	平成 19 年 4 月 20 日	1 平成 18 年度年次報告(案)について 2 電気通信事業の最近の動向についての意見交換(MVNO 等について有識者からの説明) 3 その他 4 終了事件についての報告






会合	日付	議題等
第 79 回	平成 19 年 6 月 28 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 2 電気通信事業分野における競争状況の評価について (総合通信基盤局からの説明) 3 新競争促進プログラム 2010 の進捗状況について (総合通信基盤局からの説明) 4 その他
第 80 回	平成 19 年 9 月 21 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の諮問(総合通信基盤局からの説明) 2 電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 3 その他
第 81 回	平成 19 年 10 月 12 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 82 回	平成 19 年 10 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 83 回	平成 19 年 10 月 30 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 2 その他
第 84 回	平成 19 年 11 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議(総務大臣への答申及び勧告の決定) 2 その他
第 85 回	平成 19 年 12 月 4 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 増田総務大臣及び佐藤総務副大臣挨拶 2 委員長及び委員長代理の選任 3 新委員長の挨拶 4 日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について(総合通信基盤局からの説明) 5 あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定 6 委員会の活動について(電気通信事業紛争処理委員会の活動について 6 年間の実績と今後の取組み) 7 その他
第 86 回	平成 20 年 2 月 1 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設見学(電波干渉対策基地局、NGN 関係施設等) 2 その他
第 87 回	平成 20 年 2 月 25 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について(総合通信基盤局からの説明) 2 電気通信事業分野における最近の競争政策について(総合通信基盤局からの説明) 3 委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組の状況 4 電波干渉調整の実務について(電気通信事業者からの説明) 5 その他
第 88 回	平成 20 年 3 月 18 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(案)及び「無線局紛争処理マニュアル」(案)の作成について 2 平成 19 年度年次報告(案)の審議 3 東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について(淵上委員からの説明) 4 その他

会合	日付	議題等
第 89 回	平成 20 年 4 月 25 日	1 平成19年度年次報告(案)の審議 2 次世代ネットワークに係る接続ルール等について(総合通信基盤局からの説明) 3 携帯電話プラットフォームの研究(京都大学大学院経済学研究科 依田高典教授からの説明) 4 その他
第 90 回	平成 20 年 6 月 17 日	1 電波政策の動向について(総合通信基盤局からの説明) 2 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度に関する周知について 3 その他 4 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例
第 91 回	平成 20 年 7 月 29 日	施設視察 (ブロードバンド等固定通信設備、携帯電話設備)
第 92 回	平成 20 年 10 月 31 日	1 鳩山総務大臣挨拶 2 「電気通信事業分野における競争状況の評価2007の概要等(総合通信基盤局からの説明) 3 「市場支配的事業者に対する競争法による規制 プライススクイズの事例を手がかりにして」(若林特別委員からの説明) 4 「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について 5 その他
第 93 回	平成 20 年 11 月 28 日	1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について(電気通信事業者からの説明) 2 その他
第 94 回	平成 21 年 1 月 26 日	1 ブロードバンド政策の最近の動向(総合通信基盤局からの説明) 2 その他 3 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について (1)社団法人テレコムサービス協会 (2)社団法人日本インターネットプロバイダー協会 4 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例
第 95 回	平成 21 年 3 月 25 日	1 アンバンドル問題:再考(慶應義塾大学経済学部田中辰雄准教授からの説明) 2 裁判外紛争解決手続の規律(長谷部特別委員からの説明) 3 平成 20 年度年次報告(案)の審議 4 その他
第 96 回	平成 21 年 4 月 22 日	平成 20 年度年次報告(案)の審議
第 97 回	平成 21 年 5 月 22 日	施設視察 (通信用施設等)
第 98 回	平成 21 年 6 月 9 日	1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について(電気通信事業者からの説明) 2 その他
第 99 回	平成 21 年 9 月 18 日	あっせん委員の指名(平成 21 年(争)第 1 号)
第 100 回	平成 21 年 11 月 30 日	あっせん委員の追加指名(平成 21 年(争)第 1 号)
第 101 回	平成 22 年 1 月 13 日	電気通信事業紛争処理委員会令(平成 13 年政令第 362 号)第 16 条の規定に基づく決定について

会合	日付	議題等
第 102 回	平成 22 年 1 月 14 日	電気通信事業紛争処理委員会平成 21 年(争)第 3 号により申請されたあつせんの取扱いについて
第 103 回	平成 22 年 1 月 28 日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明) 2 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議 3 その他
第 104 回	平成 22 年 2 月 4 日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議 2 通信・放送の総合的な法体系について(情報通信国際戦略局からの説明) 3 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) 4 国際通信調停ワークショップの結果等について 5 その他 6 終了案件についての報告
第 105 回	平成 22 年 3 月 30 日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令について(総合通信基盤局からの説明) 2 放送法等の一部を改正する法律案について(情報通信国際戦略局からの説明) 3 平成 21 年度年次報告(案)の審議 4 その他

国際通信調停ワークショップの様相

日時	発表内容(発表者)	発表模様
<p>●日時 平成21年10月29日(木)午後</p> <p>●開催場所 ソウルプラザホテル (韓国ソウル特別市)</p> <p>●主催 韓国放送通信委員会(KCC)</p> <p>●目的 各国で異なる通信調停システムを比較し、様々なタイプの紛争に関する情報を共有することで、出席者の相互理解を促進し、通信調停システムの整備策について議論。</p> 	<p>●開会の辞 (ソン・ドギョン韓国放送通信委員会(KCC)常任委員)</p> <p>● 今回の国際通信調停ワークショップは、参加各国における紛争調停の動向等を知ることができる意義のある機会であり、このワークショップが紛争調停システムを更に向上させ、国家間の協力体制構築に寄与する機会になることを祈念するとの開会の辞が述べられた。</p>	
<p>●日本側出席者 電気通信事業紛争処理委員会 龍岡委員長 坂庭委員長代理 同委員会事務局 井上参事官 幾田上席調査専門官</p>	<p>●祝辞 (龍岡 資見 電気通信事業紛争処理委員会(TBDSC)委員長)</p> <p>● 主催者である韓国放送通信委員会への謝辞を述べるとともに、グローバル化の進展に伴う国際的な電気通信事業者間の紛争の可能性について言及し、また、ワークショップでの活発な議論、参加国の協力関係の強化について期待するとの祝辞を述べた。</p>	
<p>セッションⅠ：国際通信調停システムの現状と調停事例 議長：チャ・ジョンイル(崇実大学校)</p>		
	<p>●EUにおける紛争調整に係る論点 (ステファノ・ニコレッティ/オーバム社)</p> <p>● イギリス・イタリア・ポーランド・スウェーデン等の事例を中心にEU各国における電気通信事業者に対する規制の現状について発表を行った。</p>	

発表内容(発表者)	発表模様
<p>●電気通信事業紛争処理委員会の概要 (井上 知義/電気通信事業紛争処理委員会(TBDSC))</p> <p>● 電気通信事業紛争処理委員会の組織・機能、委員会による紛争処理の状況及び委員会が果たしている役割、具体的な紛争処理事例の概要について発表を行った。</p>	
<p>●オーストラリアでの通信調停：最近の経験と情勢 (ロバート・ライト/オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC))</p> <p>● オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)の役割、紛争調停に関する法体系、電気通信市場の現状、現行の紛争調停モデル、紛争処理の迅速化に向けた動きについて発表を行った。</p>	
<p>●韓国での通信調停システム (パク・ドンジュ/韓国放送通信委員会(KCC))</p> <p>● 韓国放送通信委員会(KCC)の役割、紛争処理プロセス、具体的な紛争事例、現行紛争処理システムの改善すべき点と今後の取組について発表を行った。</p>	
<p>セッションⅡ：通信調停システムの整備策 議長：チャ・ジョンイル(崇実大学校)</p>	
<p>●ワーキンググループ・ディスカッション</p> <p>● 各国における紛争処理プロセスの相違点、紛争処理システムの果たすべき機能、役割、中立性などについて議論が行われた。</p>	
<p>●閉会の辞 (チャ・ヤンシンKCC利用者保護局長)</p> <p>● 発表者とパネリストに感謝するとともに、市場環境の変化により従来のジャンルを超えた紛争解決手段の検討が必要であり、今後もこうした機会を通じて各国が連携していくことが重要との閉会の辞が述べられた。</p>	

電気通信の現状

目次

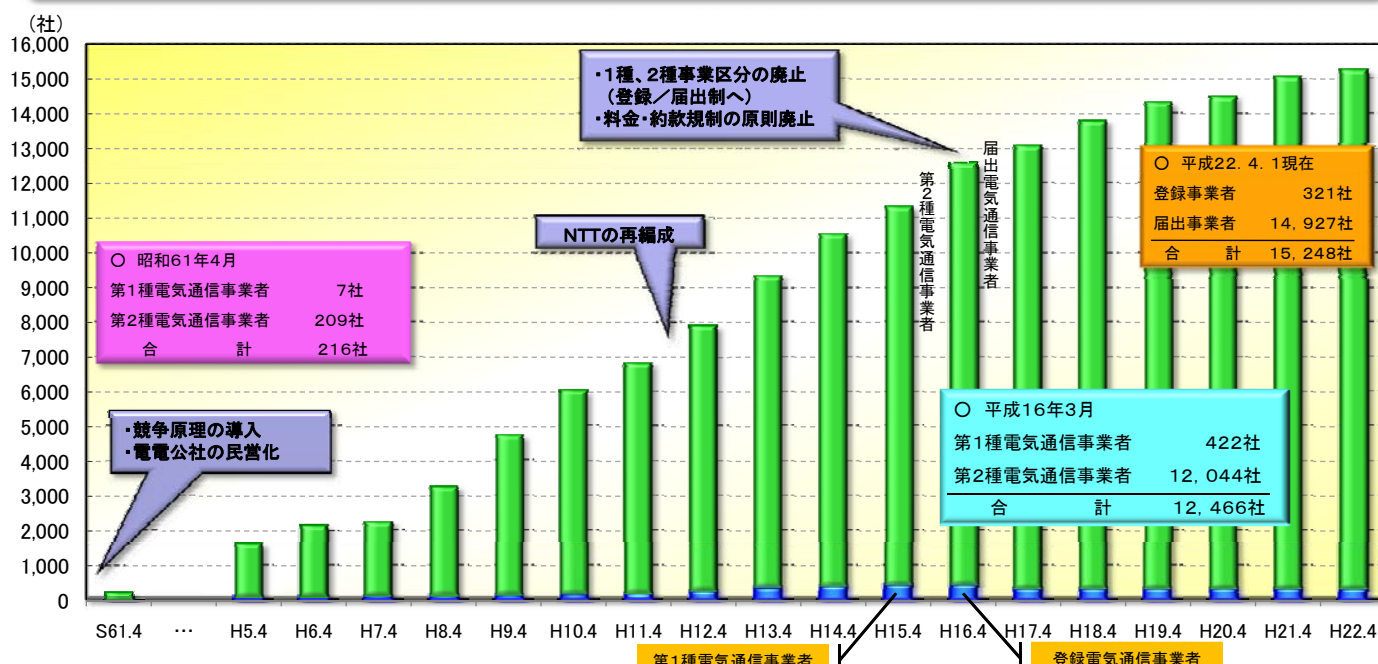
- 1 電気通信事業の現状
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電気通信事業の動向
- 4 電気通信事業の競争政策の動向
- 5 電波利用の現状と政策の動向

平成22年4月
電気通信事業紛争処理委員会
事務局

1 電気通信事業の現状

1-1 電気通信事業者数の推移

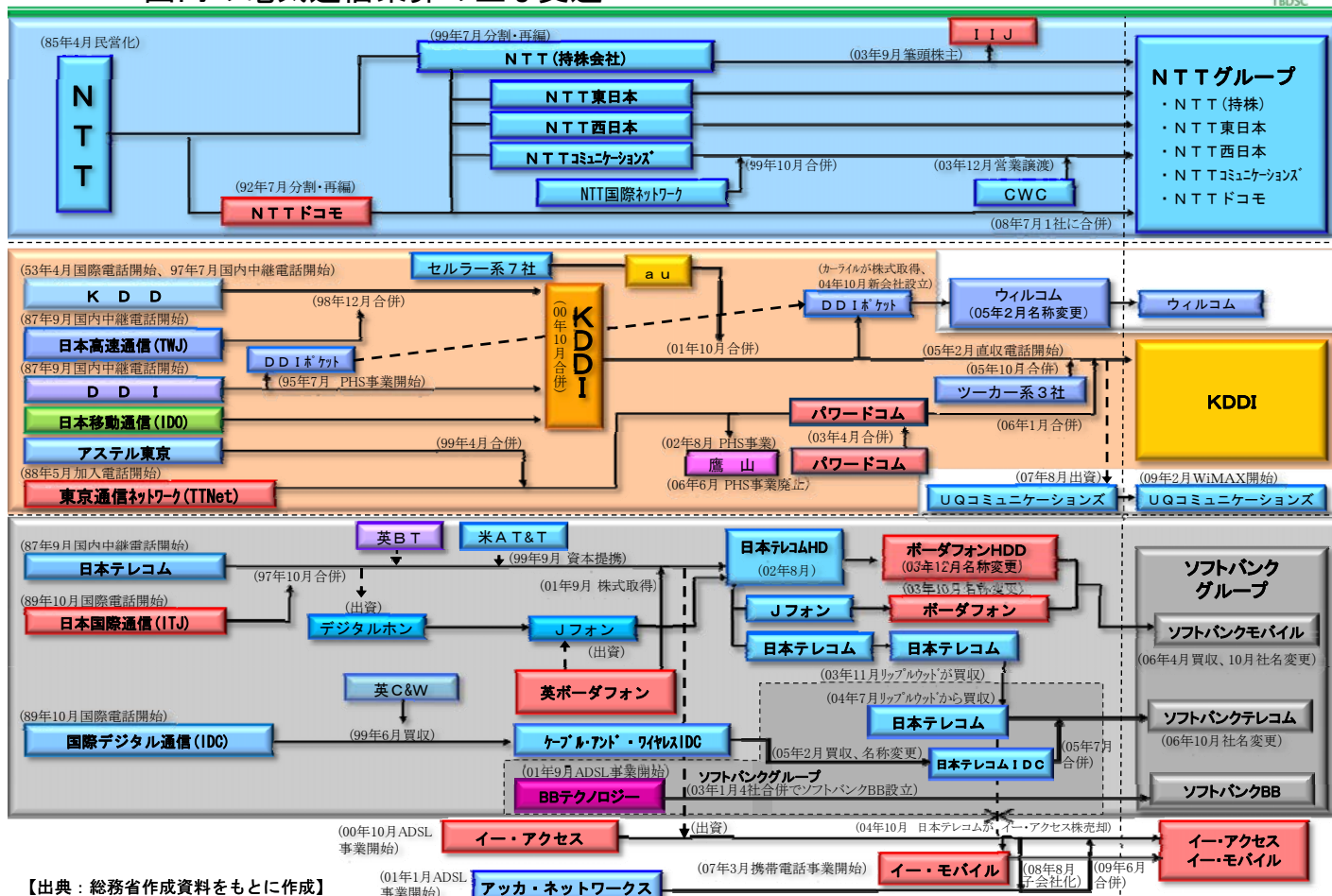
● 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成22年4月1日現在、1万5千社が参入。その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



(注)登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：情報通信統計データベース（総務省の情報通信政策に関するポータルサイト）をもとに作成】

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷

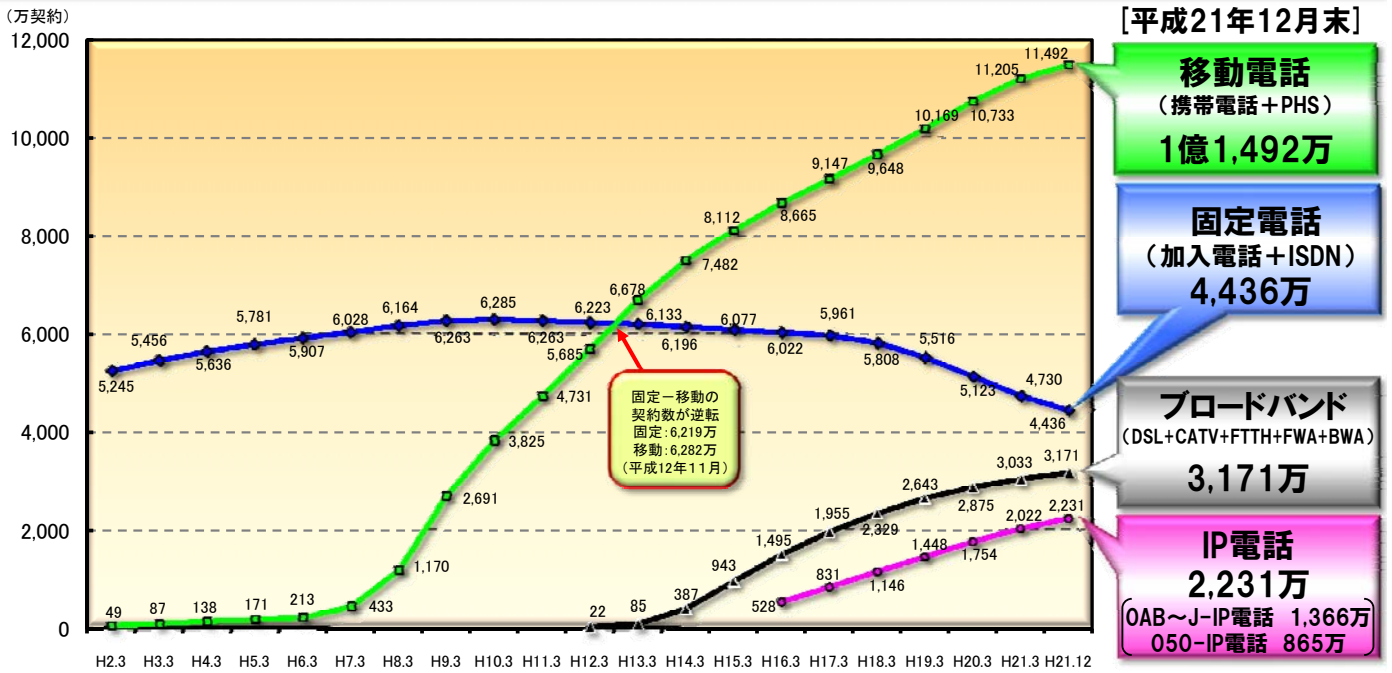


【出典：総務省作成資料をもとに作成】

1-3 電気通信サービスの契約数の推移



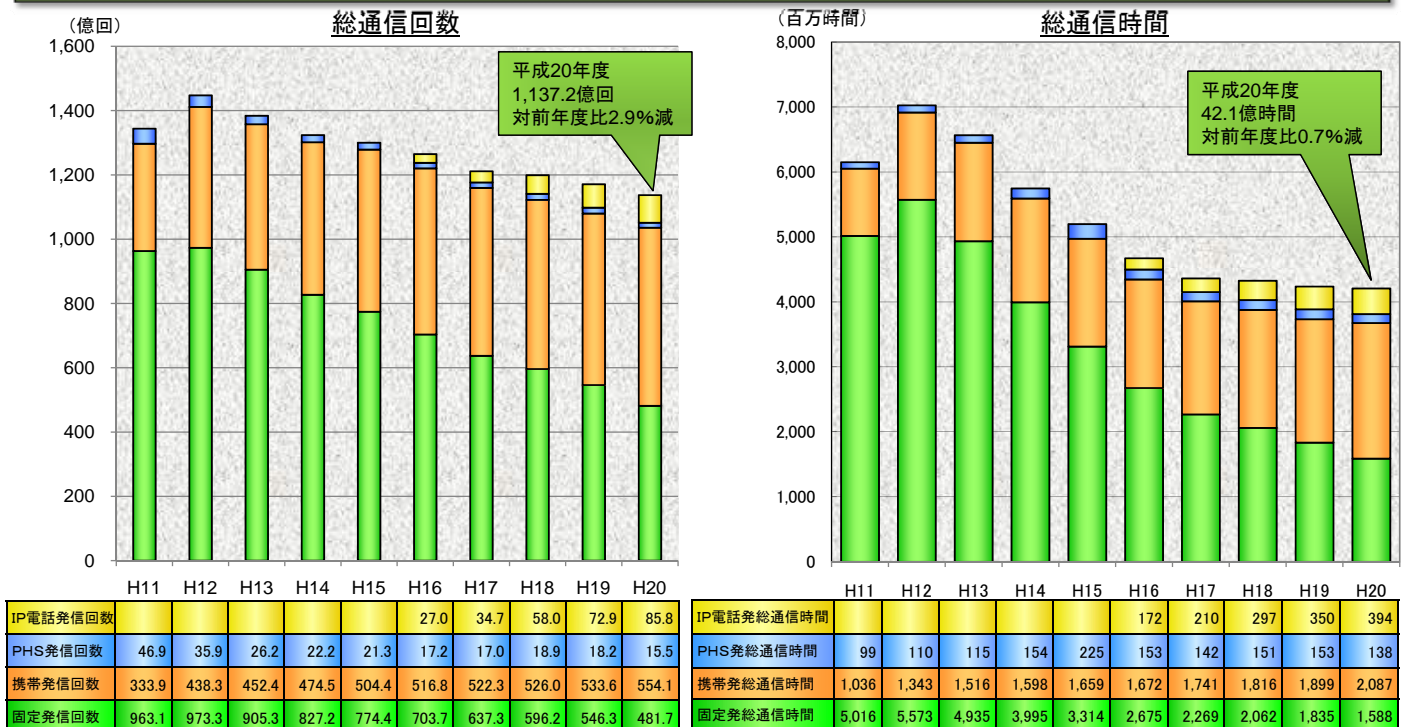
- 携帯電話の加入者数は、平成12年11月に固定電話の加入者数を逆転。平成19年3月末には1億を超え、固定電話の2倍以上となった。
- 平成20年12月末でブロードバンドの契約数は3千万を超え、平成21年12月末で3,171万となった。
- IP電話の利用番号数は、平成21年3月末で2千万を超え、平成21年12月末で2,231万となった。



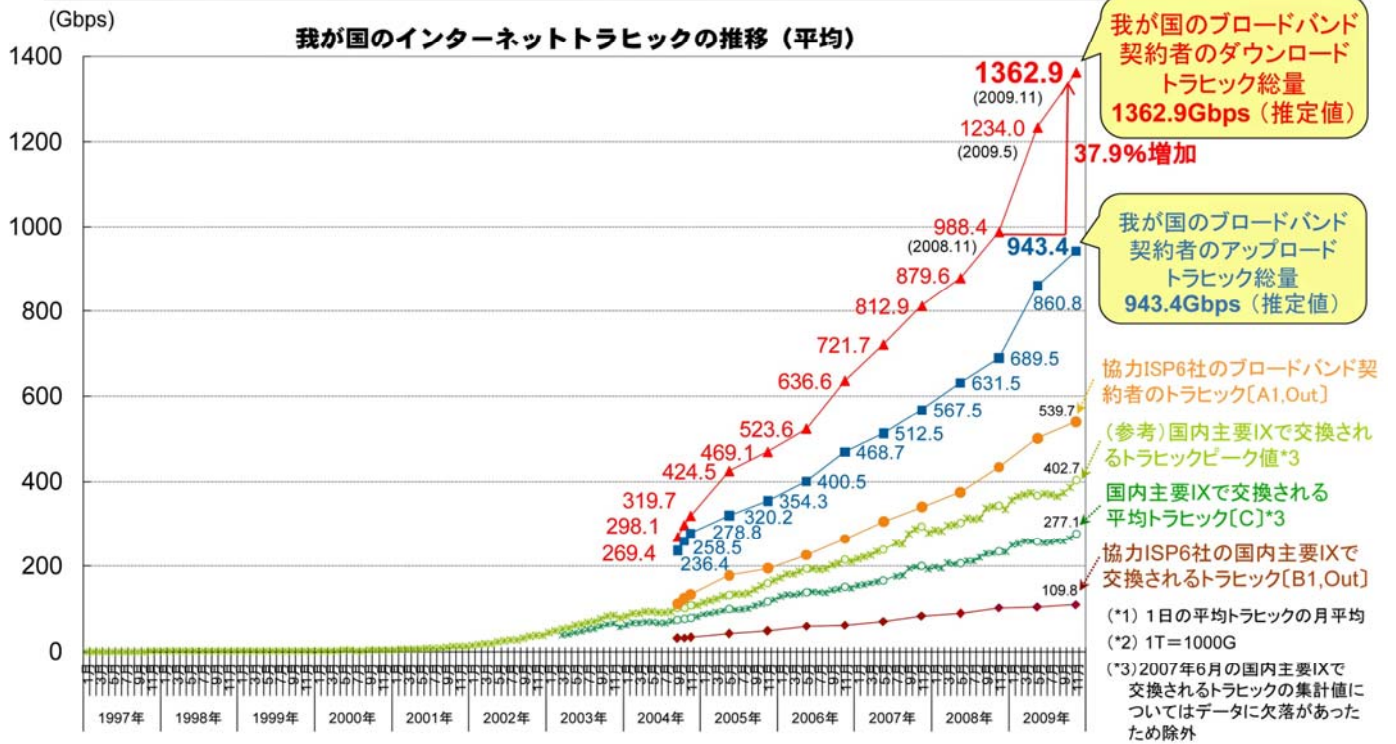
1-4 音声通信トラフィックの推移



- 電気通信サービスに係る音声通信のトラフィックは減少傾向。
- 平成19年度において携帯電話発信の通信時間が固定電話発信の通信時間を超え、平成20年度において携帯電話発信の通信回数が固定電話発信の通信回数を超えた。
- 平成20年度は、平成12年度と比較すると、総通信回数が21%減少、総通信時間が40%減少。



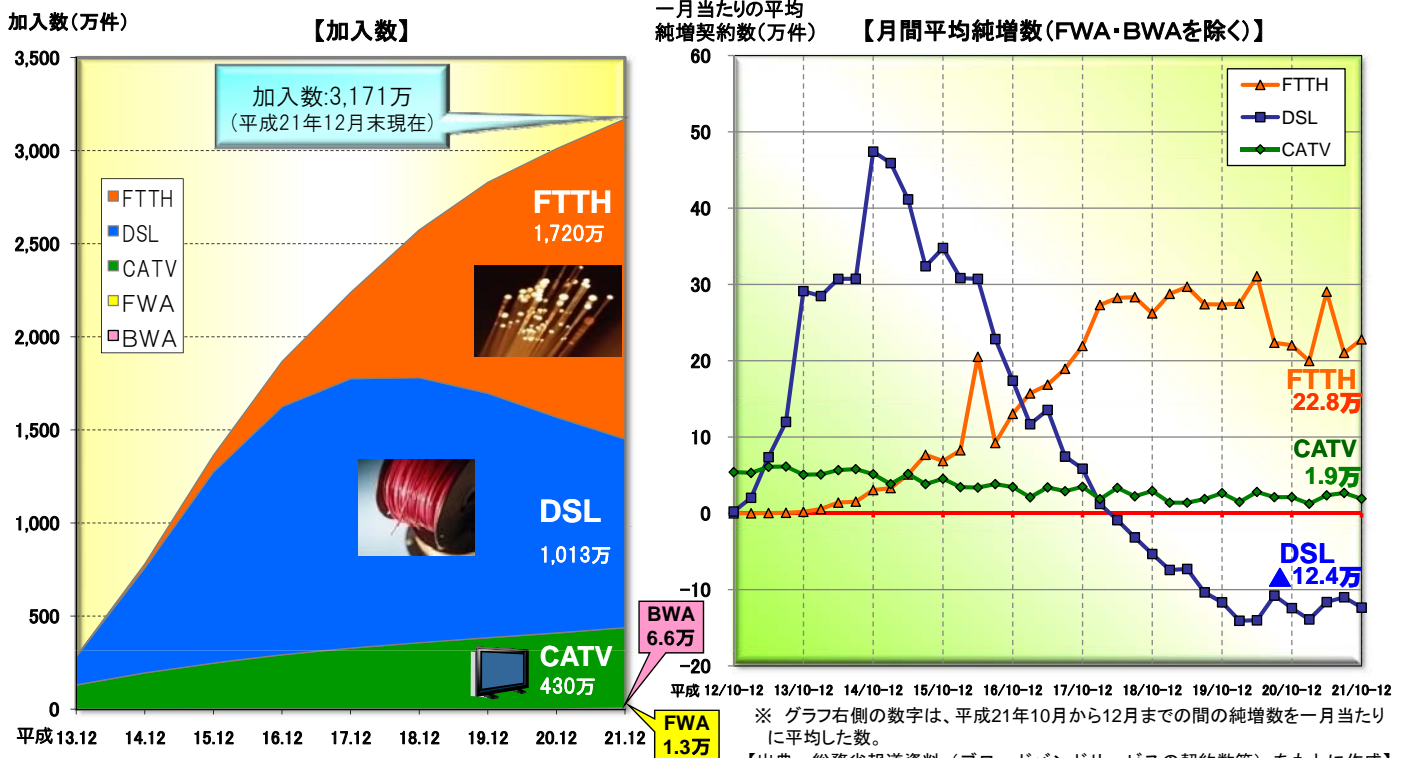
● 平成21(2009)年11月時点の我が国のブロードバンド契約者のダウンロードトラフィック総量は推定で約1.36T(テラ*2)bpsであり、この1年で約1.4倍(37.9%増)となった。また、アップロードトラフィック総量は推定で943.4Gbpsであり、この1年で約1.4倍(36.8%増)となった。



【出典：総務省報道資料（我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算）】

1-6 ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移

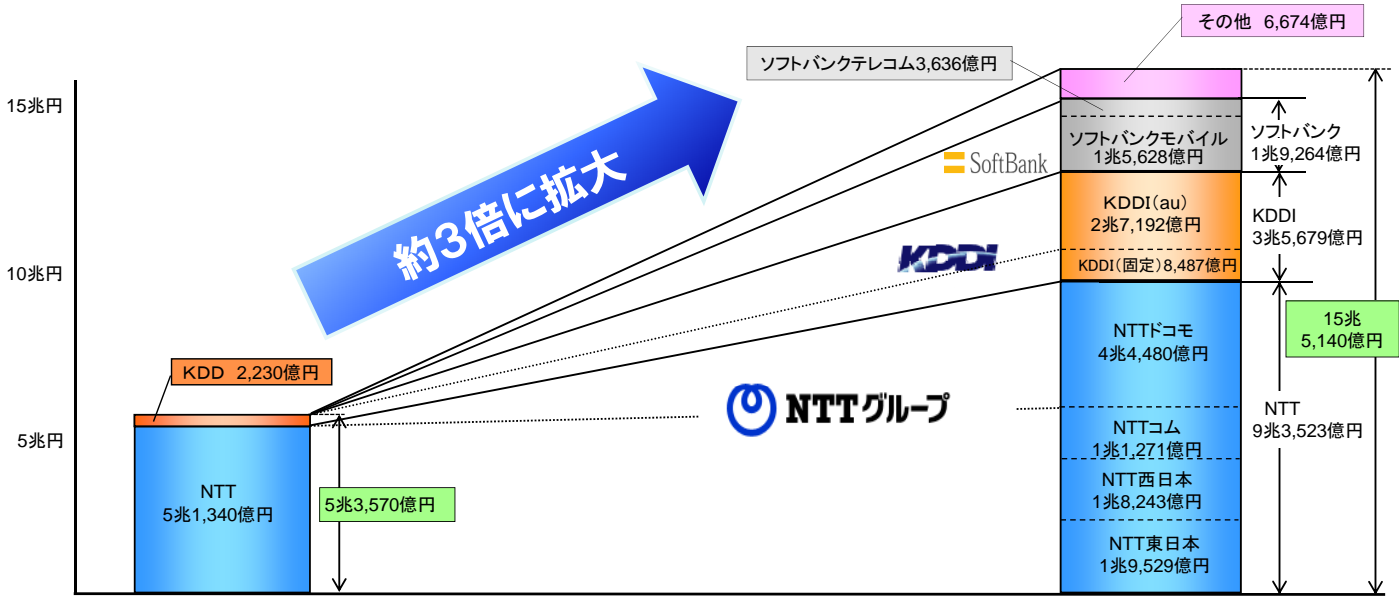
● 平成21年12月末でブロードバンドの加入数は3,171万となった。
 ● FTTH加入数が増加する一方、DSL加入数は平成18年4月以降減少に転じ、平成20年6月末にはFTTH加入数がDSL加入数を初めて上回った。



1-7 国内電気通信市場の規模(平成20年度)

主要な電気通信事業者の平成20年度の売上高合計は約15兆5千億円

- 昭和60年度の約3倍に拡大しているが、近年は、ほぼ横ばいとなっている。
- うちNTTグループが約9兆3千5百億円を占める。



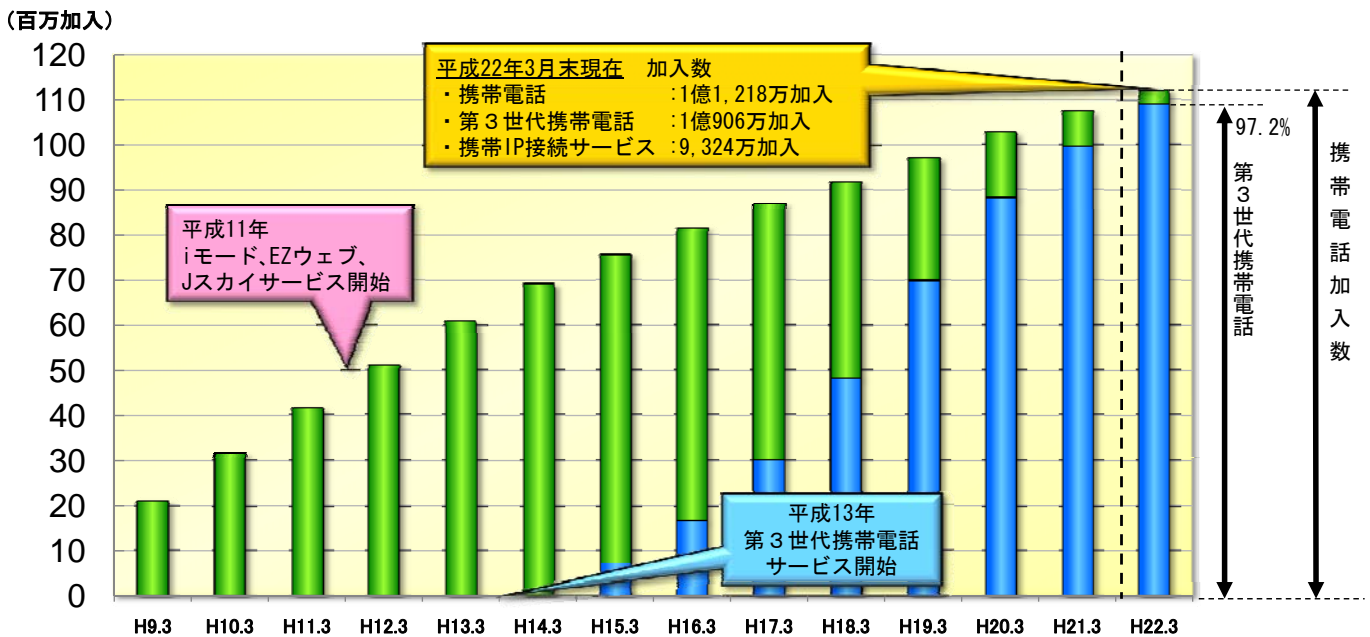
1985年度(昭和60年度) -----> 2008年度(平成20年度)

※ 各事業者の決算資料等(KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)に基づき作成。(参考)その他の主な事業者の売上高
 ・移動系事業:ウィルコム(2,030億円)
 ・長距離・国際事業:スカパーJSAT(388億円)
 ・地域通信事業:ケイ・オプティコム(1,222億円)

【出典: 総務省作成資料をもとに作成】

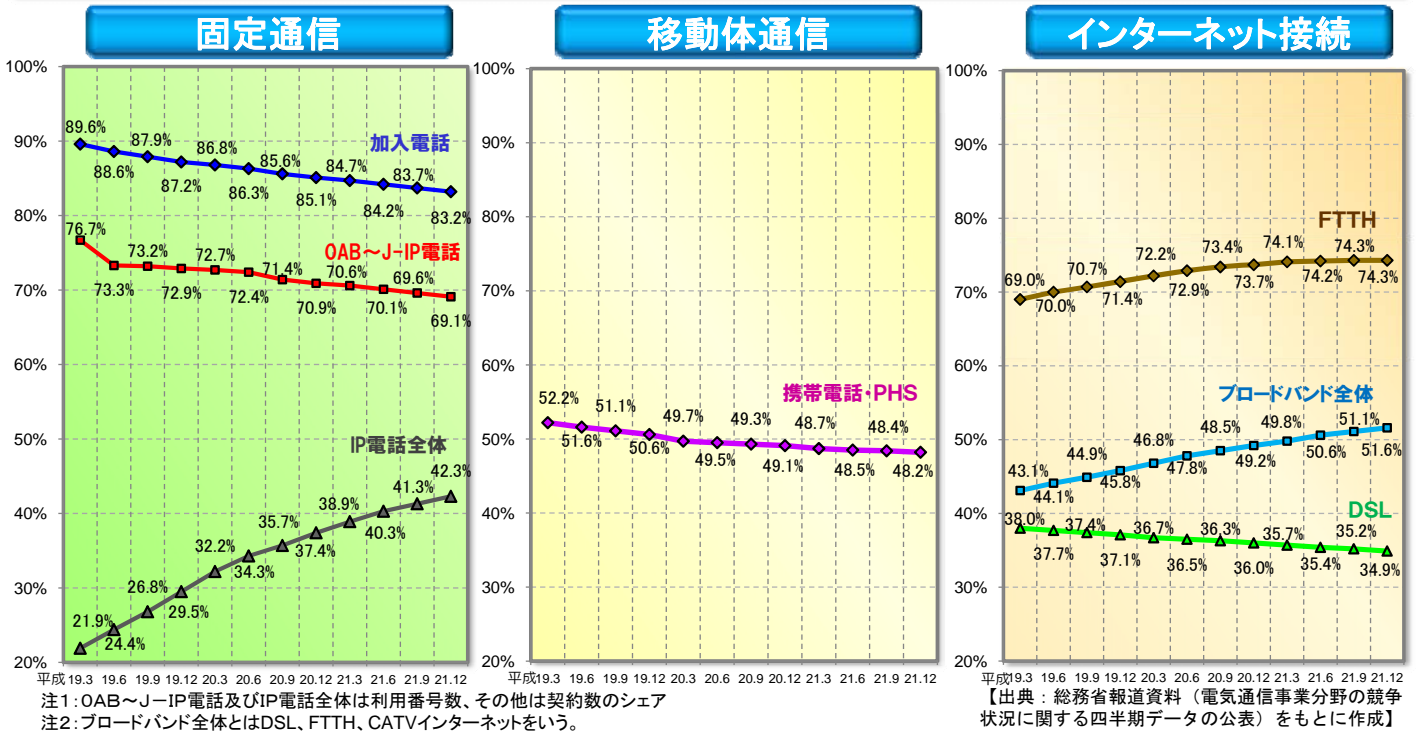
1-8 携帯電話の普及

- 携帯電話加入数は、平成19年12月に1億加入を超え、平成22年3月末では1億1,218万加入となった。
- 第3世代携帯電話の加入数は平成21年4月末時点で1億加入を超え、携帯電話加入数全体に占める割合は平成22年3月末で97.2%となった。
- 携帯電話加入数全体に占める携帯IP接続サービス(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ、EMnet)利用数の割合は83.1%。



【出典: 社団法人電気通信事業者協会プレスリリースをもとに作成】

- 加入電話(NTT東西加入電話、直収電話、OAB～J-IP電話、CATV電話)のうちNTT東西加入電話は減少傾向が続いているが、IP電話全体(OAB～J-IP電話、050-IP電話)ではシェアを伸ばしている。
- NTTドコモの携帯電話・PHSのシェアは平成20年3月末以降過半数を割り込んでいる。
- NTT東西のDSLのシェアが減少している一方、FTTHの増加によりブロードバンド全体で増加傾向が続いている。



1-10 市場集中度とNTTグループのシェア (電気通信事業分野における競争状況の評価2008より)

- 特に固定電話の加入部分、IP電話、携帯電話・PHS、ADSL、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。
- 市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。FTTHのシェア急増が顕著(前年度比 約2.7%増)。

領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	08年度の評価結果		
		市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア	
固定電話	固定電話(加入) (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、OAB～J-IP電話における加入部分) 中継電話 (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、OAB～J-IP電話の通話部分) 050-IP電話	7251 ↓	84.7% ↓	
		市内	2736 ↓	75.9% →
		県内市外	2550 ↓	73.6% →
		県外	3891 ↓	72.4% →
移動体通信	携帯電話・PHS	3500 ↓	48.7% ↓	
		ブロードバンド	2848 ↑	49.8% ↑
インターネット接続	ADSL FTTH CATVインターネット ISP	3050 →	35.7% ↓	
		5713 ↑	74.1% ↑	
		1241 →	—	
		1566 →	31.5% ↑	
法人向けネットワークサービス	WANサービス 専用サービス	2227 →	69.0% →	
		8335 ↓	94.7% ↓	

(※) 市場集中度を示すハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)は、0(完全競争)～10000(完全独占)の値をとり、10000に近づくほど市場集中度が高いことを示す指数である。この指数の評価については、日本の公正取引委員会では、企業合併後のシェアが10%以下又はHHIが1500以下の場合(かつシェアが25%以下の場合は「競争を実質的に制限することとなる」とは通常考えられない)、HHIが2500以下の場合(かつ市場シェアが35%以下の場合)は「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」としている。なお、HHI及びシェアが一定水準以下である場合は競争を制限するおそれが小さいことを示しているのであって、HHI及びシェアが一定水準以上であることが必ずしも競争を制限していることを意味するものではなく、規模のメリット等も含めてケースバイケースで判断する必要がある。

(注1) 「市場集中度(HHI)」の算出にあたっては、全国レベルではNTT東西を1者とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、ブロードバンド・ISPにおいては、ソフトバンクグループ、J:COMグループ、JCNグループ及び電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J:COMグループ、JCNグループを、FTTHにおいては電力系事業者をそれぞれ1者とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050-IP電話はNTTコミュニケーションズ、ADSL・FTTHは、NTT東西のシェア、専用サービスはNTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTT-MEのシェア。なお、固定電話、移動体通信、インターネット接続は当該年度の3月時点、WANサービスは9月時点、専用サービスは前年度の3月時点のデータ。

(注2) 表中の矢印(↑↓)は昨年度値との比較を示す。

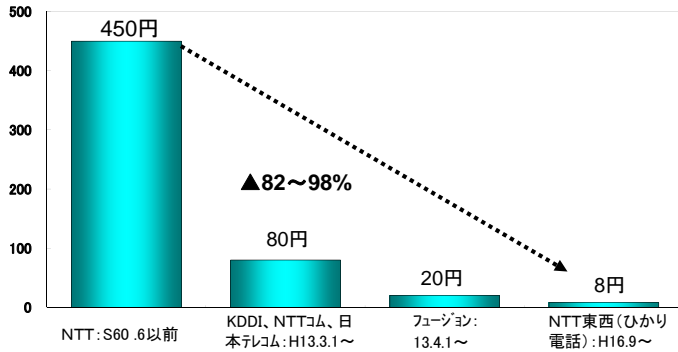
【出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2008 (H21.10.2公表)をもとに作成】

1-11 料金の低廉化



①市外通話(東京-大阪間)

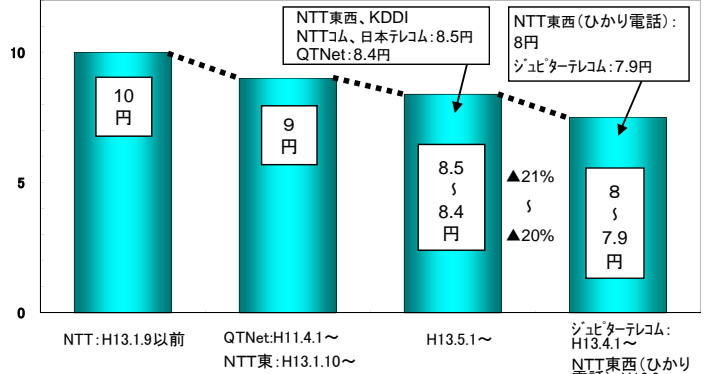
(平日昼間3分間、税抜き額)



②市内通話

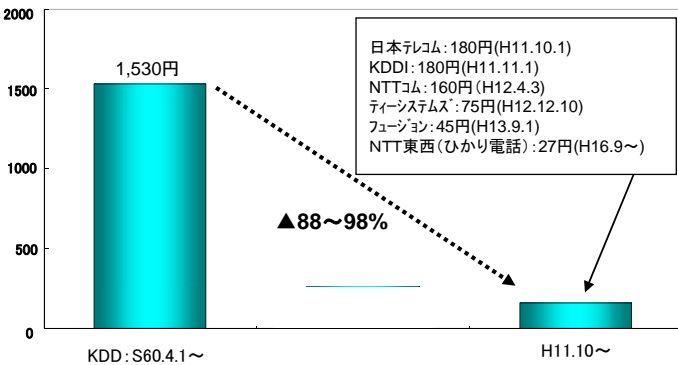
(H21. 4. 1現在)

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

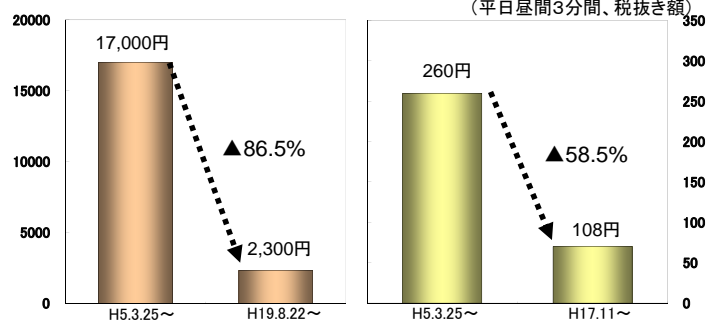


④携帯電話(800MHzデジタル方式)(NTTドコモの場合)

【基本料】

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



注1:H5.3.25の料金は、プランAの料金

注2:H19.8.22の料金は、ベーシックプランのタイプS1に「ひとりでも割50」を適用した料金

【出典: 第73回 (H18. 9. 26) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

1-12 多様化する料金体系



■通信量によらない料金体系 (従量制⇒定額制)

【通話・メール料金】

- 2005年 **ウィルコム** 1年間の継続利用を条件に、月額2,900円で、①ウィルコム及び他社PHSへの通話料を24時間無料、②Eメールは相手が携帯電話、パソコンでも誰と送受信しても無料とする「ウィルコム定額プラン」を開始
- 2009年 **イーモバイル** 一定期間の継続利用を条件に、月額780円で、イーモバイル携帯電話への通話料・ショートメッセージ(自社サービスエリア内)を24時間無料とする「ケータイ定額プラン」を開始
- 2009年 **au** 基本使用料のほか、月額390円で、契約者が指定するau携帯電話(3回線まで)への国内通話料・ショートメールを24時間無料とする「指定通話定額」を開始

【パケット通信料金】

- 2009年 **UQコミュニケーションズ** 月額4,480円で、通信量に関係なく高速モバイルインターネット接続を利用できる「UQ Flat」を開始
- 2009年 **NTTドコモ** 基本使用料のほか、月額390円(4,650パケットまで)から始まり、月額4,410円(52,500パケット以上)でモバイルデータ通信が使い放題となる「パケ・ホーダイダブル」を開始
- 2009年 **ソフトバンクモバイル** 基本使用料のほか、月額390円(3,720パケットまで)から始まり、月額4,410円(42,000パケット以上)でモバイルデータ通信が使い放題となる「パケットし放題S」を開始
- 2009年 **au** 基本使用料のほか、月額390円(3,720パケットまで)から始まり、月額4,410円(42,000パケット以上)でモバイルデータ通信が使い放題となる「ダブル定額スーパーライト」を開始

■無料とする料金体系 (従量制⇒無料化)

- 2006年 **ソフトバンクモバイル** 特定の料金プランへの加入を条件としてソフトバンク携帯電話同士の国内通話を夜間(21時~1時)を除き無料
- 2007年 **ソフトバンクモバイル** 特定の料金プランへの加入を条件として家族(ソフトバンク端末)への国内通話を終日無料
- 2008年 **au** 契約期間のある割引サービスへの加入を条件として家族(au端末)への国内通話を終日無料
- 2008年 **NTTドコモ** 契約期間のある割引サービスへの加入を条件として家族(ドコモ端末)への国内通話を終日無料
- 2009年 **au, NTTドコモ, ソフトバンクモバイル** 特定の料金プラン・割引サービス加入による月額基本使用料(780円)及びIP接続サービスの月額使用料(315円)で相手が誰でも国内Eメールの送受信が無料となるサービスを開始

■距離によらない料金体系 (距離区分⇒全国一律等)

- 2003年 **ソフトバンク** 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 2004年 **NTT-COM** 中継電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)
- 2005年 **NTT東西** 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 2005年 **KDDI** 新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

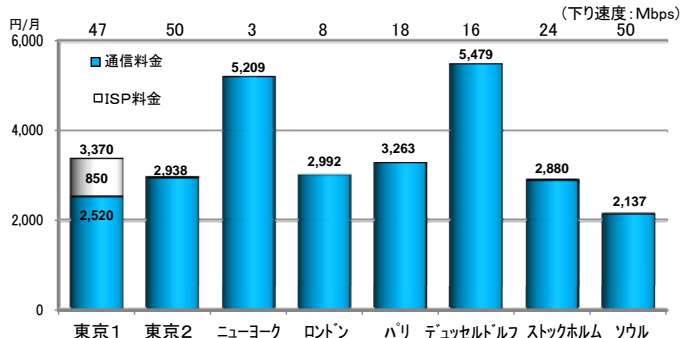
■サービス区分によらない料金体系 (役務別料金⇒セット料金)

- 2003年 **KDDI** 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始(3サービス込みで7,297円/月+通話料)
- 2008年 **KDDI** 所定の条件を満たすことにより、自宅のKDDI固定電話からau携帯電話・KDDI固定電話への国内通話料及びau携帯電話から自宅(KDDI固定電話)への国内通話料を終日無料
- 2008年 **ソフトバンクモバイル・ソフトバンクBB** 特定の料金プランへの加入等を条件として、ソフトバンクBBの050電話を使うIP電話とソフトバンク携帯電話間の通話を終日無料

【出典: 第67回 (H17. 12. 5) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

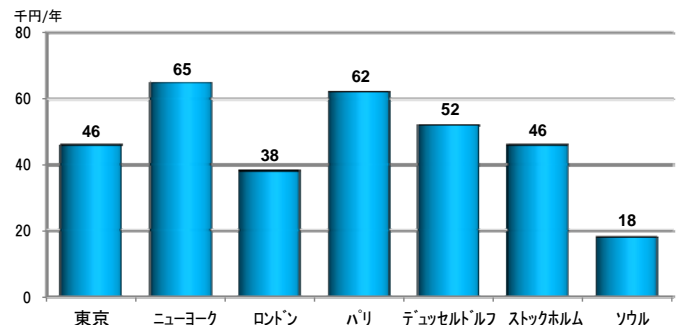
● 東京のブロードバンド(DSL)料金は諸外国の都市(ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ストックホルム、ソウル)と比べ平均的あるいは低廉な水準にある。固定電話料金及び携帯電話料金は概ね平均的な水準である。

DSL料金



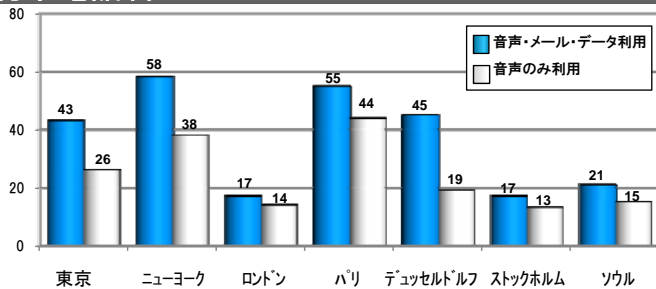
注1: 1ヶ月間常時接続した場合の料金(モデムリース料金除く)で比較
 注2: 東京1は、NTT東日本フレッツADSLモ7Ⅲ+NTTぷららフレッツ・ADSLセット
 注3: 東京2は、ソフトバンクBBのYahoo! BB ADSL 50M

住宅用固定電話料金(割引プラン適用)



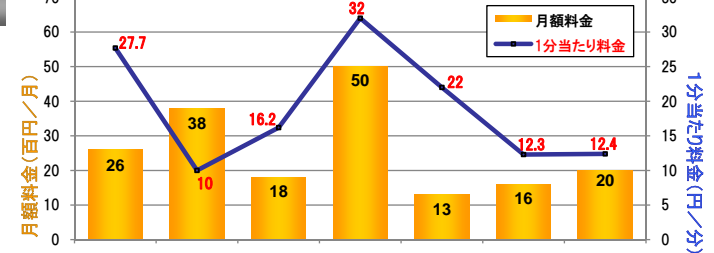
※1日平均 市内:約2回 計8分、市外:約0.5回 計3分、携帯着:約0.8回 計1.5分通話した場合の年間料金で比較

携帯電話料金



※音声:月95分、メール:月385通(うち発信140通)、データ:月16,000パケットを利用した場合の月間料金で比較

【参考】各国の平均的な利用分数による携帯電話料金比較



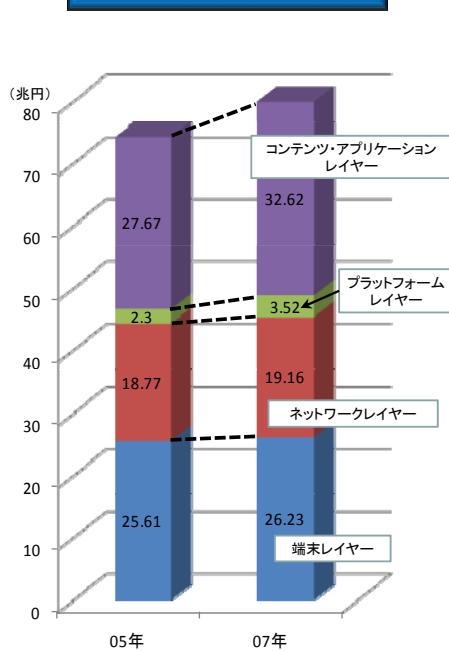
※各国における1契約当たりの月間平均利用分数を利用した場合に要する最も低廉な料金で比較

【出典: 総務省報道資料(電気通信サービスに係る内外価格差調査)をもとに作成】

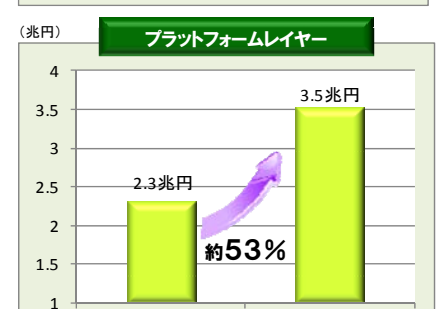
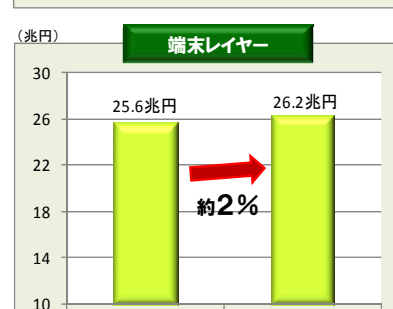
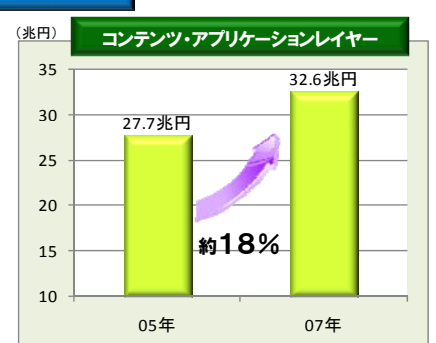
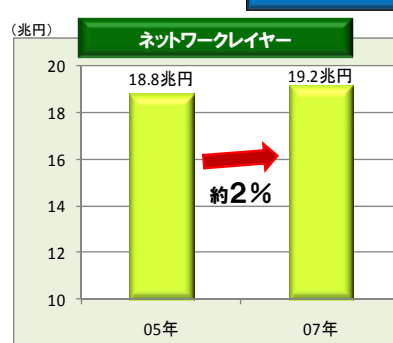
1-14 情報通信産業のレイヤー別市場規模と市場成長率

● コンテンツ・アプリケーションレイヤーや端末レイヤーの市場規模は、ネットワークレイヤーの市場規模を上回っている状況。
 ● また、最近3年間の市場成長率を見ると、ネットワークレイヤーや端末レイヤーは、ほぼ横ばい。これに対し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーは高い伸びを示しており、特にプラットフォームレイヤーは、50%を超える伸びを示している。

レイヤー別市場規模



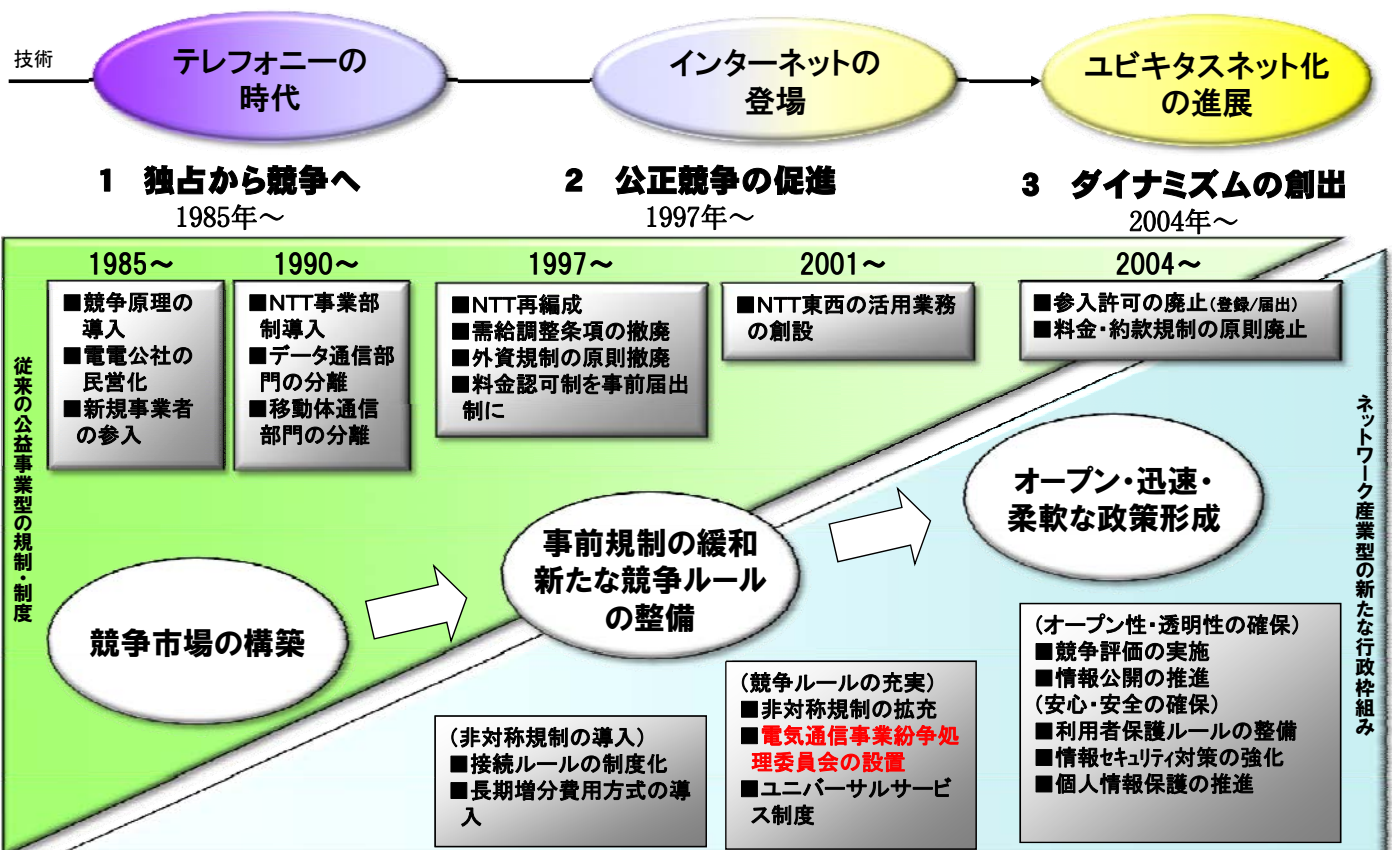
レイヤー別市場成長率



【出典: グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「過去の競争政策のレビュー部会」第2回会合資料をもとに作成】

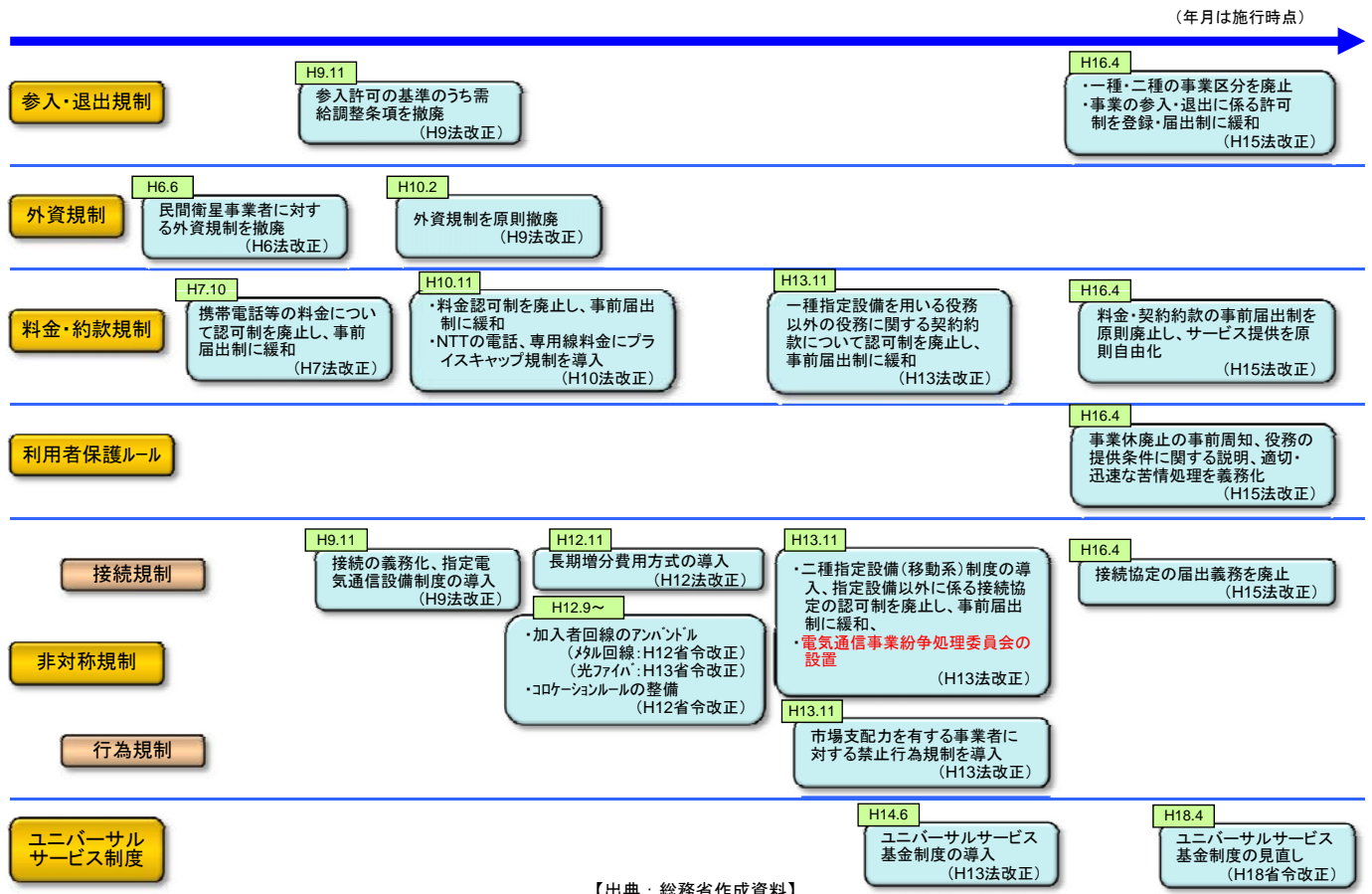
2 電気通信事業に関する規律

2-1 電気通信事業に関する規律の変遷(1)



【出典：総務省作成資料】

2-2 電気通信事業に関する規律の変遷(2)



2-3 現行の電気通信事業法による規律の概要



		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制	【参入】	届出 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録)	
	【退出】	事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要)	
【外資規制】		なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制	原則として自由		
	【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス: 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出		
		【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出	
		【特定電気通信役務(※2)】 プライスカップ規制(上限価格規制)	
利用者保護	事業体廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	
	行為規制	なし	※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定 (NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度	【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話基本料、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務: NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレッツ、フレッツISDN、オフトーク等
 (※2) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務: NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)、専用線専用料
 【出典：総務省作成資料】

2-4 指定電気通信設備制度の枠組み



	第一種指定電気通信設備(固定系)	第二種指定電気通信設備(移動系)
対象設備	<p>不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備</p> <p>加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備</p>	<p>不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備</p> <p>基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備</p>
指定要件	<p>都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること</p> <p>各都道府県でNTT東西を指定</p>	<p>業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること</p> <p>NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー</p>
サービス規制	<p>指定電気通信役務：保障契約約款 (特定電気通信役務：プライスカップ規制)</p>	
接続関連規制	<p>接続約款の認可</p> <p>接続料の算定方法などについて法定要件あり</p> <p>接続会計の整理</p>	<p>接続約款の届出</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い ■ 特定関係事業者(NTTコム)との間のファイアウォール 	<p>[収益ベースのシェアが25%を超える場合に指定]NTTドコモ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

2-5 指定電気通信設備の範囲



- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

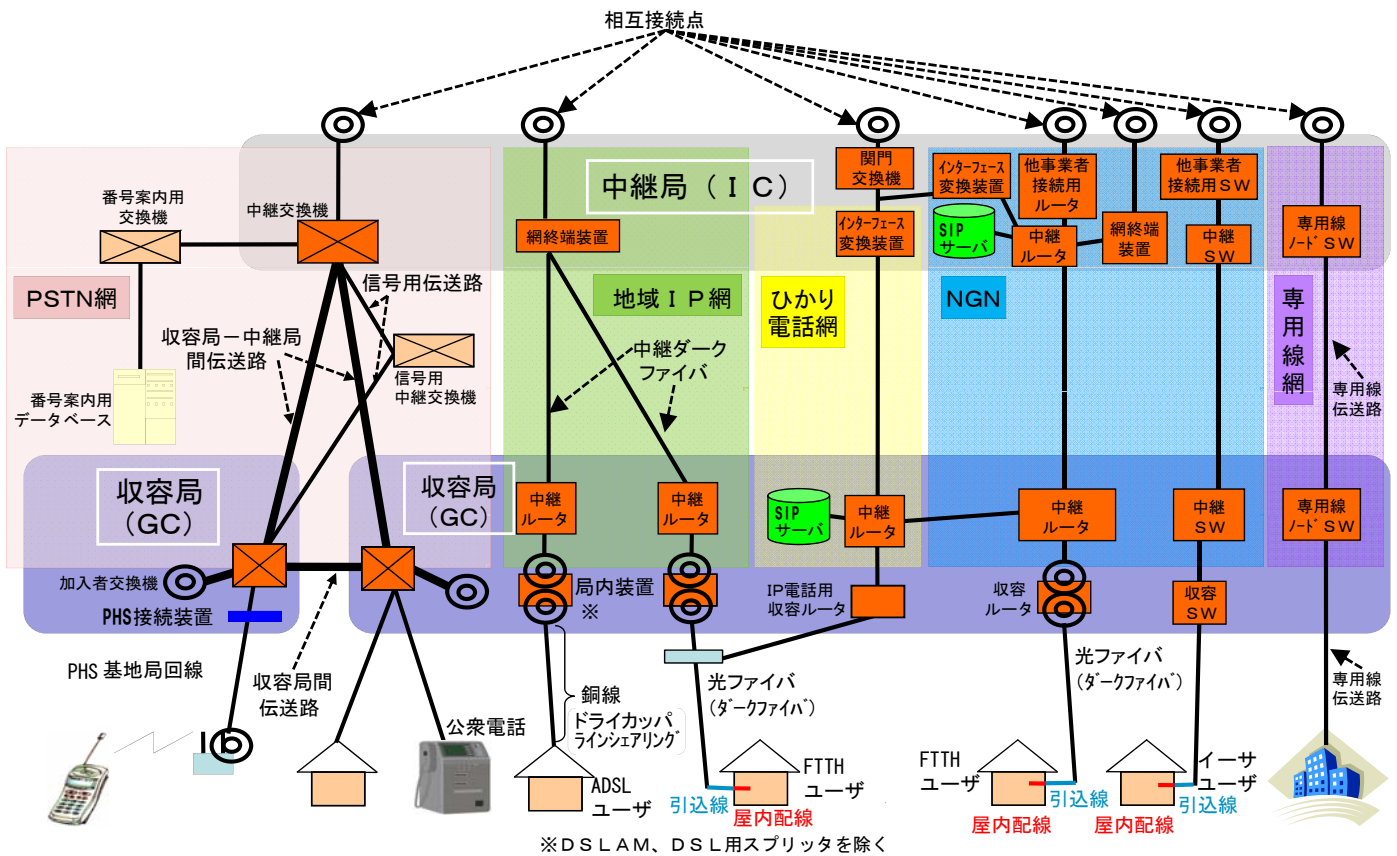
第一種指定電気通信設備の指定内容

第二種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 (ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受け無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
5. SIPサーバ	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.-8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.-8.に掲げるものを除く。)
10. 相互接続点までの伝送路設備	

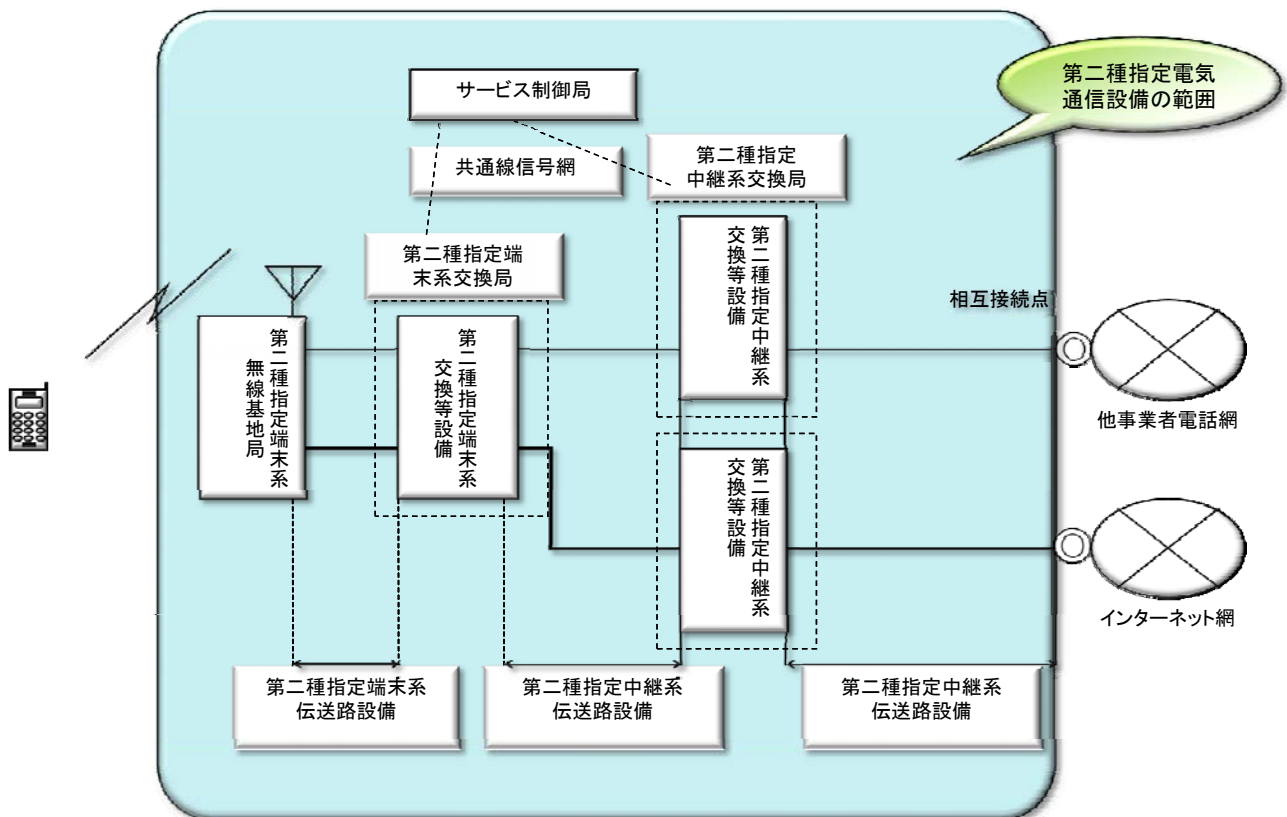
【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

(参考) 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

(参考) 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

区分	内容
<ul style="list-style-type: none"> ■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項) 	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項)。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【認可の要件(第4項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること ■接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること 加入者交換機能等の接続料^①原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 ■接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと ■特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> <p>▶認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続約款の届出(第7項) 	<p>▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項) 	<p>▶公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項) 	<p>▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。 ▶認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項) 	<p>▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること ▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続料の再計算義務(第14項) 	<p>▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項) 	<p>▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。</p>

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

(参考) 接続約款に規定すべき主な事項

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項

- ☒ 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - ☒ 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - ☒ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - ☒ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - ☒ コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - ☒ NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - ☒ 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等

- ☒ 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等

- ☒ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用
(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-7 コロケーションルールの概要

「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

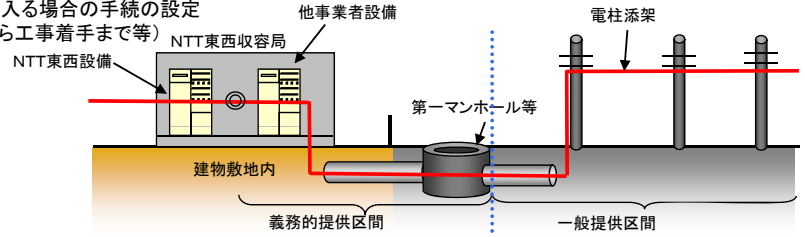
■ コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)

- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年11月	コロケーションスペース等の過剰保留を抑制する仕組み及び電柱におけるコロケーション手続の整備を接続約款に規定。

【出典：第87回(H19.1.23)接続委員会資料をもとに作成】

2-8 第二種指定電気通信設備との接続に関する規律(電気通信事業法第34条)

区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2項)	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第6項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ■ 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ■ 電気通信事業者間の責任に関する事項 ■ 接続協定の締結及び解除の手続 ■ 接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ■ 利用者に対して負うべき責任に関する事項 ■ 重要通信の取扱方法 ■ その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ■ 他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
■接続約款の公表(第5項)	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。
■接続約款の変更命令(第3項)	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者(NTT東日本、NTT西日本を指定)
第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定(NTTドコモを指定)

○ 禁止行為の3類型とその具体例

【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ① 優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-10 接続料の算定方式

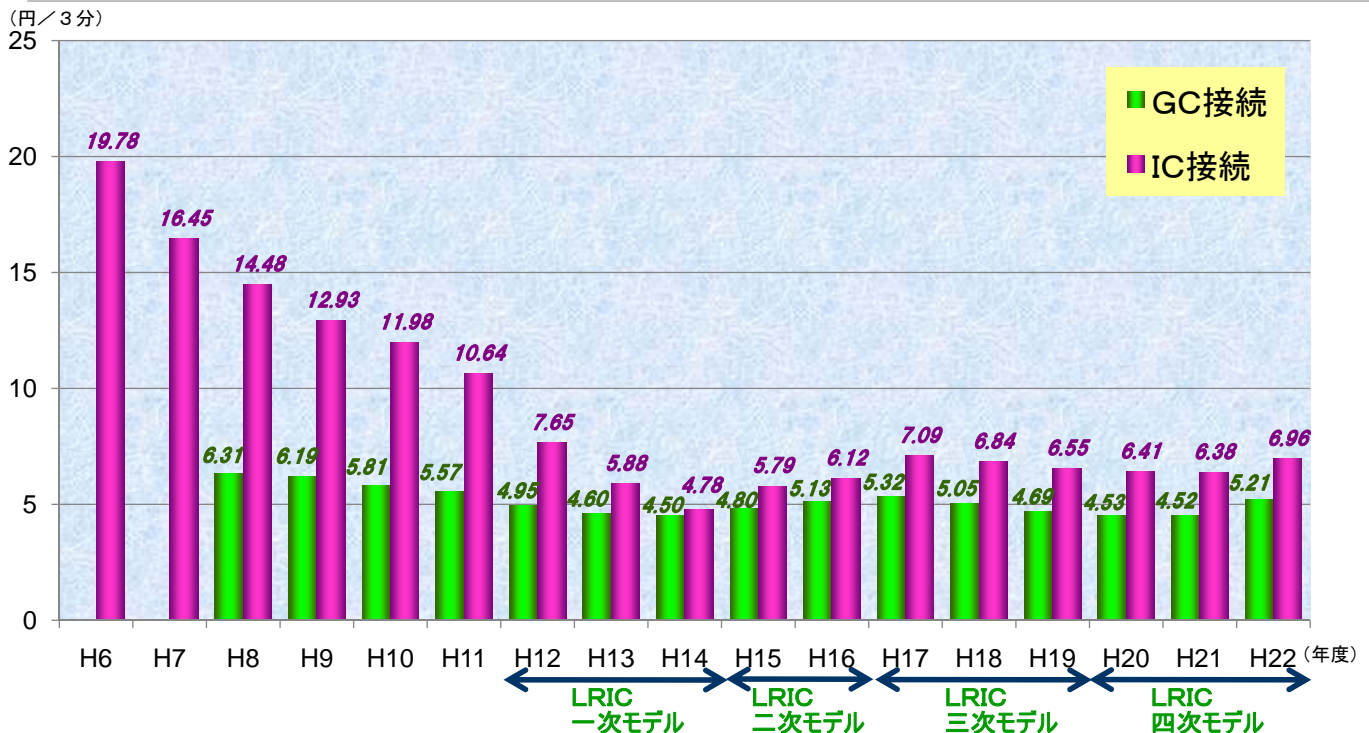
算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式(LRIC)		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期+当年度上期の通信量を使用 ・ボトムアップ方式のLRICモデルを使用	・電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機-中継交換機回線、信号網等) ・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線(加入ダークファイバ)※2 ・NGN(IGS接続、収容局接続、中継局接続) ・メディアコンバータ(西) (→10年度接続料から実績原価方式に移行)
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 ※1	・地域IP網 ・IP関連装置(メディアコンバータ(東),GE-PON等) ・中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) ・加入者回線(ドライカッパ) ・専用線 ・公衆電話
キャリアズレート		・届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの	・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

※1 実績原価方式については、07年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)に変更された。

※2 加入ダークファイバの現行接続料は、08~10年度(3年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

【出典：第108回(H20.3.21)接続委員会資料をもとに作成】

- NTT東西の固定電話の接続料はLRIC方式(現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たにネットワークを構築した場合の費用に基づいて算定する方式)により算定される。
- 平成22年度の接続料は、GC接続5.21円/3分、IC接続6.96円/3分となっている。



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H22.3.29））をもとに作成】

2-12 NTT東西の光ファイバ接続料の改訂

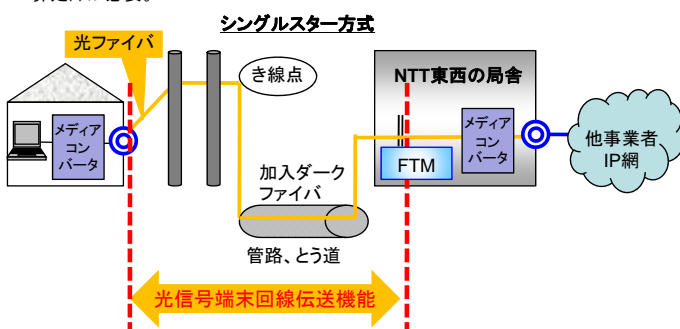
- NTT光ファイバの接続料は平成20年度以降760円～142円値下げ。
- 今回の算定期間(平成20～22年度)における予測費用と実績接続料収入の差額を次期接続料原価に算入する(乖離額調整制度)。
- なお、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の改定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討される予定。

光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

	～H20. 3	H20. 4～
NTT東日本	5,074円	4,610円
NTT西日本		4,932円

※1芯当たりの月額料金。
※上記の他に、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。

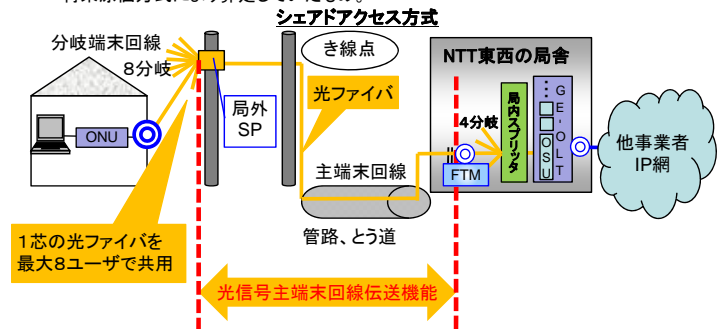


光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

	～H20. 3	H20. 4～
NTT東日本	5,020円	4,260円
NTT西日本	4,987円	4,522円

※1芯当たりの月額料金。
※局外スプリッタ(8分岐)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする。将来原価方式により算定していたもの。

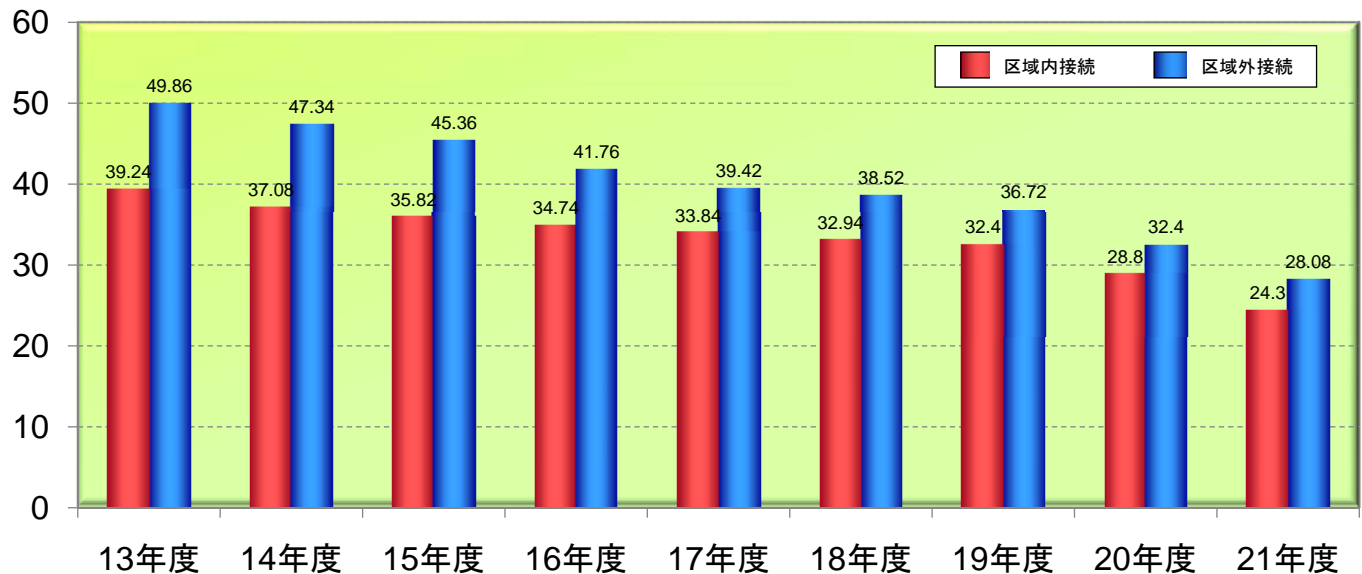


【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する補正後の接続約款の変更の認可（H20.6.24））をもとに作成】

● NTTドコモの接続料金は、毎年着実に低廉化

- 平成21年度の区域内接続で24.3円/3分、区域外接続で28.08円/3分であり、NTT東西の平成21年度固定電話接続料の4.52円(GC接続)、6.38円(IC接続)と比べると、水準に差がある。

(円/3分)



※ 区域外接続は、複数のドコモ地域支社(平成20年6月までは地域会社)の営業区域を超える通話に適用。
区域内接続は、それ以外の通話に適用。

【出典：「平成21年版情報通信白書」及び「NTTドコモ報道発表資料(H22.2.25)をもとに作成】

2-14 NGNの接続料の算定方法等

- NGNの接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からとなる。
(⇒NGNの費用・資産が整理されるのは2008年度会計からとなり、これが総務省に報告等されるのは、2009年夏になる。)
- このため、**少なくとも2009年度接続料までは**、算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する方式(将来原価方式)での算定が**適当**。
- **ただし**、当該予測を行うために必要なコスト分計の方法等の検討に要する期間を考慮して、**2008年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める**。
- なお、**ひかり電話については**、利用者の混乱を招来するおそれがあること等から、**NGNとひかり電話網の接続料を合算して算定**。

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
フレッツサービス (収容局接続)		● 地域IP網の接続料と同一の接続料を暫定適用	● 将来原価方式で算定【地域IP網とは別個に接続料算定】 (⇒実績データの把握にシステム構築が必要であって、代替可能な暫定的なコストドライバが見出せないときは、システム構築後、2010年度から実際費用方式で算定)		
ひかり電話 (IGS接続)		● 現在のひかり電話の接続料(相対取引)を暫定適用	● 将来原価方式で算定【ひかり電話網と合算して接続料算定】 (⇒実績データの把握にシステム構築が必要であって、代替可能な暫定的なコストドライバが見出せないときは、システム構築後、2010年度から実際費用方式で算定)		
イーサネットサービス		● 相対取引を暫定適用 (⇒接続料設定のためにはシステム改修の期間等が必要)		● 実際費用方式で算定	
中継局接続		● 相対取引を暫定適用	● 将来原価方式で算定 (⇒接続事業者のサービス提供方法等によっては、設備増強や負担方法の在り方等の検討が必要となる場合も、2010年度を目途に実際費用方式で算定)		
接続会計の整理		● コストドライバの検討・報告 9月末	● 2008年度接続会計報告・公表	● 2009年度接続会計報告・公表	● 2010年度接続会計報告・公表

【出典：「次世代ネットワークに関する接続料算定等に関する研究会」最終報告書】

2-15 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要

1. 目的

総務省と公正取引委員会の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定(平成13年11月)。電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進。

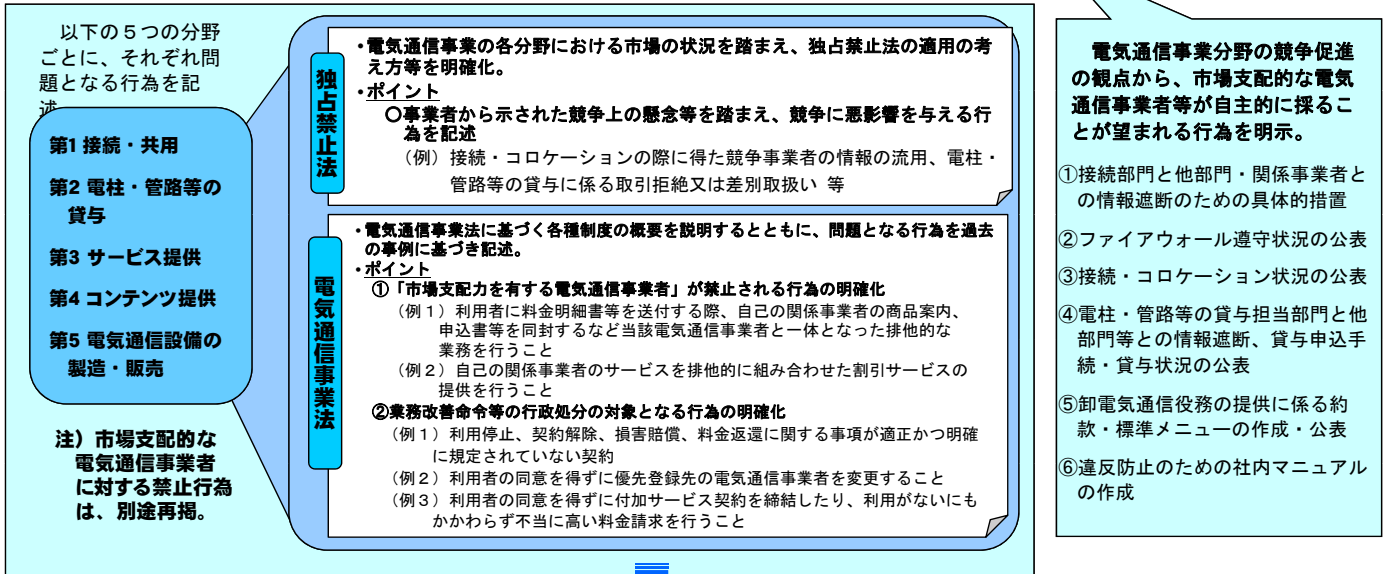
2. 全体の構成

I 指針の必要性と構成

II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

III 望ましい行為

IV 連携・連絡体制



3. 連携・連絡体制について

公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。

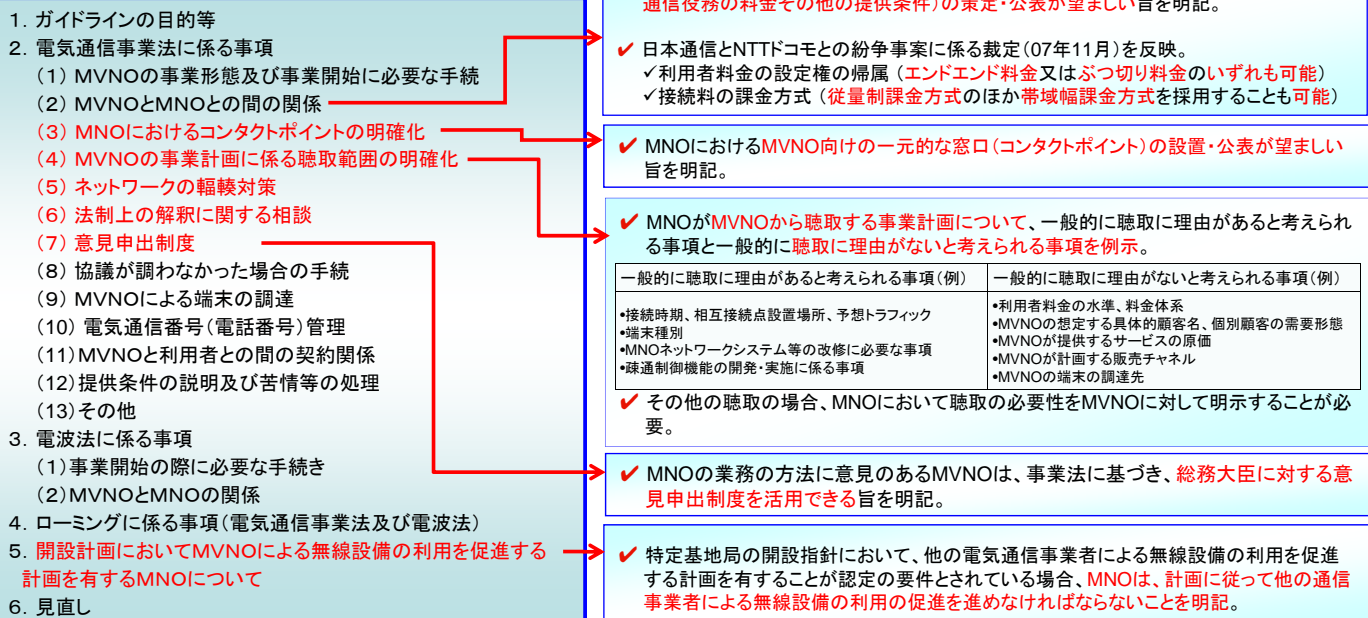
【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-16 「MVNO事業化ガイドラインの再改定」の概要

今回の再改定においては、

- モバイルビジネス研究会報告書(07年9月)
- ガイドライン再改定に係る提案募集結果(07年11月~08年1月)
- 電気通信事業紛争処理委員会による勧告(07年11月)
- 特定基地局の開設指針(2.5GHz帯)におけるMVNO受入計画の着実な実施[WiMAX及び次世代PHS]等を盛り込み、MNOとMVNOとの間の事業規律等について具体化。

ガイドラインの再改定



【出典：第92回(H20.10.31)電気通信事業紛争処理委員会資料(総務省作成)】

(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定(06年12月)。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010の再改定(平成21年6月)による見直し

新競争促進プログラム2010の再改定(H21.6.26)において「NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、電気通信事業分野における債権保全措置に関するガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」とされ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図るため、同ガイドラインの改正(H21.10.9)が行われた。

【出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料】

2-18 1999年のNTT再編成と2010年時点での検討

日本電信電話株式会社の再編成(1997年NTT法改正、1999年7月再編成)

独占的事業者と行政の間の情報の非対称性を踏まえ、行為規制のみでは抜本的な解決を図ることができない公正競争上の問題(内部相互補助、情報流用等)に対処するため、構造的措置を実施

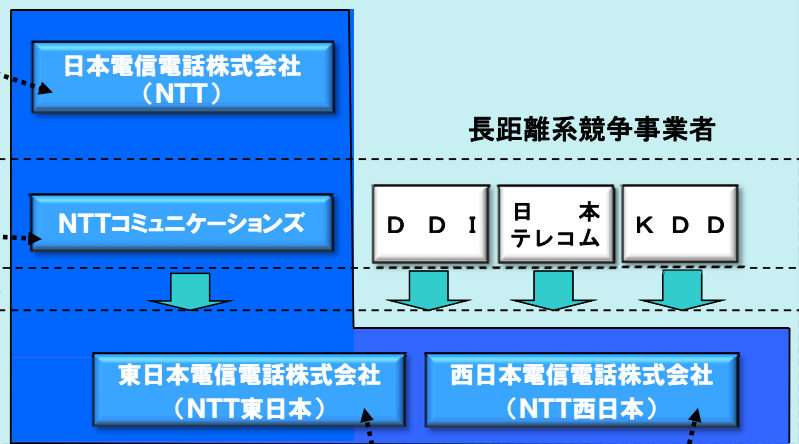
基盤的研究の一元的な推進を図り、国としての研究開発力を維持・強化するとともに、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保

独占的部門での市場支配力の濫用を防止するため、競争的部門を分離

接続ルールの制度化と併せて、地域電気通信網への接続に関し、NTTコミュニケーションズと長距離系競争事業者との間における条件の同等性を確保

競争的部門
(長距離通信)

独占的部門
(地域通信)



比較競争(ヤードスティック競争)を含む独占的部門における競争の促進のため、地域分割

NTT組織問題の2010年時点での検討

通信・放送の在り方に関する政府与党合意(H18. 6. 20)

NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

【総務省】

通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(H18. 9. 1)

NTTの組織問題については、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

	日本電信電話株式会社 (持ち株会社)	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 ※ 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない <p style="text-align: right;">等</p>
責務 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及 	
株式 (第4条～第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 	<ul style="list-style-type: none"> ◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有

【出典：総務省作成資料】

3 電気通信事業の動向

3-1 次世代ネットワーク(NGN)サービスの開始

- NGNは、電話網の持つ信頼性・安定性を確保しながら、IPネットワークの利便性・経済性を備えた、次世代のフルIPのネットワーク。
- 我が国においては、平成20年3月末からNTT東西がNGNの商用サービスを開始。
- NTT東西は、光サービスユーザの既存IP網からNGNへのマイグレーションを2012年度目途に完了予定。

サービス分類		NGNのネットワークサービス	
光ブロードバンドサービス ・インターネット接続 ・IPv6通信機能を標準装備		戸建て向け (最大通信速度100Mbps)	
		集合住宅向け (最大通信速度100Mbps)	
OAB~J-IP電話/ テレビ電話	QoS	事業所向け (最大通信速度1Gbps)	
		【個人向け/中小規模事業所向け】 ひかり電話 (標準品質、 高品質(7kHz)) テレビ電話 (標準品質、 標準テレビ品質、ハイビジョン品質)	
VPN (センタ・エンド型、 CUG型サービス)	QoS	【大規模事業所向け】 今後提供予定	
	ベストエフォート	今後提供予定	
コンテンツ 配信向け サービス	QoS	VPN (センタ・エンド型、CUG型サービス)	
	ベストエフォート	ユニキャスト (帯域確保)	
		マルチキャスト (帯域確保) ※地デジIP再送信向け	
		ユニキャスト	
		マルチキャスト	
イーサネットサービス		イーサ (県内・県間とも)	

【凡例】

: 平成22年3月末現在提供済

: 平成22年4月以降提供予定

赤字が新サービス

(注) 地デジIP再送信は、平成20年5月、(株)アイキャスト及び(株)NTTぶららが、NGNを利用して東京・大阪において開始

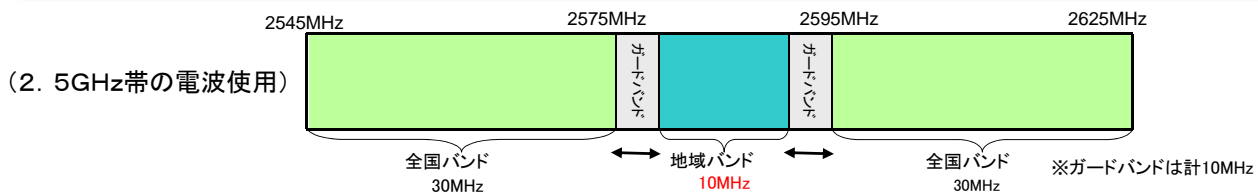
NTT東西のNGNの特徴

- **品質確保 (QoS)**
地域IP網で実現していた従来のベストエフォート型の通信に加えて、ネットワーク制御により、エンド・トゥ・エンドでの品質を確保したサービスを提供
- **セキュリティ**
回線ごとに割り当てられた発信者IDをチェックし、なりすましを防止
ネットワークの入り口で、なりすましや不正なアクセスをブロックする機能などを具備
- **信頼性**
ひかり電話網と異なり、当初から大規模ネットワークを想定したネットワークアーキテクチャを採用し、信頼性の高いネットワークを提供

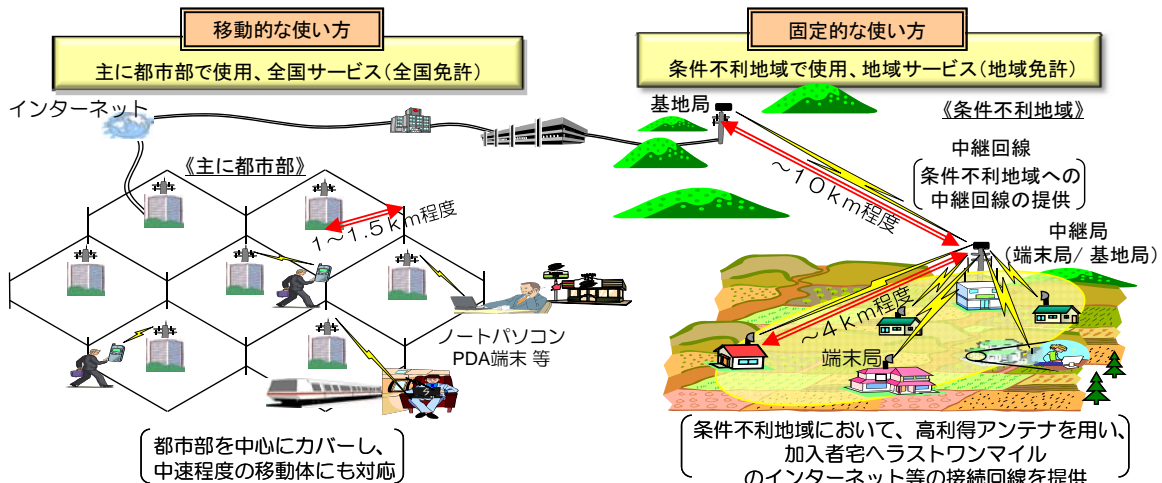
【出典：第108回 (H20.3.21) 接続委員会資料をもとに作成】

3-2 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の導入

- 広帯域移動無線アクセスシステムとは、無線LANやADSLのようなブロードバンドのサービスを、携帯電話のように屋外や移動環境下で提供する新しいシステム。
- 主に都市部で使用する全国サービス(全国免許)と、固定的な使い方である条件不利地域で使用する地域サービス(地域免許)の2つの形態がある。



事業イメージ(例)

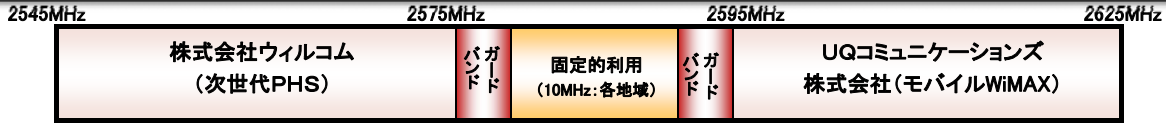


【出典：総務省作成資料をもとに作成】

3-3 広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)全国サービスの進捗状況



- 平成19年12月、総務省は、「ワイヤレスブロードバンド企画株式会社(現 UQコミュニケーションズ株式会社)」及び「株式会社ウィルコム」の開設計画を認定し、「2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針(平成19年総務省告示457号)」に規定する認定の要件の一つである「他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画」として、MVNOによる無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付けた。
- UQは、21年2月26日から東京23区、横浜市及び川崎市でサービス開始。関東、名古屋、京阪神等全国展開に向けてエリア拡大中。
- ウィルコムは、平成21年4月27日から東京都山手線内の一部地区他において法人向けエリア限定サービスを開始。同年10月から本格サービスを開始。



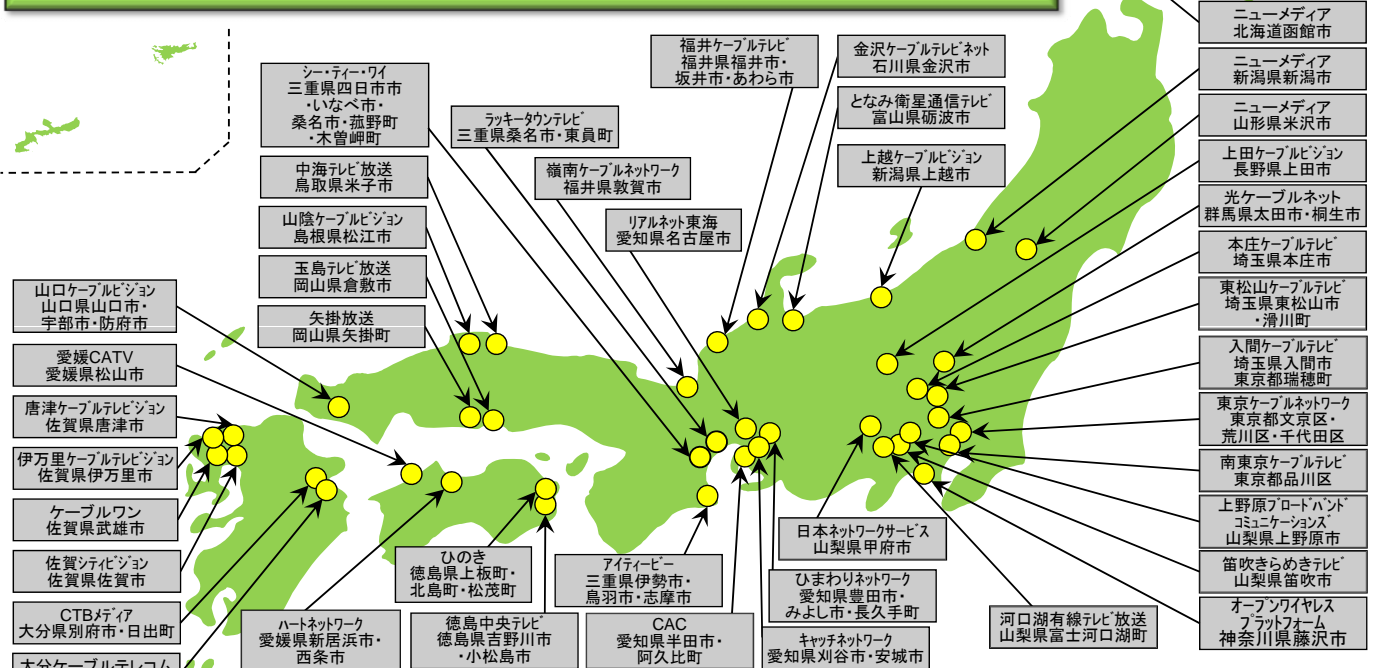
認定事業者	ウィルコム	UQコミュニケーションズ(旧 ワイヤレスブロードバンド企画)
通信方式	XGP(次世代PHS)	モバイルWiMAX
主要株主	カーライル、京セラ、KDDI	KDDI、インテル、JR東日本、京セラ、大和証券、三菱東京UFJ銀行
サービス開始時期	平成21年4月27日(エリア限定サービス開始) ※平成21年10月から本格サービス開始	平成21年2月26日(サービス開始)
特定基地局の開設数、人口カバー率など	・平成25年3月末までに約20,000局の基地局を開設予定 ・屋内用基地局7,000局を開設予定 ・平成25年3月末までに全国の人口カバー率92%、846市町村でのサービス提供を予定	・平成25年3月末までに約19,000局の基地局を開設予定 ・屋内用基地局19,000設備を開設予定 ・平成25年3月末までに全国の人口カバー率93%、1,161市町村でのサービス提供を予定
事業概要	設備投資 1,113億円 加入数 約240万加入 営業収益 1,488億円 (※いずれも平成25年3月末までの累計)	設備投資 1,323億円 加入数 約500万加入 営業収益 1,243億円 (※いずれも平成25年3月末までの累計)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

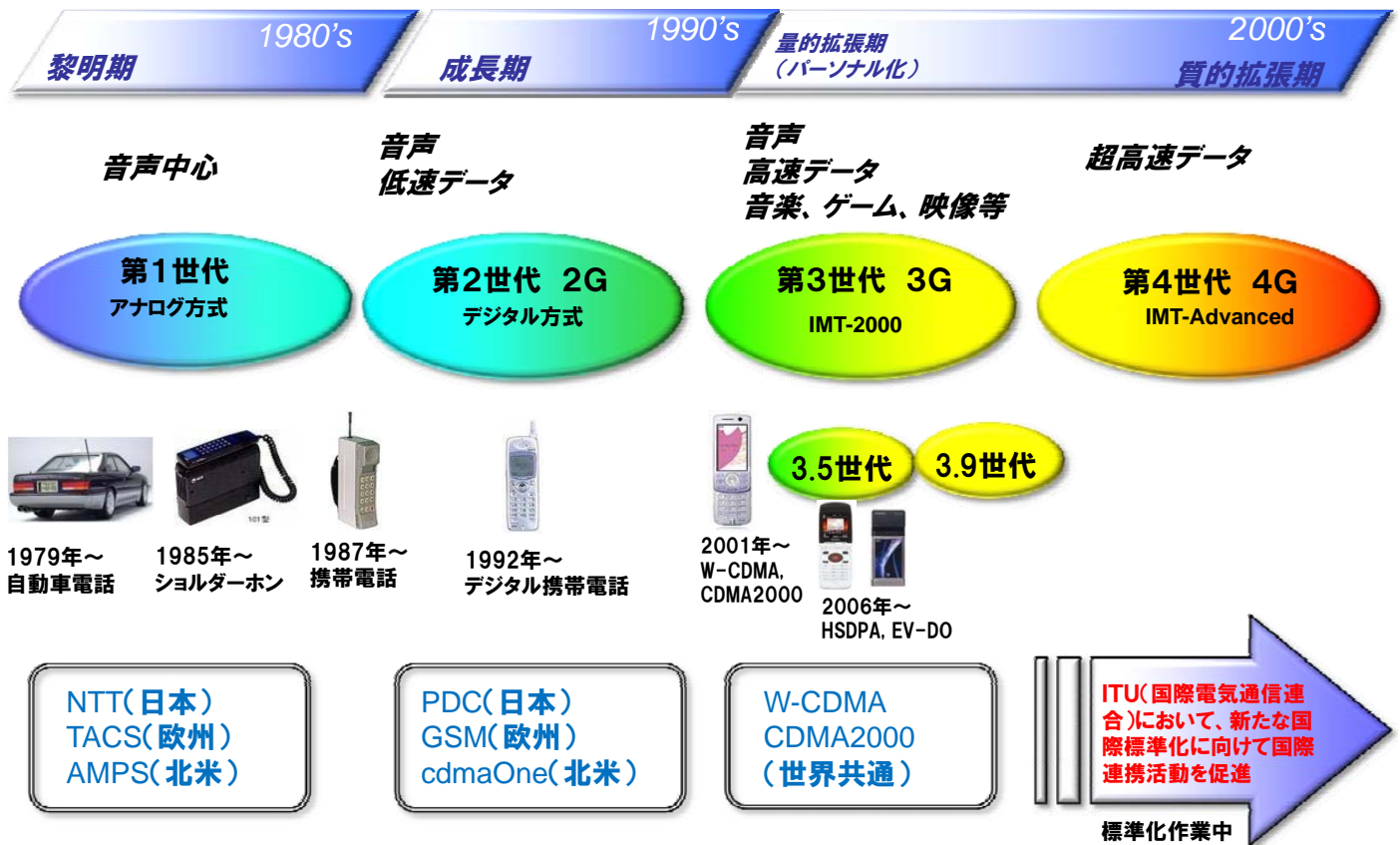
3-4 地域WiMAXに係る無線局免許付与状況(平成22年3月31日現在)



- 平成19年7月、総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2.5GHz帯の周波数(固定系地域バンド)を使用する無線局の免許方針を決定した。これにより、デジタルディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、当分の間WiMAX方式、原則市町村単位で免許が付与されることとなった。
- これまでの免許申請に対し、技術基準適合証明を受けていない設備には予備免許、同証明を受けた設備には免許を付与。
- 平成21年4月から順次サービスが開始されている。



【出典：第90回(H20.6.17)電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】



【出典：第90回（H20.6.17）電気通信事業紛争処理委員会資料】

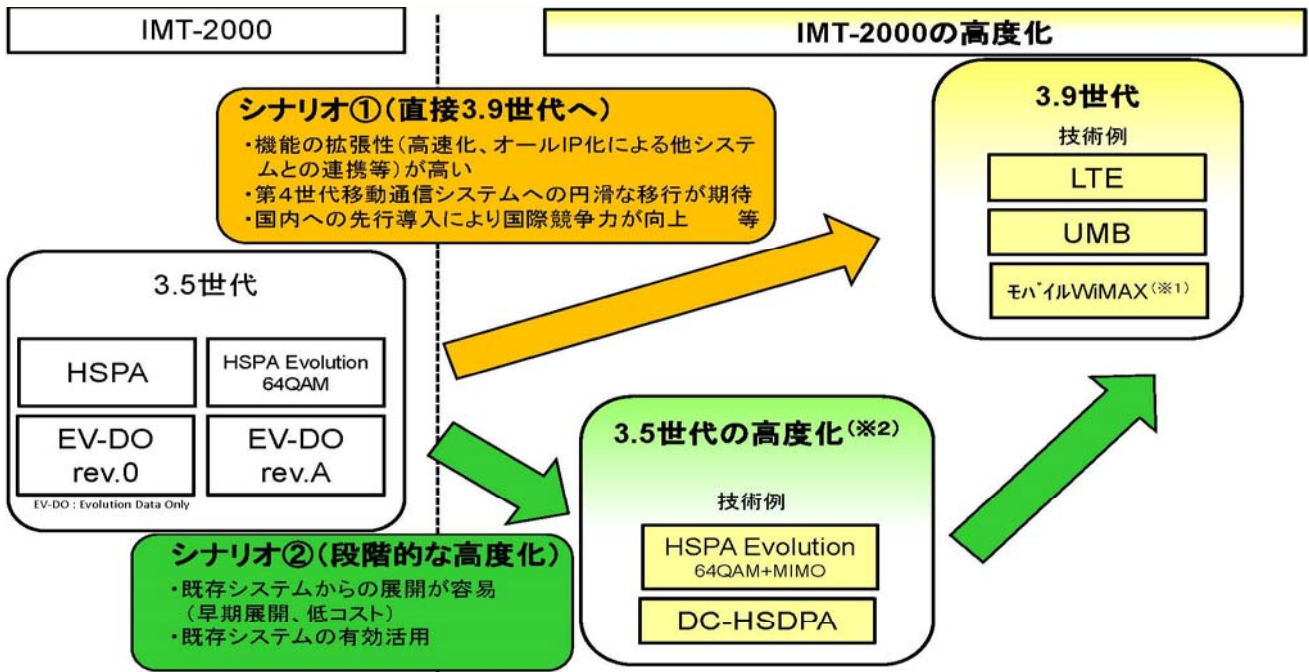
3-6 3.9世代携帯電話の導入

- 3.9世代携帯電話は、現行の第3世代携帯電話を発展させ、固定ブロードバンド並の高速データ伝送を実現し、多彩なサービス(音楽、ゲーム、動画視聴等)を、場所を選ばずにスムーズに提供することを可能とするもの。
- 2008年12月に情報通信審議会より技術的条件が示され、2009年4月に必要な制度整備が行われた。

● 3.9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り:100Mbps以上 上り:50Mbps以上
周波数利用効率	3.5世代(HSPA Release 6)の3倍以上(下り)、2倍以上(上り)
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーション・サービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3.5世代よりも低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

【出典：総務省作成資料をもとに作成】



(※1) モバイルWiMAXについては、ITU-RにおいてIMT-2000用周波数として割当てられた800MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯並びに1.5GHz帯の周波数に対応した標準仕様(WiMAXフォーラムにおける認証プロファイル等)は現段階において策定されていないため、**他システムとの共用条件の検討は行ったが3.9Gの技術的条件には含まれていない。**

(※2) 現在、3.5世代のアップグレード(HSPA Evolution(64QAM+MIMO)、DC(Dual Cell)-HSDPA等)についても標準化が進められており、3.9世代移動通信システムの導入段階においては、様々な導入シナリオに柔軟に対応可能とすることがシステムの高度化を加速すると考えられるため、上記基本要件を満たす3.9世代移動通信システムの技術的検討にあわせて、3.5世代の高度化についても標準化動向等を踏まえつつ検討。

【出典：情報通信審議会 第62回情報通信技術分科会資料】

3-8 3. 9世代携帯電話導入のための特定基地局の開設指針と開設計画の認定

● 3. 9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針(平成21年4月3日制定)

- 1.5GHz帯及び1.7GHz帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大4者に対して、10MHz又は15MHzを割り当てる。
- 認定の日から5年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域内の3.9世代移動通信システム等のカバー率(3.9世代移動通信システム(注1)に加え、3.5世代移動通信システムの高度化システム(注2)によるサービス提供が可能な地域の人口の割合)が50%以上になる計画を有することを要件とする。
 (注1)100Mbps以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム
 (注2)40Mbps以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム
- 様々な3.9世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第3世代、3.5世代移動通信システムの使用も認める。



※東名阪等について、デジタルMCAの使用期限である平成26年3月末まで使用不可。

● 開設計画の認定(平成21年6月10日)

- 1475.9MHzを超え1485.9MHz以下 ソフトバンクモバイル
- 1485.9MHzを超え1495.9MHz以下 KDDI/沖縄セルラー電話
- 1495.9MHzを超え1510.9MHz以下 エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 1844.9MHzを超え1854.9MHz以下 イー・モバイル

● 3. 9世代移動通信システム等の通信規格別最大伝送速度

通信規格	3.9世代移動通信システム		3.5世代の高度化	
	LTE	UMB	HSPA Evolution	DC-HSDPA
最大伝送速度	下り 300Mbps 上り 75Mbps	下り 288Mbps 上り 75Mbps	下り 43.2Mbps 上り 11.5Mbps	下り 43.2Mbps 上り 11.5Mbps

【出典：総務省報道資料(3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に係る電波監理審議会からの答申)をもとに作成】

事業者	イー・モバイル株式会社	株式会社 エヌ・ティ・ティ・コム	ソフトバンクモバイル株式会社	KDDI株式会社/ 沖縄セルラー電話株式会社	
今回希望周波数帯	1.7GHz帯/10MHz	1.5GHz帯/15MHz	1.5GHz帯/10MHz	1.5GHz帯/10MHz	
3.9世代等の導入計画	採用技術	DC-HSDPA LTE (5MHz, 2×2MIMO)	DC-HSDPA LTE (5MHz, 2×2MIMO)	LTE (10MHz, 2×2MIMO)	
	導入周波数帯	1.7GHz帯 (DC-HSDPA, LTE)	1.5GHz帯/2GHz帯 (LTE)	1.5GHz帯 (DC-HSDPA) 2GHz帯 (LTE)	800MHz帯/1.5GHz帯 (LTE)
	サービス開始時期	2010年9月	2010年12月	2011年7月	2012年12月
	エリア展開 (2014年度末)	6,388局 (カバー率 75.2%)	20,700局 (カバー率 51.10%)	9,000局 (カバー率 60.63%)	29,361局 (カバー率 96.5%)
	設備投資額 (2014年度末まで累計)	644億円	3,430億円	2,073億円	5,150億円
	加入数見込み (2014年度末)	295万加入	1,774万加入	541万加入	984万加入

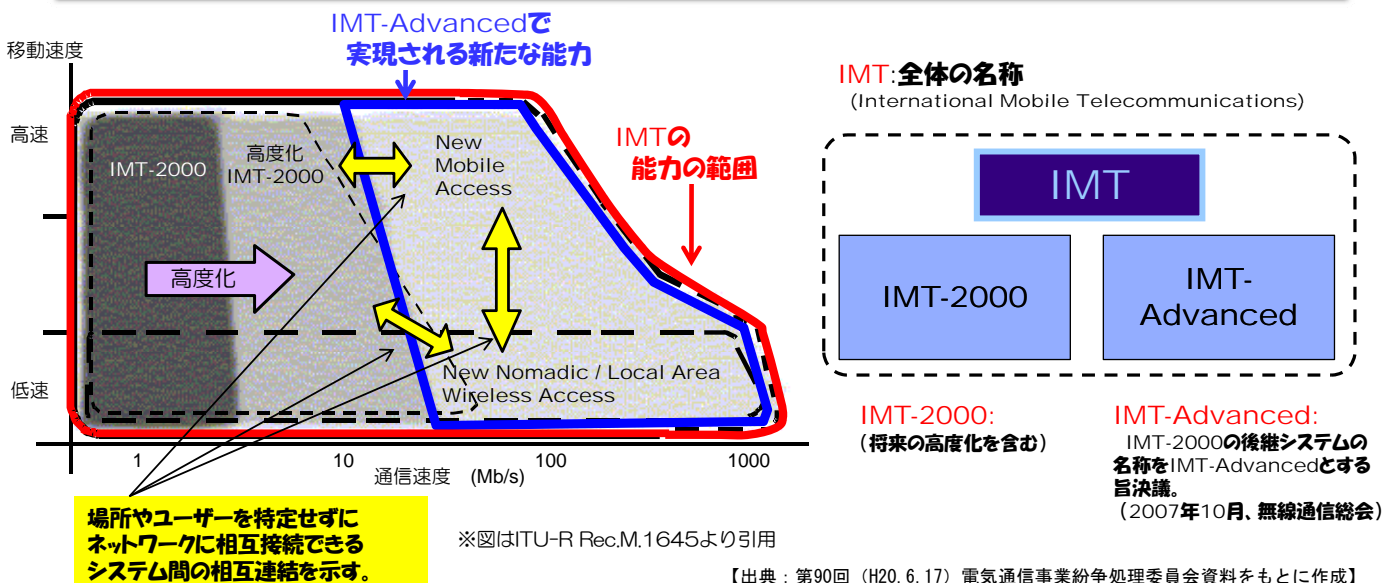
注：表は、既に割り当てられている周波数帯も含め、新たに「3.9世代移動通信システム」又は「3.5世代移動通信システムの高度化システム」を導入することについての計画を示している。

【出典：総務省報道資料（3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定（H21.6.10））をもとに作成】

3-10 第4世代移動通信システム

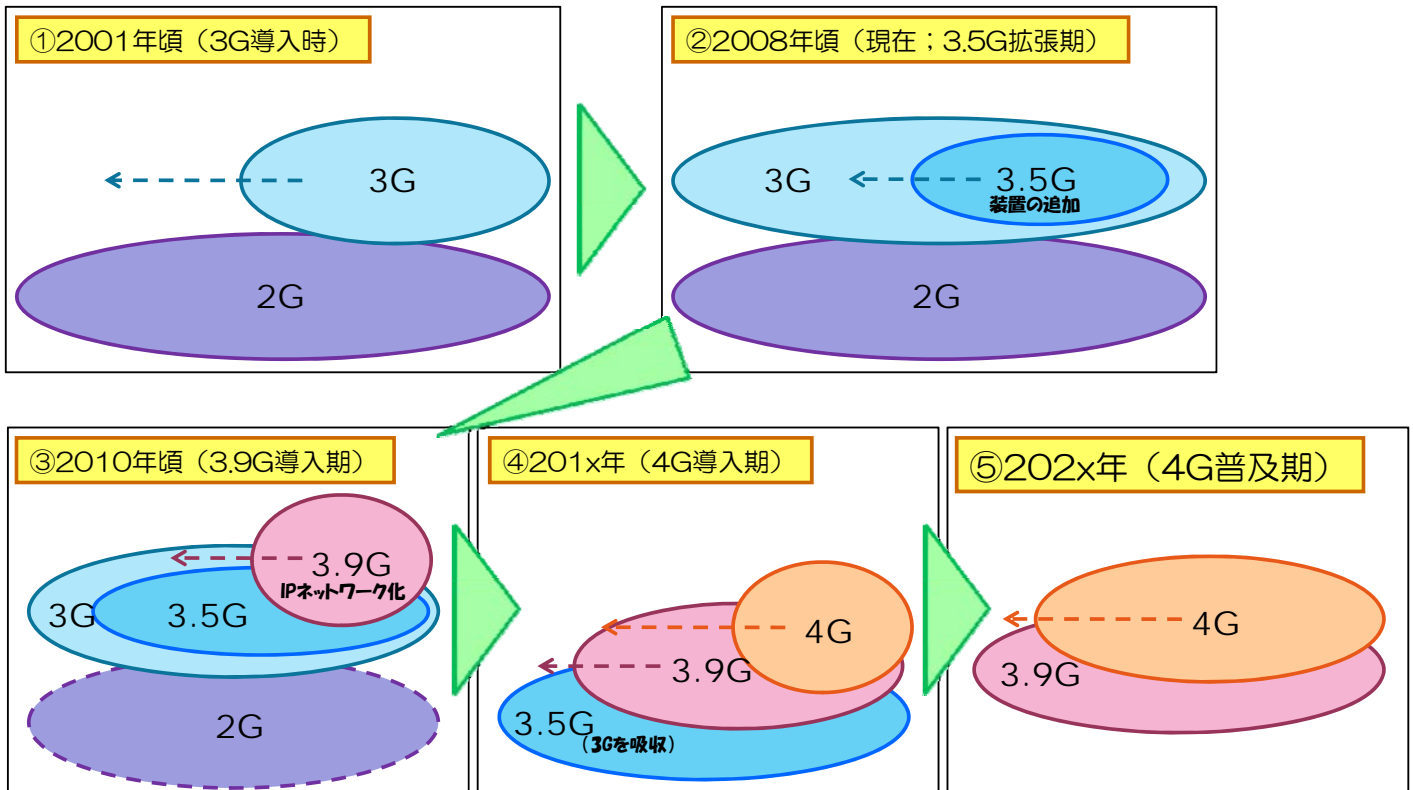
第4世代移動通信システム(IMT-Advanced):

- ・2011年頃を目指してITU-Rにおいて標準化作業が進められているシステム
- ・高速移動時でも100Mbps、低速移動時は1Gbpsの実現が目標
- ・我が国の国際競争力強化のため、標準化等の推進方策を情報通信審議会で審議中
- ・将来の実用化に向けてメーカーの機器開発投資が促進、光ファイバ並の映像配信が可能となることから、今後新しいコンテンツの創造にも拍車がかかることが期待



場所やユーザーを特定せずにネットワークに相互接続できるシステム間の相互連結を示す。

・第4世代のネットワークは、3.9世代の設備を活用しながら効率的に整備されることが想定。

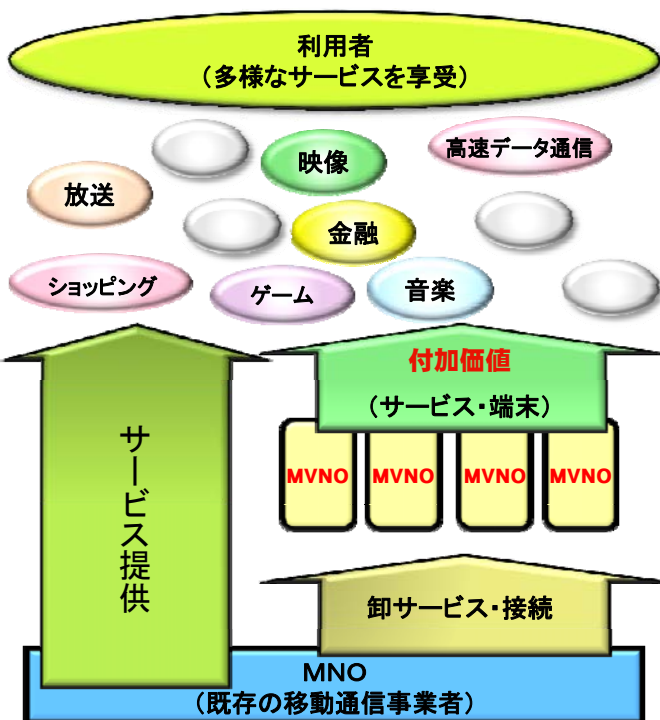


【出典：第90回（H20.6.17）電気通信事業紛争処理委員会資料】

3-12 MVNO(仮想移動体通信事業者)の参入

● MVNO(Mobile Virtual Network Operator)とは、自らは無線設備を設置しないで、MNO(Mobile Network Operator)の提供する移動通信サービスを利用すること等により移動通信サービスを提供する事業者。

MVNOの参入状況(一部)



MNO (回線提供元)	MVNO (サービス名)	サービス概要
NTTドコモ	IIJ (IIJモバイルサービス/タイプD) NTTコミュニケーションズ(モバイル/ リモートアクセスドコモモデル)	法人向け3.5G(HSDPA)による下 り最大7.2Mbpsの高速データ通信
	日本通信 (I-Care3G) (b-mobile Doccica)	法人向け3.5G(HSDPA)による高 速データ通信 3.5G(HSDPA)による高速データ通 信+公衆無線LAN(レイヤー2)
KDDI (au)	セコム (ココセコム)	基地局情報+GPS機能を活用し て迷子やお年寄り、車両の位置情 報を把握
	京セラコミュニケーションシステム (KWINS 3G)	専用カードによるデータ通信
ソフトバンク モバイル	ウォルト・ディズニー (ディズニー・モバイル)	ディズニーのブランド、コンテンツを活 用した携帯電話サービス
イー・ モバイル	NTTぷらら(高速モバイルオプション (EM)) NTTコミュニケーションズ(OCN 高速 モバイル EM) ケイ・オプティコム(eoモバイル) ソフトバンクモバイル(定額ボーナス パック)	3.5G(HSDPA)による下り最大 7.2Mbpsの高速データ通信
	IIJ (IIJダイレクトアクセス)	高速モバイル通信とセキュアな閉域 接続を組み合わせたサービス(レイ ヤー2)
ウィルコム	日本通信 (b-mobile) ニフティ(@nifty MobileP)	専用PHSカード等によるデータ通信
	CSC (My Access)	駐車場、冷凍・冷蔵機器等の遠隔 監視等
UQコミュニ ケーションズ	ニフティ(@nifty WiMAX) NECビッグロープ(BIGLOBE高速モ バイルWiMAX)	WiMAX方式による下り最大40Mbps、 上り最大10Mbpsの高速データ通信

【出典：第92回（H20.10.31）電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

- フェムトセルとは、一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった非常に狭いエリア・セルをカバーするシステム。
- 「フェムト」は、1000兆分の1を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。

フェムトセル基地局の特徴

- ➔ 一の携帯電話基地局で半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリアをカバー
- ➔ 超小型(空中線電力20mW程度以下)
- ➔ イーサネット回線やブロードバンド回線に接続可能

(参考)フェムトセル方式の超小型基地局

例:

	出力	20mW
	ユーザ数	4
	大きさ	135×184×40mm
	重量	約0.6kg

	出力	20mW
	ユーザ数	4
	大きさ	135×187×53.5mm
	重量	約0.3kg

- 高層ビル・宅内・地下街等における携帯電話等の不感エリア解消に有効
- 基地局当たりの収容人数を数名程度とすることで、従来の携帯電話サービスよりも高速のサービス提供が可能
- FMC型のサービス(移動通信サービスの契約者が契約する固定ブロードバンドを利用した宅内外一体型のシームレスサービスの提供)の実現

フェムトセル基地局の導入等に伴う制度整備等

- 電波法の一部改正
→免許人以外の者に特定の無線局の運用を行わせることを可能とする。
- 電波法施行規則等の一部改正
→フェムトセル基地局を免許人以外の者による運用を可能とする無線局とし、無線設備の技術基準を定める。等 平成20年10月1日施行
- フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン 平成20年12月2日策定

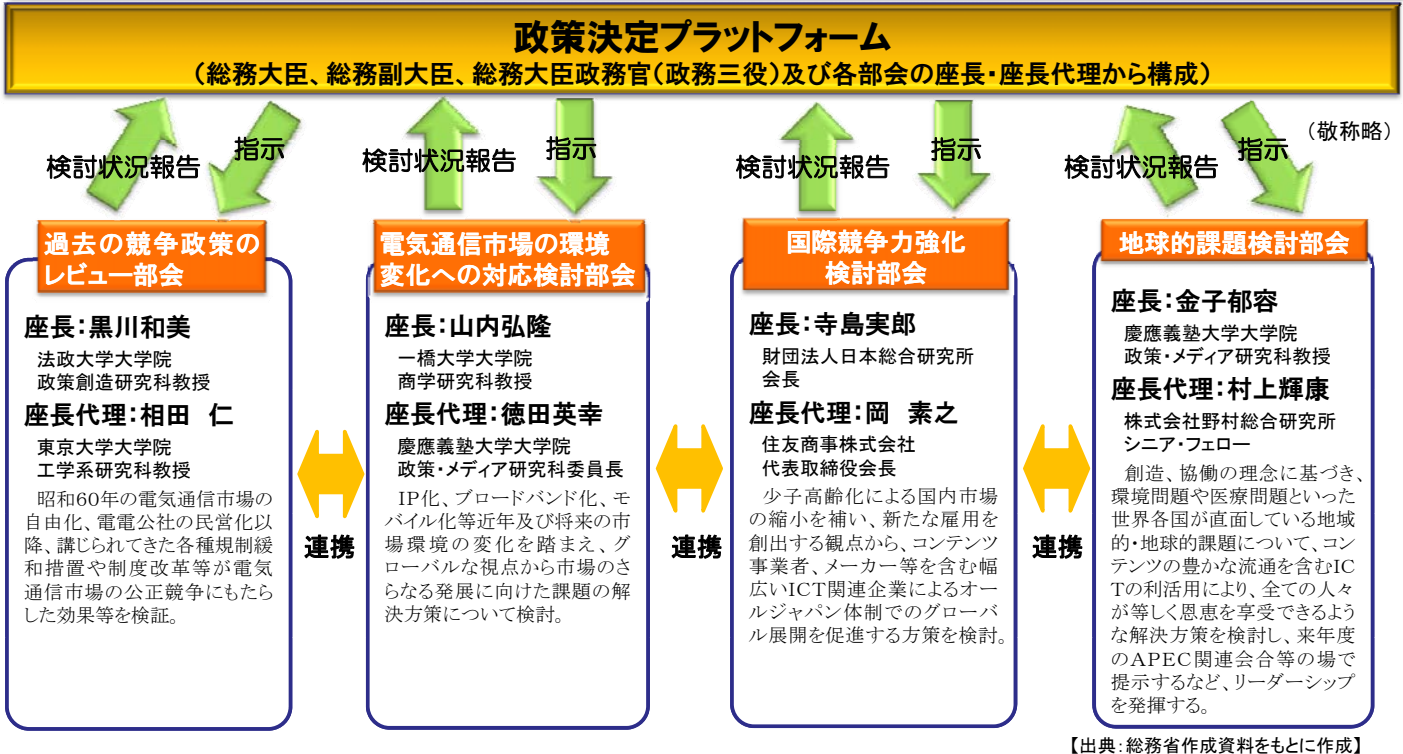
携帯電話事業者の対応状況

- **NTTドコモ**
 - 平成19年11月から不感エリア対策として運用開始
 - 平成21年11月から家庭向けサービス(マイエリア)を開始
- **KDDI**
 - 平成22年夏の提供開始に向けて、平成22年3月から関東の一部エリアにおいてトライアル運用の開始を発表
- **ソフトバンクモバイル**
 - 実用化に向けて開発・実験中

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

4 電気通信事業の競争政策の動向

- 少子高齢化の急速な進展による経済成長への影響等が懸念される中、グローバルな視点から、競争政策を環境変化に対応したものに見直すとともに、ICTの利活用により、我が国及び諸外国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、タスクフォースを発足。
- 平成21年10月30日(金)に第1回会合(4部会合同)を開催。1年程度かけて議論を進めていく予定。



4-2 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の基本的な考え方

- ICTは、言論の自由、民主主義を確立していくためのインフラ。
人間を中心に据え、すべての人間に等しく降り注がれる「太陽」のようにコミュニケーションの権利を保障することが必要。
そのような社会の実現に向け、今後のICT政策の在り方について検討していくことが、本タスクフォースの目的。
- 現在、我が国は、少子高齢化の急速な進展、地球温暖化、経済・社会のグローバル化等の諸課題に直面。
ICTの利活用やICT産業の活性化により、これらの経済的、社会的課題等の解決に、国内のみならず国際的にも貢献していくことが必要。
- このような考え方を踏まえ、「過去の競争政策のレビュー」、「電気通信市場の環境変化への対応」、「ICT産業全般の国際競争力強化」、「地球的課題等の解決への貢献」について検討。

<参考> CI(Consumers International:世界消費者機構)による「消費者の8つの権利」

- ①基本的ニーズが満たされる権利、②安全の権利、③知らされる権利、④選ぶ権利、⑤聞いてもらう権利、⑥救済を受ける権利、⑦消費者教育を受ける権利、⑧健全な環境を享受する権利

新競争促進プログラム(平成18年9月19日)

ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ(2010年代初頭までに実施)

各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。

本プログラムのフォローアップ

- ✓進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表(毎年7月を目途)。
- ✓併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、必要に応じ、プログラムの見直し(リボルピング)を実施。

プログレスレポート(第一次)及び新競争促進プログラム(改定)の公表(平成19年10月23日)

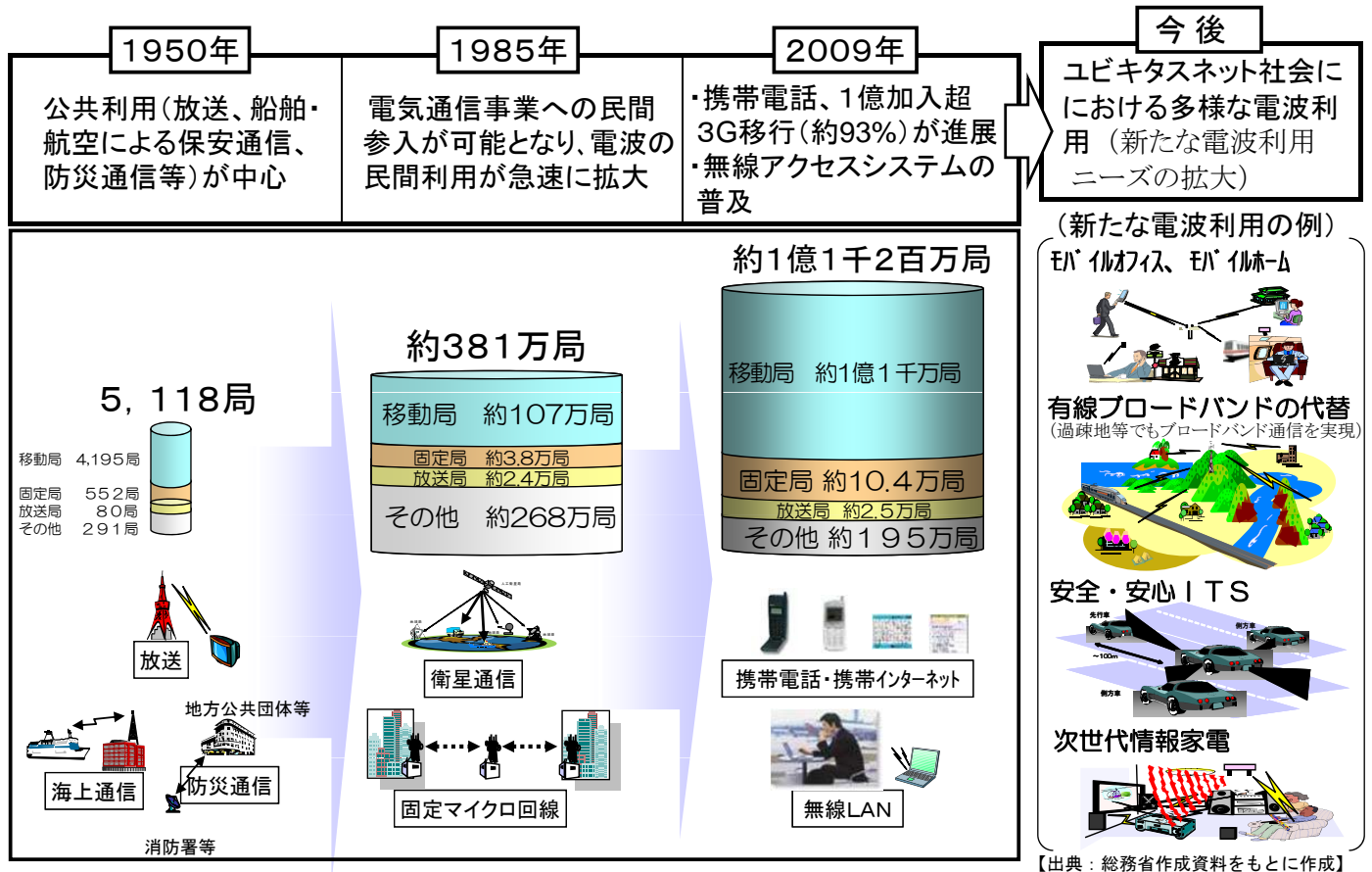
プログレスレポート(第二次)及び

新競争促進プログラム(再改定)の公表(平成21年6月26日)

1. 設備競争の促進	線路敷設基盤の開放促進、地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進等、アクセス網の多様化の推進
2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し	競争セーフガード制度の適切な運用、共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備 等
3. NTT東西等の接続料の算定方法の見直し	固定電話・加入光ファイバ接続料の算定方法の見直し、NGNに係る接続料の算定方式に係る検討 等
4. 移動通信市場における競争促進	「オープン型モバイルビジネス環境」の整備、「MVNO支援相談センター」(07年9月設置)の積極的な活用 等
5. IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備	通信端末に係る技術基準・認証制度の見直し、通信端末の相互接続検証のためのテストベッドの整備 等
6. 料金政策の見直し	プライスカップ制度の下での基準料金指数の設定への適切な対応 等
7. ユニバーサルサービス制度の見直し	市場実態が大きく変化していく中でのユニバーサルサービス制度の段階的な見直し
8. ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備	ネットワークの効率的運用に向けた環境整備、クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策の検討 等
9. 紛争処理機能の強化	「コンテンツプロバイダ等相談センター」(09年2月設置)の積極的活用、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化についての必要に応じた措置
10. 消費者保護策の強化	契約解除等に伴う連絡先・方法を契約締結時の説明義務の対象事項とする電気通信事業法施行規則の改正 等
11. その他	「テレコム競争政策ポータルサイト」の更新、電気通信番号の在り方についての引き続きの見直し 等

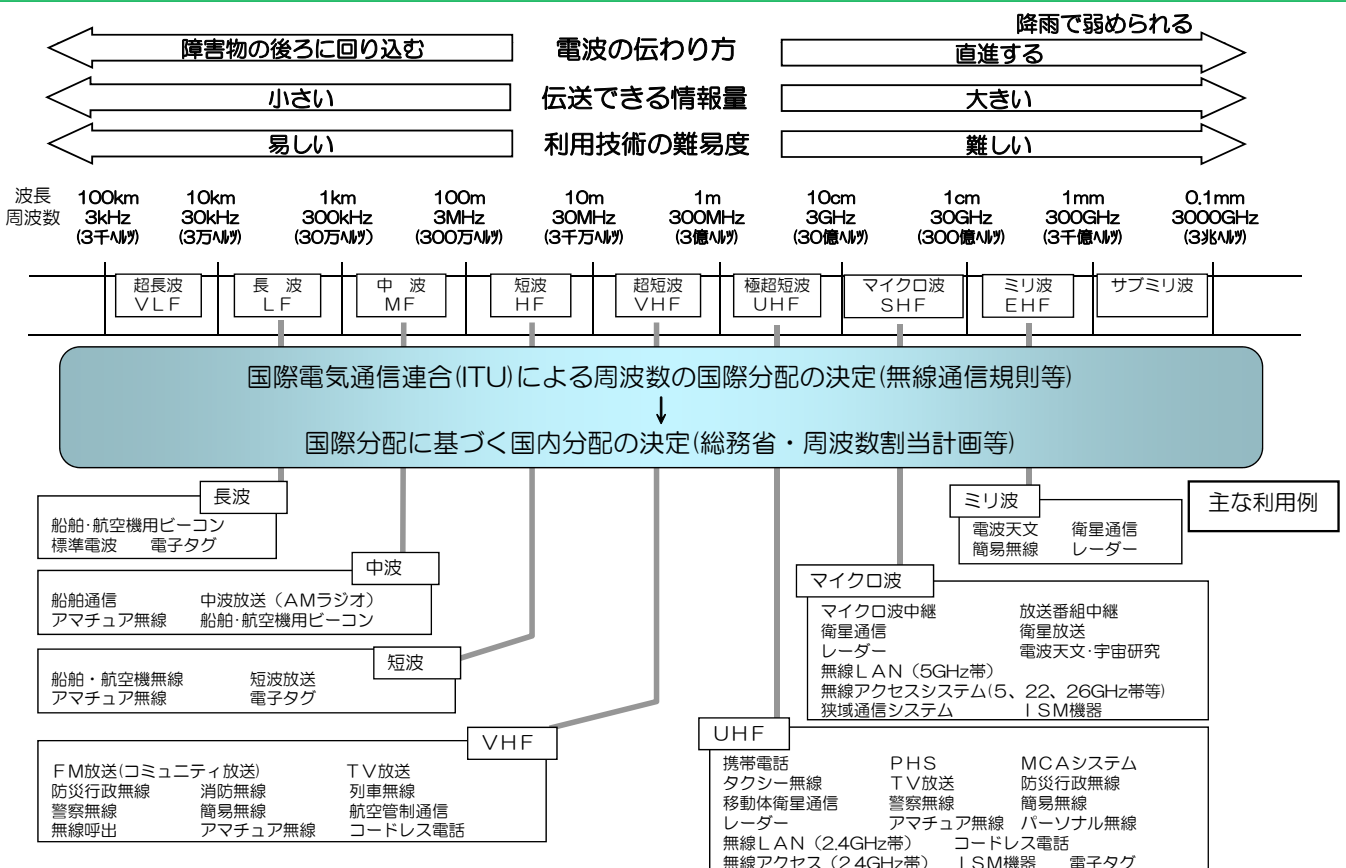
【出典：第87回(H20.2.25)電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

5 電波利用の現状と政策の動向



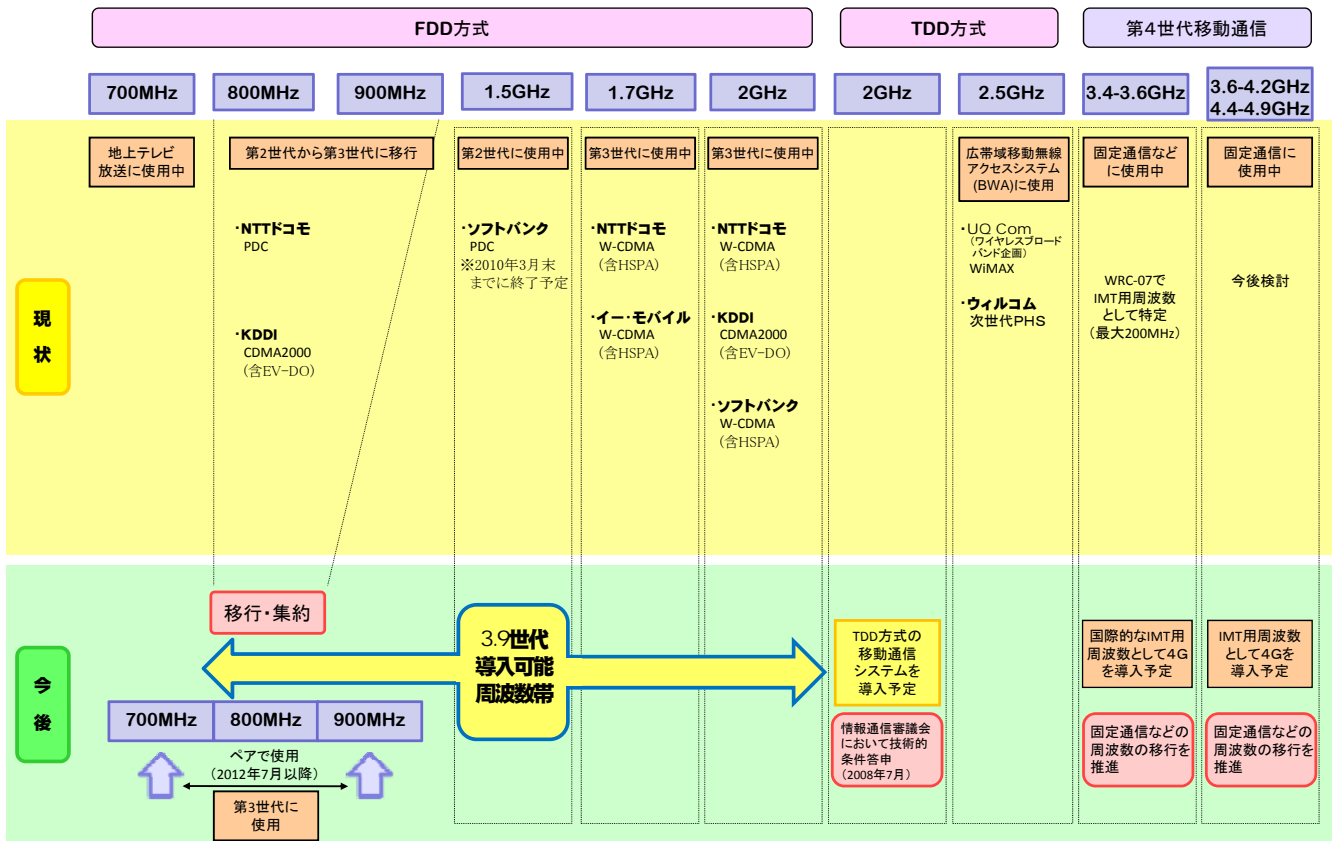
【出典：総務省作成資料をもとに作成】

5-2 我が国の電波の使用状況



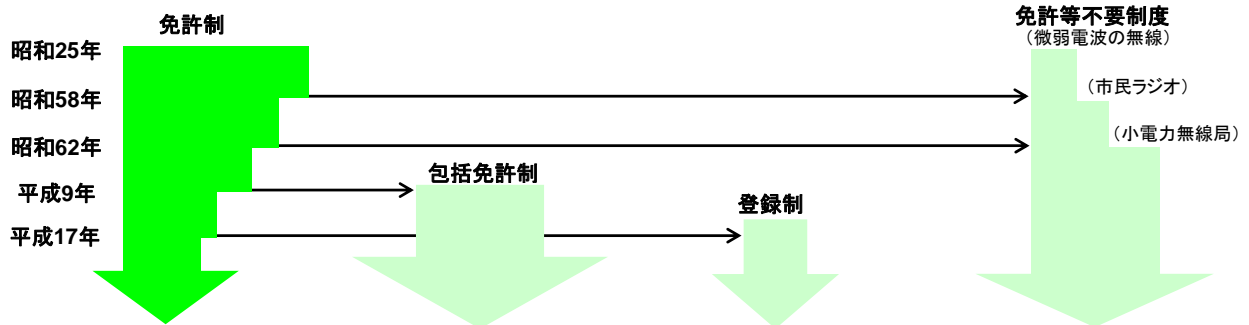
【出典：総務省作成資料】

5-3 携帯電話などに対する周波数割当ての現状と将来展開



【出典：第90回 (H20. 6. 17) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

5-4 無線局の開設手続



	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの	
特徴	個々の無線局としての監理が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合 (技術基準適合表示)	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局 (技術基準適合表示)	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局 (技術基準適合表示)	発射する電波が著しく微弱な無線局
開設審査	・欠格事由の有無 ・技術基準適合性 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致 ・財政的基礎 (放送をする無線局に限る。)	・欠格事由の有無 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致	・欠格事由の有無 ・周波数割当計画への適合性等	-	-
主な用途	・携帯電話基地局 ・人工衛星局 ・航空機局 ・船舶局 ・TV/ラジオ放送局	・携帯電話端末 ・業務用無線 (共同利用型) ・VSAT地球局	・無線LAN (高出力) の基地局等 ・PHS基地局 (10mW以下) ・電子タグの読み取り機 (高出力)	・コードレス電話 ・無線LAN (低出力) ・ワイヤレスマイク (ラジオマイク) ・自動車レーダ ・電子タグの読み取り機 (低出力)	・キーレスエントリー ・コードレスマウス
無線局数 (平成19年12月末)	約350万局 (約3.3%)	約1億251万局 (約96.7%)	4,359局 (約0.0%)	不明	不明
年間件数 (平成18年)	約150万件	7,334件	1,605件	-	-

【出典：第87回 (H20. 2. 25) 電気通信事業紛争処理委員会資料】

- 総務省は、今後の電波利用技術の進展や国際動向を踏まえ、我が国における2010年代の電波利用の将来像とそれらを実現するための課題を明らかにするとともに、2010年代の電波有効利用方策について検討することを目的として「電波政策懇談会」を開催（平成20年10月～）。
- 平成21年7月に同懇談会の報告書が公表され、総務省は、報告書の提言を踏まえ、今後速やかに所要の施策を講じていく予定としている。

電波新産業創出戦略～電波政策懇談会報告書（平成21年7月13日公表）～

新たな電波新産業の創出とともに、我が国が抱える様々な社会問題を解決し、ユーザーの生活の更なる向上を図るため、2015年までに5つの電波新産業創出システムを実現し、2020年までに更に高度化・発展させることが不可欠



【出典：総務省報道資料（「電波新産業創出戦略～電波政策懇談会報告書～」の公表及び意見募集の結果について）をもとに作成】

電気通信紛争処理用語集

この用語集は、電気通信設備の接続等に関する紛争や無線局開設等に伴う混信防止に関する紛争において用いられることの多い用語及び紛争処理一般に関する用語を対象としています。

なお、用いられる文脈によっては、同じ用語であってもこの用語集の説明とは異なる意味合いで用いられることがあります。

あっせん

第三者が紛争当事者の間に入り、紛争について紛争当事者の互譲により紛争を解決すること。

あっせんを行う第三者は、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相対立する当事者に話し合いの機会を与える、相互の誤解を解くなどして、当事者の話し合いを促す。紛争当事者の和解による紛争の解決をめざすものであり、法律的又は技術的な争点について当事者間の歩み寄りが期待できる事案に適している。

アンバンドル

電気通信設備を機能ごとに細分化し、他事業者が接続する際、必要な機能のみを選択して、使用できるようにすること。

接続事業者は、不要な機能を使用しないことで、支払う接続料を抑えることができる。

イーサネット

IEEE802.3 委員会により標準化された構内データ通信網（LAN）の規格のこと。初期のイーサネットの通信速度は 10Mbps であったが、100Mbps に高めたファストイーサネット、1Gbps の高速通信を可能にするギガビットイーサネットが普及している。

また、さらなる高速規格として、40Gbps や 100Gbps の規格が検討されている。

インターネットVPN

VPN は Virtual Private Network の略。インターネットを経由して構築される仮想的なプライベートネットワークのこと。

回線を維持するための費用が低廉で、専用線などと比べて低コストで運用することができる。パケットを暗号化するプロトコルである IPsec を利用して、インターネットを利用しながら情報の機密性を保持している。

(⇨「IP-VPN」の項を参照)

エンド・(ツー・)エンド料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、料金設定方法として一の事業者が役務全体（エンド・エンド）に対して設定した利用者料金のこと。

（⇒「ぶつ切り料金」の項を参照）

卸電気通信役務

電気通信事業者が、ユーザではなく、電気通信事業者だけを対象に提供するサービスのこと。

卸電気通信役務の提供者を「卸電気通信事業者」と呼ぶ。また、卸電気通信役務の提供条件や料金は、事業者間の相対契約で決められる。

感度抑圧

電波干渉の形態の一つで、受信機において希望波（受信機が目的とする電波）と近接する周波数の電波が強い場合に、希望波の正常な受信が抑制されること。

感度抑圧に対しては、一般的には、受信側にフィルタを挿入するなどの対策がとられる。

管路

通信ケーブルを通すために道路の地下に埋設したパイプのこと。

ケーブルを通すスペースしかないため、管路にケーブルを敷設したり、撤去する場合は、マンホール内で作業する。

（関連項目⇒「とう道」の項を参照）

キャリアーズ・レート

電気通信事業者が他の電気通信事業者と相互接続する際に設定する接続料金のこと。

営業・宣伝費用などを控除して算定されるため、ユーザ料金よりも安く設定される。

キャリア・センス

搬送波（無線通信において情報を乗せるための基本的な伝送波）を受信することにより自分が発信しようとする周波数・チャンネルが空いているか否かを検知する機能のこと。

コードレス電話などでは、この機能により空きチャンネルが選定されている。

空中線

アンテナのこと。空間に電波として電力を放射し、又は空間を伝搬している電波を

吸収して電力を得る装置のこと。

クラウドコンピューティング

インターネット上のサーバを利用して、ユーザに情報サービスやアプリケーションサービスを提供するというコンピュータの利用形態のこと。

「クラウド（雲）」とは、インターネット及びインターネットに接続されたサーバの集合体やデータセンタを意味する。ユーザは、自分のパソコンや会社のサーバではなく、インターネット上のサーバを利用して作業を行うため、独自にシステムを構築したり、アプリケーションソフトやデータを自分で所持・管理する必要がなく、初期コストを抑えることができる。

クロージャ

通信事業者の局とユーザ宅を結ぶ加入者線に設置し、銅線ケーブルや光ファイバ・ケーブルの分岐、接続などの配線を行うための箱のこと。

電柱上に設置するタイプやマンホールなどの地中に置くタイプがある。

広域イーサネット

地理的に離れた構内データ通信網（LAN）間などをイーサネットで使用されているインターフェースにより接続する広域通信網のこと。

IP-VAN に比べ、さまざまな通信プロトコルが利用可能であり、既存のイーサネット機器を利用できるため、コストを抑えたネットワーク構築ができる。

（関連項目⇒「イーサネット」、「IP-VPN」の項を参照）

広帯域移動無線アクセス

（＝「BWA」の項を参照）

コグニティブ無線

周囲の無線状況を自動的に認知して、一台の端末で最適な周波数や無線方式を切り替えて通信することができる無線技術のこと。

コグニティブ（Cognitive）とは、「認知的な」を意味する。

コロケーション

指定電気通信設備を保有する電気通信事業者の建物・局舎、管路、とう道、電柱等に、接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。

コンテンツプロバイダ

デジタル化された文章、画像、動画などの情報を提供する事業者の総称のこと。イ

インターネットサービスプロバイダ（ISP）など対比して CSP（Contents Service Provider）とも呼ばれる。

（関連項目⇒「ISP」の項を参照）

サーバ

ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータのこと。
インターネットでは、ウェブサーバ、メールサーバ等がある。

裁定

当事者間で意見の一致をみない事項について、第三者がその是非等を裁断して決定すること。

サブアンバンドル

例えば、相互接続事業者のドライカップの利用について、局から加入者宅までを利用するのではなく、加入者宅近くのき線点から加入者宅までを利用すること。

シェアドアクセス方式

1本の光ファイバ回線を複数の加入者で共有する NTT 東西が開発したアクセス方式のこと。

（関連項目⇒「シングルスター方式」の項を参照）

実際費用方式

「接続料」の算定方式の一つで、電気通信事業者が電気通信設備の構築・維持管理に実際に要する費用から年間経費を計算し、これを元に1回線当たりや1通話当たりの接続料を算定する方式のこと。

ジャンパ線

MDF（主配線盤）に収容された端末回線や加入者交換機からの回線等に用いられる銅線ケーブルのこと。

周波数

電波、音波などの1秒間の振動数のこと。

その単位は、以前はサイクルで表記されたが、現在はヘルツ（Hz）で統一されている。

新型直収電話

NTT 東西が電話局と利用者宅間に敷設しているメタル回線の中で、未使用のもの

(ドライカップ)を借り受け、それを用いて提供する加入電話サービスのこと。平成15年7月に平成電電、平成16年12月にソフトバンクテレコム(旧日本テレコム)、平成17年2月にKDDIが提供を開始した。

(関連項目⇒「直収電話」、「直加入電話」の項を参照)

シングルスター方式

電話局から加入者宅までを1本の光ファイバで配線するアクセス方式のこと。

(関連項目⇒「シェアドアクセス方式」の項を参照)

振幅

信号の振動の幅のこと。

信号の振動の山の頂点から谷の底までの距離の半分。

スタックテスト

接続料の認可時等に行われる、接続料と利用者料金との関係に関する検証のこと。

一般的に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金は、コストに適正利潤を加えたものとなることから、接続料と利用者料金の差分等の関係性から接続料水準の妥当性を検証する。

スプリアス

電波を送信する場合に、必要とする周波数帯以外にも発射されてしまう電波のこと。「不要発射」とも呼ばれる。

接続料

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額(電気通信事業法第33条第2項参照)のこと。

接続会計

接続料算定の適正化のために設けられた電気通信事業固有の会計のこと。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその作成及び公表が義務づけられている。

接続約款

電気通信事業者が電気通信設備の接続条件を定めるために作られた約款のこと。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その公表が義務づけられている。

セル

移動通信システムにおいて、一つの基地局から発射される電波が届くエリア、ゾーンのこと。

小さなゾーンが集まってサービス地域をカバーする様子が細胞(cell)を連想させるため、セルと呼ばれる。

相互接続点

異なる電気通信事業者を結ぶ接続点のこと。「POI」とも呼ばれる。

ソフトフォン

電話機ではなくパソコンにソフトウェアをインストールし、インターネット経由で通話を行うもののこと。パソコンにヘッドセットなどを接続して利用するが多い。ウェブカメラを設置すればテレビ電話が可能なものもある。

第一種指定電気通信設備

他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の発達に欠くことのできない電気通信設備として指定された固定通信用の電気通信設備のこと。

都道府県の区域内で、特定の電気通信事業者が全体の2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置している場合の当該設備などが該当し、具体的には、現在、NTT東西地域会社の加入者回線や、加入者・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可等の接続関連規制、情報流用の禁止などの行為規制などの規制が課せられる。

第3世代携帯電話

ITU（国際電気通信連合）の定めた「IMT-2000」規格に準拠したデジタル方式の携帯電話のこと。

アナログ方式の第1世代携帯電話、デジタル方式の最初の方式である第2世代携帯電話に続く携帯電話の方式であり、我が国ではNTT DoCoMoの「FOMA」シリーズ、auの「CDMA2000 1x」、「CDMA 1x WIN」シリーズ、SoftBankの「SoftBank 3G」シリーズなどが該当する。

第二種指定電気通信設備

不可欠性はないが、電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備のこと。

特定の電気通信事業者の業務区域内で接続される携帯電話端末設備の割合が全体

の25%を超える場合の当該事業者の伝送路設備が該当し、具体的には、現在、NTTドコモの伝送路設備・中継交換機などが指定されている。

第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出が課せられる他、収益ベースのシェアが25%を超える場合には、情報流用の禁止などの行為規制も課せられる。

第4世代携帯電話

ITU（国際電気通信連合）において標準化が検討されている第3世代携帯電話の後継システムのこと。平成17年10月に名称を「IMT-Advanced」とすることで合意された。

高速移動時で100Mbps、静止時や低速移動時で1Gbpsの伝送速度を実現することを目標としている。

ダークファイバ

敷設されていながら使用されていない光ファイバのこと。

光信号がまったく通っていない状態にあることから、ダーク(暗い)ファイバと呼ばれる。

地域IP網

NTT東西地域会社が、「フレッツ・ISDN」や「フレッツ・ADSL」、「Bフレッツ」を提供するために都道府県単位に構築したIPネットワークのこと。

ISPは、地域IP網に設けられたPOI（相互接続点）に接続することで、県下全域を自らのサービス・エリアとしてカバーすることができる。

仲裁

当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。当事者は不満があっても、原則としては仲裁判断に従わなければならない。

仲裁廷

仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う1人の仲裁人又は2人以上の仲裁人の合議体のこと（仲裁法第2条参照）。

長期増分費用方式

(=「LRIC」の項を参照)

直加入電話

NTT東西地域会社の交換機を経由せず、直接、加入者と事業者との間を結ぶ固定電話サービスのこと。

NTT 東西通信会社から、加入者回線を借り受け、電話局間の幹線網や交換機は独自に用意したものを利用して提供されることが多い。

(関連項目⇒「直収電話」、「新型直収電話」の項を参照)

直収電話

NTT 東西以外の電気通信事業者が提供する加入電話サービスで、直加入電話、直加入 ISDN、新型直収電話、新型直収 ISDN を合わせた総称のこと。

(関連項目⇒「直加入電話」、「新型直収電話」の項を参照)

データセンタ

サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。

サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、ID カード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。

電波遮へい

高速道路等のトンネルや地下街等の閉塞地域といった人工的な構築物により、携帯電話等の通信サービスに利用される電波が遮へいされて、通信サービスに障害が発生すること。

とう道

地中で通信ケーブルを収容するトンネルのこと。

管路と同様に通信ケーブルを通すためのものだが、ケーブルを通せるだけのスペースしかない管路に対し、人が入れるほどの広さを持つ。

(関連項目⇒「管路」の項を参照)

登録(無線局の)

あらかじめ他の無線局に混信を与えないように一定の条件を満たす無線局について、無線局の免許制度で行っている事前審査を簡略化して、登録手続により開設することができる制度のこと。

登録の対象となる無線局は、5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局、空中線電力が 10mW 以下の PHS の基地局などがある。

ドライカッパ

電気通信事業者が所有するメタルケーブル(銅線)による電話回線網のうち、使用していない回線のこと。

他の電気通信事業者へ貸し出され、ADSL 等のデジタル加入者線や直取電話の回線として使用される。

トランジット

ISP が他の ISP からのトラフィックをインターネット全体に中継すること。

一般に ISP 間に上流・下流の関係が生じ、トランジット・サービスを受ける ISP は、トランジット・サービスを提供する ISP に対してトランジット費用を支払う。
(⇨「ピアリング」の項を参照)

トリプルプレイ

インターネット接続、IP 電話、映像配信の3つのサービスを1本の回線で提供すること。

ネットワークの中立性

IP 化が進展する中でのネットワークの利用の公平性（通信レイヤの他のレイヤに対する中立性）及びネットワークのコスト負担の公平性（通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性）のこと。

波長

電波の1周期の長さ（距離）のこと。

波長 = 光速度 ÷ 周波数の関係にある。

番号ポータビリティ

加入電話や携帯電話の利用者が、加入している事業者を変更しても、これまでと同じ番号を引き続き使用できる制度のこと。

搬送波(キャリア)

無線通信において、情報を乗せるための基本的な伝送波のこと。

ピアリング

ISP 間で互いに相手方 ISP へのトラフィックを交換し合うこと。

一般に、ピアリングにおいては、ISP は対等な関係にある。

(⇨「トランジット」の項を参照)

ビル&キープ方式

ユーザ料金にエンド・(ツー・) エンド料金を設定する場合に、接続料は互いに支払わないこととする接続料の設定方式のこと。

自網に加えて接続先のネットワーク部分を含めて通信の発側事業者が基本的にユーザ料金を設定（bill）するが、接続料は互いに支払わない（keep）ため、自ら設定した自網発のユーザ料金収入で自網内のコストを回収することとなる。

フィルタ

無線通信において、希望する周波数帯域の信号を通過させたり、阻止する装置のこと。

電波の干渉を回避するためにも用いられ、干渉を与える側の無線機又は受信機に挿入される。

フェムトセル

一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリア・セルをカバーするシステムのこと。

「フェムト」は 1000 兆分の 1 を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。

（⇒「マクロセル」、「マイクロセル」の項を参照）

ブラウザフォン

ブラウザを搭載し、インターネットメールの送受信のほか、インターネット上にある一般のウェブサイト閲覧できる機能を有した電話機のこと。携帯電話や PHS の端末を指すことが多い。

ぶつ切り料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、当該複数事業者が各々自己の役務提供区間について、それぞれ設定した利用者料金のこと。

（⇒「エンド・（ツー・）エンド料金」の項を参照）

プラットフォーム

様々なネットワークサービス提供のため、共通的に利用可能な整備された機能のこと。

一般に、認証機能、課金機能、著作権管理機能などが該当する。

ブロードバンド

FTTH、DSL、ケーブルインターネットなど、高速通信を可能とする回線のこと。

ブロードバンドに対し、低速の回線をナローバンドという。

ベストエフォート

ユーザが利用できる通信の伝送帯域を、ネットワークが混雑したときには、保証しないタイプのサービスのこと。

これに対し、伝送速度を保証するサービスの型は「ギャランティ型」と呼ばれる。

包括免許(無線局の)

同じ類型に属する無線局について、個々の無線局ごとに免許を受けることなく、一つの免許を受けることによって、複数の無線局を開設することが可能となる制度のこと。

対象となる無線局は、発射する電波が通信の相手方の無線局により自動的に制御される無線局で、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(特定無線局)であり、具体的には電気通信事業用としては携帯電話の陸上移動局などが該当する。

防災行政無線

地震、火災、天災等の発生時等において、国、地方自治体等の公共機関が円滑な防災情報の伝達等を行うことを目的とした無線通信のこと。

ボトルネック設備

その設備を利用しなければ事業の遂行やサービスの提供ができない、若しくは著しく困難になってしまうような設備のこと。

ホワイトスペース

放送用など、ある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数領域(空きスペース)のこと。

マイクロセル

移動無線システムにおける半径が数百 m のセルのこと。

具体的には、PHS のセルなどが該当し、通常の携帯電話のセルに比べてセルの半径が小さいため、マイクロセルと呼ばれる。

(⇒「マクロセル」、「フェムトセル」の項を参照)

マイライン(優先接続)

電話をかける場合にユーザが事前に登録した電話会社に自動的に通話をつなぐ電話会社選択サービスのこと。

ユーザ側で事業者識別番号をダイヤルする必要がなくなる。平成13年5月に開始された。

マクロセル

移動無線システムにおける規模の大きなセルのこと。

携帯電話において、セルの半径は 1.5km～数 km で、PHS などのセルに比べて大きいため、マクロセルと呼ばれる。

(⇒「マイクロセル」、「フェムトセル」の項を参照)

マルチプレフィックス問題

NTT 東西の次世代ネットワーク(NGN)において、インターネット接続事業者(ISP)の付与する IPv6 アドレスと NTT 東西が付与する IPv6 アドレスが競合して、通信に不具合が生じる問題のこと。

無線従事者

無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう(電波法第 2 条第 6 号参照)。

無線局の無線設備の操作は、簡易な操作であって総務省令(電波法施行規則第 3 3 条)で定めるものを除き、無線従事者又は主任無線従事者の監督を受けた者でなければ行ってはならない。

無線LAN

無線を使って構築される LAN のこと。

通信方式は、2.4GHz 帯を用いる IEEE802.11b (最大伝送速度 11Mbps) や IEEE802.11g (最大伝送速度 54Mbps)、5GHz 帯を用いる IEEE802.11a (最大伝送速度 54Mbps)、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯を用いた 100Mbps 以上の実行速度を達成する IEEE802.11n 等がある。

メディア・コンバータ

光ファイバと銅線ケーブルの間などでデータ伝送のメディア変換を行う装置のこと。

免許不要局

免許を受けることなく、自由に開設することが認められた無線局のこと。

発射する電波が著しく微弱な無線局、市民ラジオの無線局及び空中線電力が 0.01W 以下の小電力無線局で総務省告示の条件に適合するもの(コードレス電話、特定小電力無線局等)については免許は不要で、その開設は自由である。

予備免許(無線局の)

無線局の開設に先立って与えられる免許のこと。

申請書の内容が定められた条件を満たしている場合、予備免許が与えられる。その後、申請者は工事に着手し、落成後の検査に合格すれば免許が与えられる。

ライン・シェアリング

他の通信事業者が敷設済みの銅線を借りて ADSL サービスなどを提供する仕組みの一つで、電話サービスに利用しない周波数帯域を貸し出す形態のこと。

ルータ

異なるネットワーク同士を接続するネットワーク機器のこと。

ネットワークを流れてきたデータについて、あて先アドレスから通信経路を選択し、他のネットワークへ中継を行う。

レイヤ2接続

MNO と MVNO 間の接続において、ユーザの PPP セッションを MNO の網内で終端せず、MNO 網にそのまま渡す形態の接続のこと。認証や IP アドレスの割り当て、セッション管理を MVNO が自由に制御できる。

レイヤ3接続

MNO と MVNO 間の接続において、ユーザの PPP セッションを MNO の網で終端し、IP レベルでパケットを MVNO に渡す形態の接続のこと。MVNO にとって認証や IP アドレスの割り当て、セッション管理について一部制約があり、制御できる部分が少ない。

ローミング

携帯電話などで、ユーザが直接契約している電気通信事業者のサービス・エリア外において、他の電気通信事業者の通信サービスを受けられるようにすること。

050-IP電話

「050」で始まる電話番号を使用する IP 電話のこと。

ADSL などのブロードバンドサービスを利用する際のオプションとして提供されていることが多い。

(関連項目⇒「0AB～J-IP電話」の項を参照)

0AB～J-IP電話

加入電話と同じ体系の電話番号を使用する IP 電話のこと。

050-IP電話と異なり、「固定電話並みの通話品質と安定性を確保する」等、総務省が定める一定の条件を満たす場合に限り、0AB～Jからはじまる電話番号を使用することができる。

(関連項目⇒「050-IP電話」の項を参照)

3. 5G

3.5th generation の略。第3世代携帯電話を高度化し、ADSL 級の高速データ通信（下り 10Mbps 程度、上り 5Mbps 程度の最大伝送速度）を実現するもの。音楽や動画などの大容量のデータを比較的スムーズに伝送することが可能。

（関連項目⇒「HSPA」の項を参照）

3. 9G

3.9th generationの略。第3世代携帯電話を高度化し、光ファイバ級の高速データ通信（下り100Mbps程度、上り50Mbps程度の最大伝送速度）を実現するもの。音楽や動画などの大容量のデータをスムーズに伝送することが可能。

（関連項目⇒「LTE」の項を参照）

4G

4th generationの略。

（＝「第4世代携帯電話」の項を参照）

ADM

Add-Drop Multiplexer の略。国際標準である SDH 及び米国基準である SONET リンクを構成する伝送装置のこと。155Mbit/秒、10Gbit/秒などの高速伝送を時分割多重方式で実現している。波長分割多重（WDM）方式の光通信から任意の波長の光信号を入出力するための機器は、光 ADM（OADM）と呼ばれる。

ADR

Alternative Dispute Resolution の略。裁判以外の紛争解決手段のこと。

行政機関や民間機関によるあっせん、仲裁及び民事調停・家事調停、訴訟上の和解などがある。

API

Application Programming Interface の略。ソフトウェアを開発する際、OS などプラットフォームの機能呼び出す際の手順を定めたもの。ソフトウェア開発者は、この手順に従って OS などの機能呼び出すだけで、自分でプログラムすることなくソフトウェアを開発することができる。

ASP

Application Service Provider の略。グループウェアなどのアプリケーションソフトの利用をネットワーク経由で可能にするサービスを行う事業者のこと。

利用者は、ウェブブラウザを用意するだけで事業者が管理するアプリケーションを利用することができるため、管理コストを削減できるメリットがある。

ATM

Asynchronous Transfer Mode の略。非同期転送モードのこと。1本の回線を複数の論理回線に分割し、同時に通信を行う多重伝送方式。データがあるときだけ送信するため「非同期」と呼ばれる。

BWA

Broadband Wireless Access の略。広帯域移動無線アクセスのこと。屋外や移動環境下でブロードバンドアクセスを可能にする無線システムの総称。

CDMA

Code Division Multiple Access の略。符号分割多元接続のこと。

無線通信で、同じ周波数帯の電波を複数のユーザで効率的に共用する多元接続方式の一つでスペクトラム拡散を基盤技術とする。CDMA方式のメリットは、①信号の秘匿性が高く盗聴に強い、②妨害波や干渉波の影響を受けにくい等がある。

DSL

Digital Subscriber Line の略。デジタル加入者回線のこと。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。

DSLAM

Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。複数のDSL回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量なバックボーンへの橋渡しを行う集線装置のこと。

FDD

Frequency Division Duplex の略。移動通信システムにおいて基地局と移動機の間での双方向通信を実現する通信方式の一つ。

上り回線と下り回線で、異なる周波数を利用する。

FMC

Fixed-Mobile Convergence の略。固定通信 (Fixed) と移動通信 (Mobile) の間で、料金請求、端末、ネットワークなどを組み合わせてサービスを提供すること。

FTTH

Fiber To The Home の略。各加入者宅まで光ファイバを敷設することにより実現する、数 10～最大 100Mbps 程度のブロードバンドサービスのこと。

FTTR

Fiber To The Remote Terminal の略。加入者宅の近くまで光ファイバを引き、そこから宅内までを VDSL などの高速 DSL でつなぐブロードバンドサービスのこと。

FVNO

Fixed Virtual Network Operator の略。自らは固定電話網や IP 網などネットワークを構築せず、他の事業者のネットワークを利用してサービスを提供する事業者のこと。

FWA

Fixed Wireless Access の略。電気通信事業者と加入者間を結ぶアクセス回線として、無線を使用するサービスのこと。有線によるサービスよりも低コストで通信サービスを提供することができる。

GC

Group Center の略。加入者交換局のことで、エリア内の加入電話からの回線を集約している局のこと。

(関連項目⇒「Z C」の項を参照)

HSPA

High Speed Packet Access の略。3G 方式「W-CDMA」のデータ通信を高速化した規格で、3G 方式の改良版であることから「3.5G」とも呼ばれ、3G の 5 倍以上の通信速度を実現する。

(関連項目⇒「3.5 G」の項を参照)

IMS

IP Multimedia Subsystem の略。音声、データ、映像などの伝送を IP 化して統合し、マルチメディアサービスとして実現する規格のこと。

第 3 世代携帯電話用の規格として策定されたが、NGN においても利用される。

IP

Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約のこと。

IP電話

通信ネットワークの一部又は全部において IP（インターネットプロトコル）技術を利用して提供する音声電話サービスのこと。

IPTV

Internet Protocol Television の略。IP プロトコルを利用して行う映像配信のこと。広義ではストリーミングなども含まれるが、狭義では一定の品質を確保するため、管理されたネットワーク上で配信されるものに限定される。

IPv6

Internet Protocol-version 6 の略。現在広く使用されているインターネットプロトコル（IPv4）の次期規格のこと。

IPv4 に比べて、アドレス数の大幅な増加、セキュリティの強化及び各種設定の簡素化等が実現できる。

IP-VPN

Internet Protocol - Virtual Private Network の略。電気通信事業者の IP 網上において構築されたユーザ専用の仮想的なプライベートネットワークのこと。

インターネットを経由しないため、インターネット VPN よりも機密性や信頼性に優れた通信が可能。

（⇨「インターネットVPN」の項を参照）

ISP

Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供している電気通信事業者のこと。

単に、プロバイダと呼ばれることもある。

IX

Internet eXchange の略。多数の ISP が効率的にトラフィックを交換するために設けられたポイント・設備のこと。

LAN

Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等においてコンピュータやプリンタ等の情報機器を接続するネットワークのこと。

LLU

Local Loop Unbundle の略。地域通信網（ローカル・ループ）を設備ごとにアンバンドルし、他の電気通信事業者に開放すること。

LRIC

Long-Run Incremental Cost の略。長期増分費用方式のこと。接続料を、実際の費用発生額（ヒストリカルコスト）ではなく、現在と同じ加入数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用（フォワード・ルッキング・コスト）に基づいて算定する方式。

LTE

Long Term Evolution の略。「3.9G」と呼ばれ、W-CDMA や HSPA 規格の後継となる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。

（関連項目⇒「3.9G」の項を参照）

MCA

Multi-Channel Access の略。1つの制御局から発する複数の周波数を多数のユーザが利用することで周波数の有効利用を図る無線システムのこと。

MCA では、通信に際しては多数のチャンネルの中から空きチャンネルを自動的に選択する。

MDF

Main Distribution Frame の略。主配線盤。外部から引き込んだ加入者線の束を収容し、内部に配線する設備のこと。

電話局やオフィス・ビル、集合住宅に設置されている。

MMS

Multimedia Messaging Service の略。携帯電話同士で文字や音声・動画などを送受信できるサービスのこと。SMS（Short Message Service）の機能を拡張したもので、3GPP や WAP フォーラムで標準化されている。

MNO

Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者のこと。

MVNE

Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者のこと（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）。

MVNO

Mobile Virtual Network Operator の略。MNO の提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）・運用していない者のこと。

NGN

Next Generation Network の略。PSTN に代わる広帯域かつ QoS 制御が可能な伝送技術を活用したパケットベースのネットワークのこと。
（関連項目⇒「PSTN」の項を参照）

NNI

Network-Network Interface の略。ネットワーク間を接続するためのインタフェースのこと。

NTSコスト

Non-Traffic Sensitive cost の略。電気通信サービス提供に必要な経費のうち、通信量（トラフィック）に依存しない費用のこと。
（⇔「TSコスト」の項を参照）

OLT

Optical Line Terminal の略。光信号伝送装置。FTTH サービスで使用する光ファイバ加入者線の電話局側に設置される終端装置のこと。OLT は、複数の OSU を収容しており、OSU から光ファイバを引き出してユーザ宅側の ONU (Optical Network Unit) と対向させる。

OSU

Optical Subscriber Unit の略。加入光ファイバにおいて、電話局側に設置される加入者線終端装置のこと。

P2P

Peer to Peer の略。不特定多数のコンピュータが対等に接続され、直接ファイルなどの情報を送受信する通信形態のこと。

POI

Point of Interface の略。
(=「相互接続点」の項を参照)

PSTN

Public Switched Telephone Networks の略。電話交換機によって構成される通信網のこと。

QoS

Quality of Service の略。主にネットワークサービスの品質のこと。
ネットワークサービスの場合、到達保証や通信帯域、遅延時間などの安定性が指標となる。

RT

Remote Terminal の略。加入者宅と加入者交換機を設置する局舎との間に設置され、複数のメタルケーブルを収容し、光化して伝送することにより端末回線費用の節減を図っているもの。

SaaS

Software as a Serviceの略。インターネットを通じてソフトウェア機能を提供するサービスのこと。
同時にシステムを構築したり、パッケージソフトを購入してインストールするなどの手間がかからずにソフトウェアを利用でき、作成したデータはSaaS事業者のサーバに保管されるため、導入・運用コスト等の削減が見込まれる。

SIP

Session Initiation Protocolの略。IPネットワーク上で一連の通信(session)の開始(initiation)を制御するための通信手順(Protocol)のこと。
主に、IP電話に使われてきたが、オープンなプロトコルのため互換性が高く、NGNにおいても使用される。

SMS

Short Message Service の略。携帯電話同士で最大160文字の短い文字メッセージを送受信するサービスのこと。

SNI

application Server-Network Interface の略。各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェースのこと。

TDD

Time Division Duplex の略。移動通信システムにおける無線基地局と移動機の間での双方向通信を実現する方式の一つで、非常に短い時間周期で上り方向の通信と下り方向の通信を切り替えて、上りと下りで同じ周波数を利用するもの。

TSコスト

Traffic Sensitive cost の略。電気通信サービス提供に必要な経費のうち、通信量（トラフィック）に依存する費用のこと。

（⇨「NTSコスト」の項を参照）

UNI

User Network Interface の略。ユーザ端末とネットワークとのインタフェースの規約のこと。

VOD

Video On Demand の略。テレビ番組や映画などの動画コンテンツをサーバに格納し、利用者から要求された動画コンテンツを検索、ネットワーク経由で配信するサービスのこと。高性能のサーバと広帯域の伝送路が必要となる。

VoIP

Voice over Internet Protocol の略。IP ネットワーク上で音声をやり取りするための技術の総称のこと。

IP 電話やインターネット電話と呼ばれるサービスはこの技術を用いる。

VDSL

Very high bit rate Digital Subscriber Line の略。電話用銅線ケーブルを使う高速デジタル伝送技術である xDSL (Digital Subscriber Line) の一つ。下り伝送速度は 13Mbps～52Mbps、上り伝送速度は 1.5 Mbps～2.0 Mbps 程度。通常は、電話局から集合住宅の共用部までを光ファイバで構築し、そこから各利用者宅までの屋内配線用として用いられる。

WAN

Wide Area Network の略。電話回線や専用線などを使って、本社と支社間など離れた場所にある LAN 同士を接続するためのネットワークのこと。

(関連項目⇒「LAN」の項を参照)

WDM

Wavelength Division Multiplexing の略。光ファイバの両端に波長を多重化する装置をつなぎ、光ファイバ上の伝送情報量を飛躍的に増大する技術のこと。

WiMAX

Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。従来の無線 LAN よりも広範囲（数 km 程度）をカバーし、下り最大約 40Mbps 程度の高速通信が可能な無線通信規格のこと。

XGP

eXtended Global Platform の略。次世代 PHS の標準の通信規格のこと。マイクロセル方式などの PHS の技術を発展させ、最大 20Mbps の通信速度の実現を図っており、将来的には最大 100Mbps の通信速度の実現を目指している。

ZC

Zone Center の略。中継交換局のことで、GC からの回線を集約し、他局に中継している局のこと。

(関連項目⇒「GC」の項を参照)

(平成22年4月1日現在)

1 あっせん 51件

(あっせん及び仲裁の平均処理期間約48日)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (35件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (4件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (3件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 7件

(諮問から答申まで平均約30日)

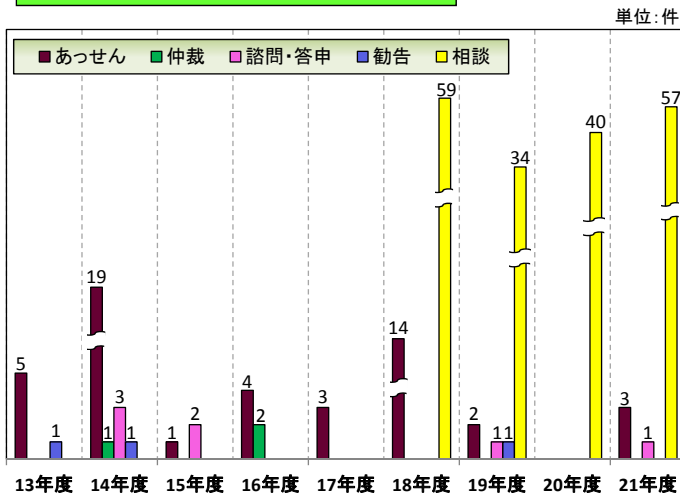
- 業務改善命令 (3件)
- 料金設定権に関する裁定 (1件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (1件)
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定 (1件)

4 勧告 3件

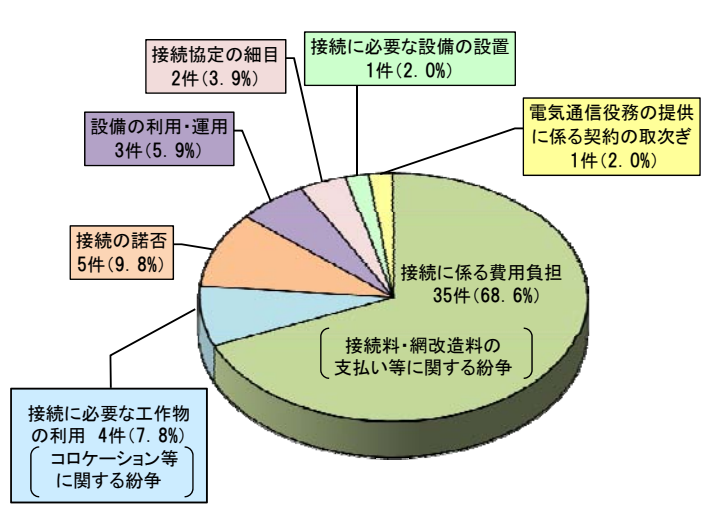
- コロケーションのルール改善に向けた勧告 (1件)
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (1件)
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

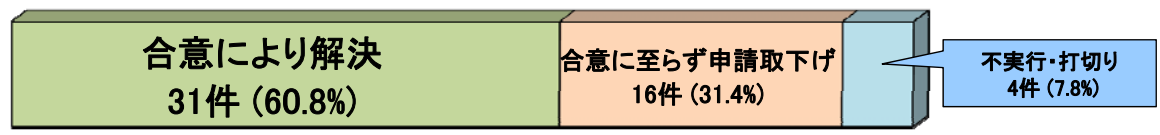
1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



(注) 「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件27件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件4件の合計。
「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

紛争処理事例の内容別一覧

1 接続の諾否に関する紛争

○ 中継光ファイバとの接続に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による東日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	終結 (合意により解決)
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号~4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	終結 (合意により解決)
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)による西日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	終結 (合意により解決)
	NTT西日本		

○ MNOの接続拒否に関する紛争

<あっせん事例>

平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による(株)NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行
	(株)NTTドコモ		

2 接続料及び網改造料に関する紛争

○ 接続料の水準等に関する紛争

<仲裁事例>

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号~2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 (参考)本件終了後の状況 あっせん申請(申請取下げ(合意により解決))
	平成電電(株)		

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成16年(争) 第5号~6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了		
平成18年(争) 第1号~14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社 B社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	申請取下げ (合意に至らず)

○ 事業者間精算の方法(請求先)に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第9号~23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了		

○ 機能の利用終了後における網改造料の支払い義務の有無に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了		

○ 債権保全措置に関する紛争

<あっせん事例>

平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ NTT西日本	(有)ナインレイヤーズによる西日本電信電話(株)との接続に係る債権保全措置の要否	申請取下げ (合意により解決)
------------------------------------------------	---------------------------	------------------------------------------	--------------------

○ 直収発携帯着の利用者料金設定権の所在に関する紛争

< 答申事例 >

答申日等	事例の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.7.18 申請 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電株による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 (参考)本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告

< 勧告 >

発出日等	概要等
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (参考)本勧告の関連事例 平成電電株による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定

○ MNO・MVNO接続における利用者料金設定権の所在、接続料の帯域幅課金等に関する紛争

< 諮問事例 >

答申日等	事例の概要等
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定 (参考)本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告

< 勧告 >

発出日等	概要等
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (参考)本勧告の関連事例 日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

○ 接続のための自前工事の拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了		
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセ ス(株) NTT 西日本	イー・アクセス(株)による西日 本電信電話(株)のコロケーシ ョンスペース、電源及びMD Fの利用等	終結 (合意により解決)

<仲裁事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知		

<答申事例>

答申日等	事例の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.5.16 申立 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンク BB(株)による、DSLサービス提供のための西日本電信電 話(株)との接続に関する接続協議再開命令 (参考)本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)

○ 工事の早期実施に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第7号～8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了		

○ 網改造の拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成17年(争) 第2号~3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了		

○ 接続のための工事等の条件に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成19年(争) 第1号~2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了		

4 コロケーション等に関する紛争

○ コロケーションを行わない事業者への接続拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了		

○ コロケーションスペース・電源・MDF等の利用拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了		
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	終結 (合意により解決)

< 勧告 >

発出日等	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 (参考)本勧告の関連事例 イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に係るあっせん申請(終結(合意により解決))

○ MDF利用申込みに対する回答の早期化に関する紛争

< あっせん事例 >

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了		

5 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

○ 契約の受付業務の打切りに関する紛争

< あっせん事例 >

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了		

6 土地等の使用に関する紛争

○ 土地等の使用に関する紛争

< 答申事例 >

答申日等	事例の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.3.19 申請 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス㈱による、無線 LAN サービスの役務提供のための JR東日本㈱の土地等の使用に関する協議認可

7 その他

- 届出料金を下回る料金での役務提供に関する事例（業務改善命令）
＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)による、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)による、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令

- 他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いに関する事例（業務改善命令）
＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	西日本電信電話(株)に対する他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

【参考資料編】

参考資料1 委員会広報用パンフレット

参考資料2 無線局紛争処理のパンフレット

参考資料3 電気通信事業紛争処理委員会の概要

参考資料4 電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

電気通信事業者間等の
**トラブルに
強い味方**



「電気通信事業者」相談窓口



総務省
電気通信事業紛争処理委員会

お気軽にお問い合わせください!



「電気通信事業者」相談窓口のご案内



〒100-8926
東京都千代田区霞ヶ間2-1-2
中央合同庁舎第2号館 4階
総務省電気通信事業紛争処理委員会
事務局内
TEL : 03-5253-5500
FAX : 03-5253-5197
e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

より詳しく知りたい場合は



ウェブサイト(紛争処理マニュアルをクリック)
から入手可能です。



電気通信事業紛争処理委員会
ウェブサイト

電気通信事業紛争処理マニュアル
無線局紛争処理マニュアル

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

あります!

「電気通信事業者」
相談窓口

電気通信事業
紛争処理委員会
による
あっせん

電気通信事業者の皆様
無線局を開設される皆様
こんなトラブルや相談
ありませんか?

① ケーブファイバーの利用を
断られた

② 接続料や網改造料の支払い
(算定方法、精算方法、担保の
提供)について、当事者間で
合意できない

③ 局舎や電柱の利用を
拒否された

④ 接続や電気通信サービスの
契約の取次ぎを拒否された

⑤ 無線局を開設するため、
既存局と混信防止の協議
を行っているが、離航して
いる

⑥ 接続のための工事や手続を
改善してほしいが、応じて
くれない

⑦ 過去の類似事例や
その解決方法を知りたい

⑧ 次世代ネットワーク(NGN)、
MVNOとMNOの接続などに
関するトラブル

⑨ あっせん申請書の書き方が
よく分からない



※電気通信事業紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。

相談窓口

まずこちらに御相談ください。

「電気通信事業者」相談窓口では、委員会の事務局職員が電気通信事業者間等のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、アドバイスや参考情報の提供を行っています。

ポイント

電気通信設備の接続、無線局の開設に伴う混信防止等をめぐるトラブルの相談に応じます。当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決したケースもあります。

相談は無料ですのでお気軽に

(((「電気通信事業者」相談窓口)))

[相談専用電話] 03-5253-5500
FAX 03-5253-5197

[相談専用メールアドレス]
e-mail : soudan@ml.soumu.go.jp

○電話やインターネットに関する消費者の苦情-相談窓口は、総務省電気通信消費者相談センター(電話:03-5253-5900)です。

あっせん

電気通信事業者間等の紛争を簡易で迅速に解決するため、あっせんを行います。

あっせんは、専門家3人程度からなるあっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものです。任意の手続ですので、あっせんに従うことを強制されることはありません。

<対象となる紛争の例>

- 電気通信設備の接続・共用に関する協定(料金、接続条件、支払等)に関する紛争
- 卸電気通信役務の提供に関する契約(料金、提供条件等)に関する紛争
- 接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物、電柱等の利用、情報の提供等に関する紛争
- 無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争

あっせんは、これまで48件の利用があります。平均して1ヶ月半程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした迅速な紛争処理を実現しています。また、約6割(29件)の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。(平成20年末現在)

紛争解決に至った事例

ADSL事業者が、他事業者の中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、当委員会にあっせんを申請。当委員会からあっせん案を示すことで、2ヶ月後に解決しました。

そこが知りたい!

あっせんに関する Q & A

- Q** 利用できるのは誰ですか。
- A** 電気通信設備の接続等に関する紛争のあっせんは、電気通信事業者が利用可能です。
無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争のあっせんは、電気通信、放送、防災行政無線、電気、ガス、鉄道、MCAの無線局を開設しようとする方などが利用可能です。
- Q** 相談やあっせんを受けるのに利用料の支払いは必要ですか。
- A** 相談やあっせんの利用は無料です。
- Q** 企業名などは公開されますか。
- A** あっせん手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんの終了後には、他の事業者等の参考になるよう、当事者にご了解をいただいた範囲で事案の概要等を公開しています。ご了解なしに企業名等を公開することはありません。
- Q** あっせんを行った後に相手との関係が悪化することを懸念しています。あっせんを申請したことで、相手から接続を拒否されたり不当な扱いを受けることはありませんか。
- A** 合理的な理由がなく特定の事業者に限って、接続等の条件に差異を設けたり、接続等を拒否すると業務改善命令の対象となる可能性があります。合理的な理由なく接続を拒否された場合等には「電気通信事業者」相談窓口にご相談ください。

無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争について

近年、無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既存の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。
電気通信事業者紛争処理委員会では、この調整が円滑に進むよう、平成20年4月よりあっせんを行っています。
具体的には、干渉許容レベル、妨害回避策の選択、回避策のための費用の負担方法などについて、当事者間で協議が調わない場合にあっせんをすることが考えられます。

○あっせんの申請窓口

担当	連絡先
総務省総合通信基盤局 総務課	電話:03-5253-5827

○あっせんの申請経由窓口

あっせんの申請は、総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長を経由して行うことができます。

総合通信局等	申請の内容	連絡先
北海道総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:011-709-2311(内線4705)
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:011-709-2311(内線4602)
東北総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:022-221-0630
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:022-221-0602
関東総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:03-6238-1670
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:03-6238-1623
信越総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:026-234-9948
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:026-234-9953
北陸総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:076-233-4422
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:076-233-4412
東海総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:052-971-9403
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:052-971-9105
近畿総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:06-6942-8519
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:06-6942-8505
中国総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:082-222-3378
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:082-222-3304
四国総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:089-936-5042
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:089-936-5011
九州総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:096-326-7824
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:096-326-7806
沖繩総合通信事務所	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業担当 電話:098-895-2302
	無線局の開設等	総務部総務担当 電話:098-865-2301

電気通信事業者紛争処理委員会について

電気通信事業者紛争処理委員会(現委員長 三ツツミ 福岡県立大学法学部教授、元福岡高等裁判所長官)は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。委員会では、あっせんや仲裁のほか、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改訂等について総務大臣に勧告を行っています。

委員会は、元裁判官、弁護士、学識経験者(通信工学、会計学、産業分析)からなる5人の委員から構成されています。このほか、あっせん・仲裁に参画する特別委員が8人任命されています。

電気通信事業紛争処理委員会からのお知らせ！

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合には、当委員会が相談に応じます。

1. 制度の趣旨

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信設備の接続等をめぐる電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。

近年、無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。この調整は、従来、当事者間の協議に委ねられており、1年以上の長期にわたる事例も生じていました。

そこで、このたび、この調整が円滑に進むようにするため、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度が創設されました。

2. 対象となる無線局

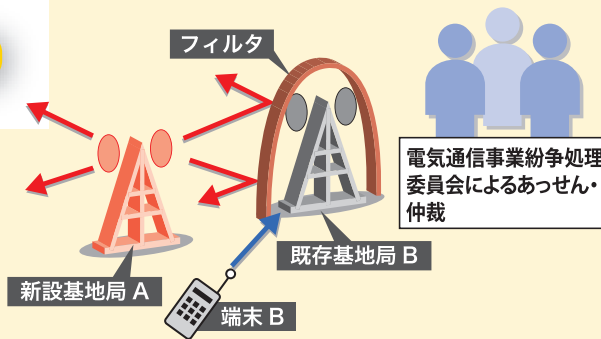
あっせん・仲裁の対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局です。

- ① 電気通信業務 ② 放送の業務 ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務 ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務 ⑦ MCAを使用する業務

● 想定される事例

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害。

- ➡ ① 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんにより、Bにフィルタを挿入することで両者合意。
- ➡ ② 電気通信事業紛争処理委員会がフィルタの挿入に係る費用負担について仲裁。



ポイント（あっせんと仲裁の違い）

あっせんの制度は、あっせん委員が両当事者の間に入り、あっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度です。**あっせんは、裁判及び仲裁の手続よりも簡易な手続により行われます。**

仲裁の制度は、仲裁委員が厳格な手続により仲裁判断を行うことで紛争の解決を図る制度です。**仲裁判断には確定判決と同一の効力が発生し、仲裁判断が命ずる給付は執行決定により強制執行の対象となります。**

あっせん・仲裁等に関するQ&A



相談やあっせん・仲裁の利用は有料ですか。



無料です。



電気通信事業者ではない者も利用できますか。また、あっせん・仲裁を申請する場合の窓口は、どこですか。



放送事業者など電気通信事業者以外の者も利用できます(表頁の対象となる無線局を御参照ください)。また、申請窓口は、総務省総合通信基盤局総務課です(申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の総務課を窓口とすることもできます。)



企業名などは公開されますか。



あっせん・仲裁の手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんや仲裁の終了後には、今後の参考になるよう、当事者に御了解いただいた範囲で事案の概要等を公開しています(御了解なしに具体的内容を公開することはありません。)



新規に無線局を開設する者同士の混信防止の協議が難航した場合は、あっせん・仲裁の制度を利用できますか。



あっせん・仲裁の制度の対象としていません。

連絡先等

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合は、まず電気通信事業紛争処理委員会事務局にお問い合わせください。相談に幅広く応じ、アドバイスや参考情報の提供を行います。

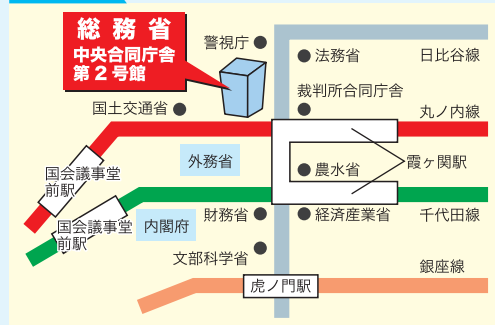


相談は**無料**ですので
お気軽にどうぞ!



〒100-8926
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
中央合同庁舎第2号館 総務省4階
電気通信事業紛争処理委員会事務局

map



TEL : 03-5253-5500 FAX : 03-5253-5197
E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp
URL : <http://www.soumu.go.jp/hunso/>

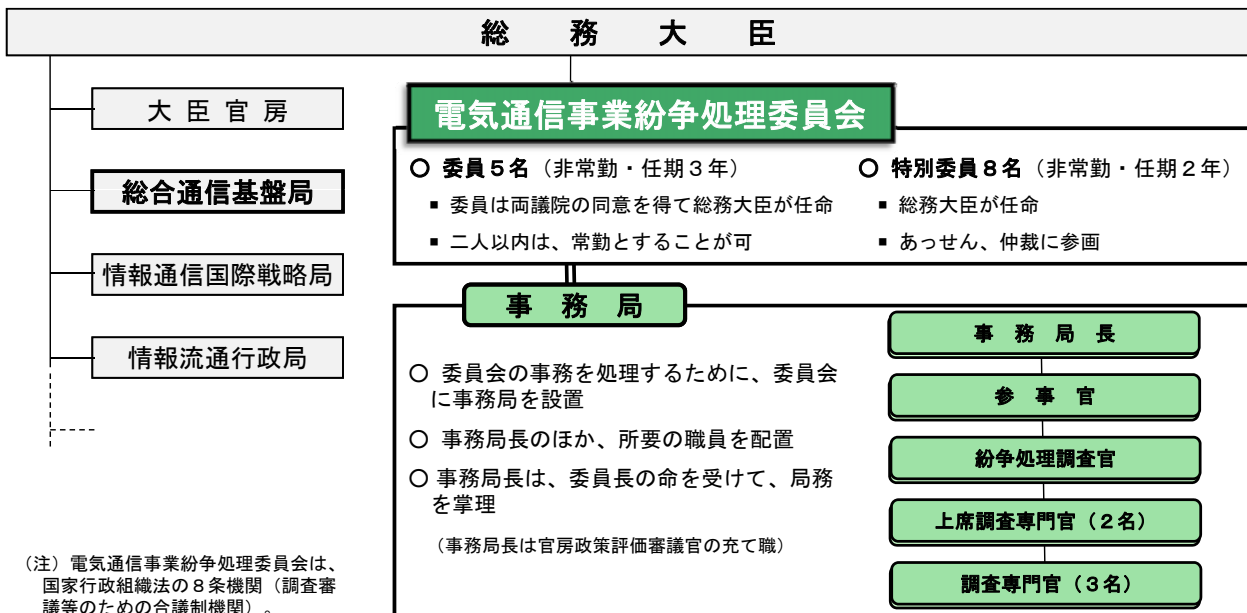
電気通信事業紛争処理委員会の概要

平成22年4月 電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1. 電気通信事業紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置

- ・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信事業の競争ルール整備を担当する総合通信基盤局から独立した事務局を設けて専門性を確保する一方で、勧告制度等を通じて競争ルールの整備と紛争処理の連携を図っている。
- ・平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁手続を開始した。



(注) 電気通信事業紛争処理委員会は、国家行政組織法の8条機関（調査審議等のための合議制機関）。
根拠法は、電気通信事業法。

2-1. 委員の名簿

【委員】法律、経済・会計、通信工学等の有識者、任期3年

※年齢は22年4月1日現在

氏名	経歴・現職	任命日	任期満了日
たつおか すけあき 龍岡 資晃 (委員長) 	昭和16年9月28日 (68才)	平成19年 11月30日 (再任)	平成22年 11月29日
	平成15年 1月 広島高等裁判所長官 17年 5月 福岡高等裁判所長官 19年 4月 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職) ※平成19年 6月より電気通信事業紛争処理委員会委員に就任		
さかにわ こういち 坂庭 好一 (委員長代理) 	昭和23年8月3日 (61才)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
	昭和58年 4月 東京工業大学工学部助教授 平成 3年 6月 東京工業大学工学部教授 12年 4月 東京工業大学大学院理工学研究科教授(現職)		
おばた ひろし 尾畑 裕 	昭和33年8月4日 (51才)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
	平成 3年 4月 一橋大学商学部助教授 11年 5月 一橋大学商学部教授 12年 4月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職) ※平成15年 1月～19年11月の間、電気通信事業紛争処理委員会特別委員		
とみさわ このみ 富沢 木実 	昭和22年4月30日 (62才)	平成19年 11月30日 (再任)	平成22年 11月29日
	昭和43年 4月 日本長期信用銀行入行 平成 2年 5月 長銀総合研究所産業調査部主任研究員 13年 4月 道都大学経営学部教授 18年 4月 法政大学大学院政策科学研究科客員教授 21年 4月 法政大学大学院政策創造研究科兼任講師 22年 4月 法政大学地域研究センター客員教授(現職) ※平成13年11月より、電気通信事業紛争処理委員会委員に就任		
ふちがみ れいこ 淵上 玲子 	昭和29年8月2日 (55才)	平成19年 11月30日 (新任)	平成22年 11月29日
	昭和58年 4月 弁護士登録(現職)		

2-2. 特別委員の名簿

【特別委員】あっせん手続への参与等を行わせるために、総務大臣が任命する者、任期2年

※年齢は22年4月1日現在

氏名	生年 (年齢)	現職	任命日	任期 満了日
おの たけみ 小野 武美	昭和31年 (53才)	平成 9年 4月 東京経済大学経営学部教授(現職) ※平成19年11月より、当委員会特別委員に就任	平成21年11月30日 (再任)	平成23年 11月29日
かとう ねい 加藤 寧	昭和37年 (47才)	平成15年 4月 東北大学大学院情報科学研究科教授 (現職)	平成21年11月30日 (新任)	平成23年 11月29日
しらい ひろし 白井 宏	昭和33年 (52才)	平成10年 4月 中央大学理工学部教授(現職) ※平成19年11月より、当委員会特別委員に就任	平成21年11月30日 (再任)	平成23年 11月29日
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	昭和40年 (44才)	平成 5年 4月 弁護士登録(現職) ※平成19年11月より、当委員会特別委員に就任	平成21年11月30日 (再任)	平成23年 11月29日
ひぐち かずお 樋口 一夫	昭和23年 (61才)	昭和53年 4月 弁護士登録(現職) ※平成17年11月より、当委員会特別委員に就任	平成21年11月30日 (再任)	平成23年 11月29日
もり ゆみこ 森 由美子	昭和42年 (42才)	平成20年 4月 関東学園大学経済学部教授(現職) ※平成19年11月より、当委員会特別委員に就任	平成21年11月30日 (再任)	平成23年 11月29日
やまもと かずひこ 山本 和彦	昭和36年 (48才)	平成13年 4月 一橋大学大学院法学研究科教授(現職)	平成21年11月30日 (新任)	平成23年 11月29日
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	昭和42年 (42才)	平成20年 4月 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授(現職) ※平成19年11月より、当委員会特別委員に就任	平成21年11月30日 (再任)	平成23年 11月29日

3. 電気通信事業紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁

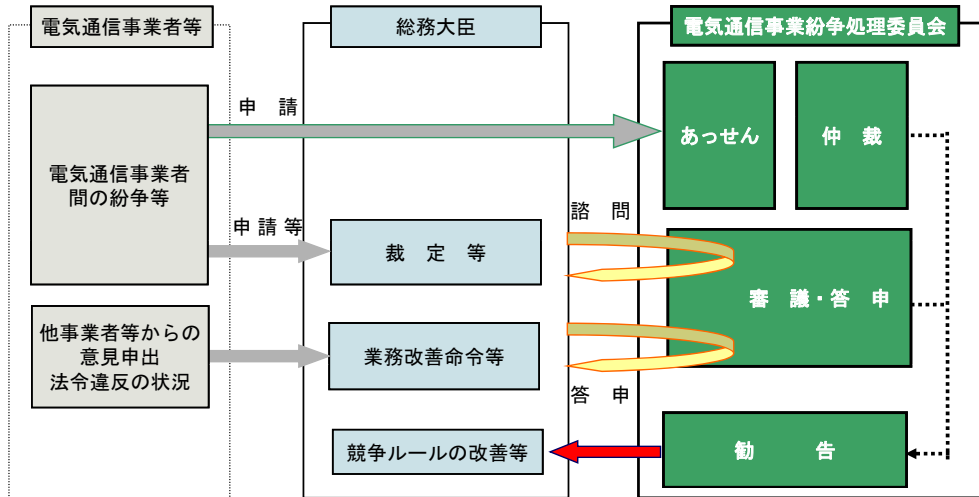
➤ 電気通信事業者間における接続や無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争に対し、「**あっせん**」や「**仲裁**」を実施。

諮問に対する審議・答申

➤ **総務大臣が**、①接続協定の細目の裁定、②業務改善命令等の行政処分を行う際、**総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。**

勧告

➤ 以上を通じて明らかになった、**競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勧告。**



相談

➤ 事務局に相談窓口を設け、事業者間のトラブル等の相談に応じている。

(参考) あっせん・仲裁の概要

《あっせん》

あっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って**両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものであり、強制的な効果は有していない。**当事者相互の歩み寄りが期待できる軽度の紛争において、自主的な解決に導くことを目指した手続である。

- ・ あっせん委員は、委員会が指名（通例3人程度を指名）。
- ・ あっせん委員はあっせん案を作成し、当事者に提示できる。

《仲裁》

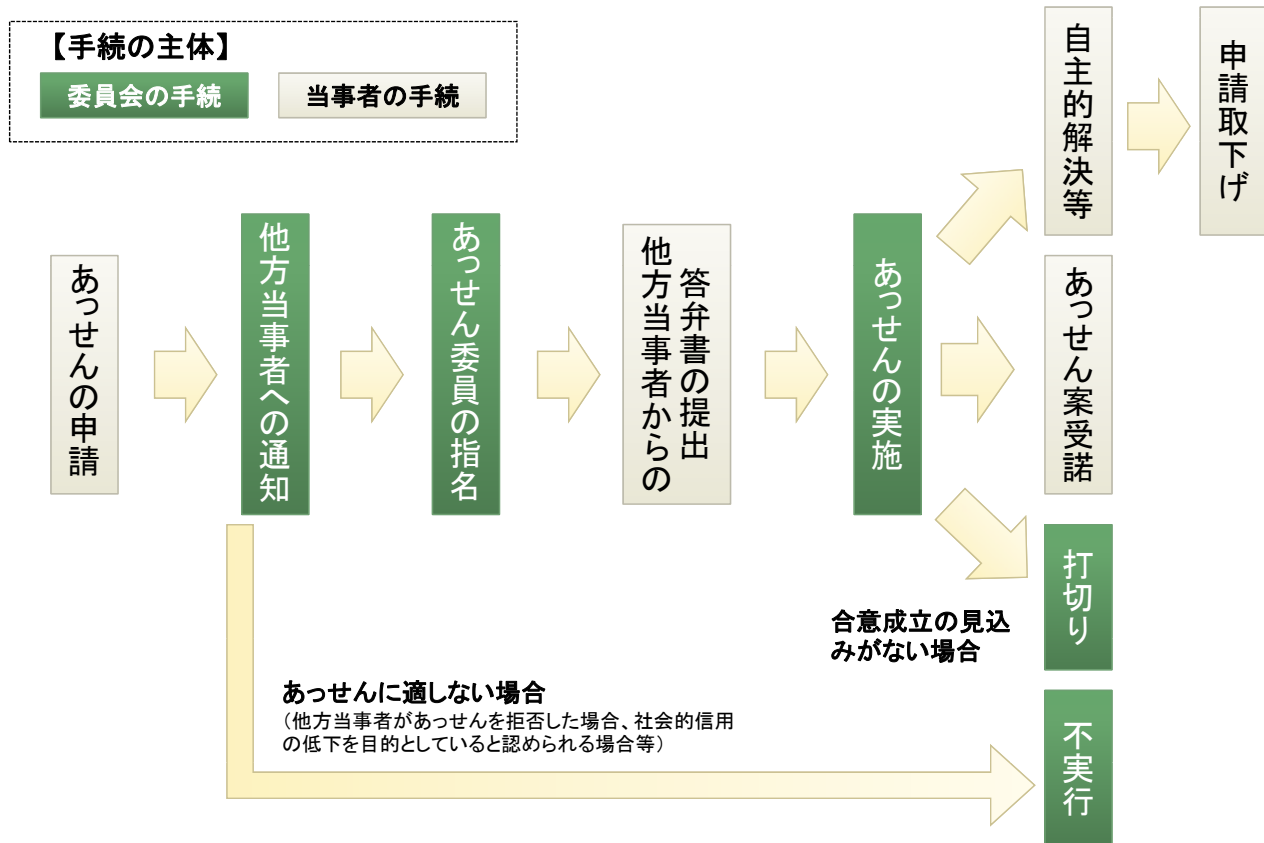
仲裁制度は、紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意して行われる紛争解決手段である。当事者は、**仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。**

- ・ 仲裁委員は3人。原則として当事者が合意により選定したものを委員会が指名。
- ・ 仲裁については、仲裁法の規定を準用する。
- ・ 仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

《主な対象事例》

- ① 電気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件等）
- ② 卸電気通信役務の提供に関する契約（料金、提供条件等）
- ③ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための協定・契約（金額、条件等）
 - ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物・管路等の利用
 - ・ これらの情報の提供
 - ・ 契約の締結の取次や料金回収等の委託 等
- ④ 無線局の混信その他の妨害防止措置に関する契約

(参考) あっせん手続の概要



(参考) 「電気通信事業者」相談窓口

委員会では、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、電気通信事業者間のトラブルや無線局開設時等の混信に関するトラブルについて、幅広く相談に応じています。

◎例えば、こんな時、ご相談下さい。

- ✓ダークファイバや局舎、電柱の利用を断られて、困っている。手続きも簡素化できないか。
- ✓接続料や網改造料の算定方法、精算方法、担保の提供を巡り、相手事業者と協議が整わない。
- ✓無線局を開設するため、既存局と混信防止の協議を行っているが、難航している。
- ✓過去に類似の紛争事例はないか。どのように解決したのか、参考にしたい。
- ✓あっせん申請書の書き方がよく分からない。

◎事務局職員が、関係法令、過去の事例等を踏まえ、手続きの紹介やアドバイスをを行います。

☎ 相談は**無料**ですのでお気軽に ☎

(((「電気通信事業者」相談窓口)))

[相談専用電話] 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

[相談専用メールアドレス]

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

➢ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続きの利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてもご相談下さい。

➢相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

➢当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決した例もあります。

4. 委員会による紛争処理等の状況

1 あっせん 51件

2 仲裁 3件

3 諮問・答申 7件

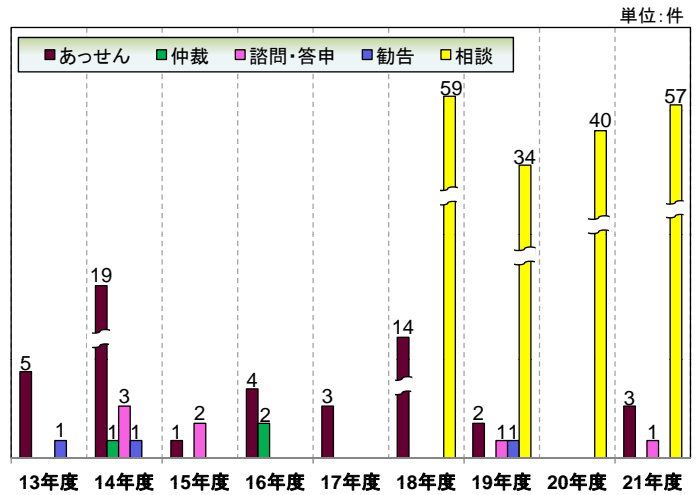
- 業務改善命令（3件）
- 料金設定権に関する裁定（1件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 接続に関する協議再開命令（1件）
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告（1件）
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（1件）
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（1件）

5 相談 年間数十件

【紛争処理等の年度別件数】



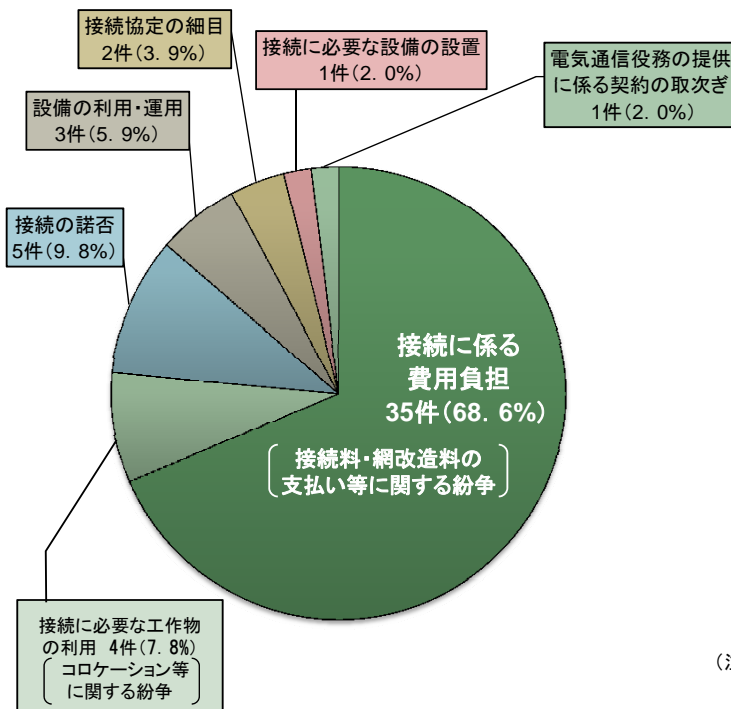
（注）相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

【紛争処理等の処理期間】

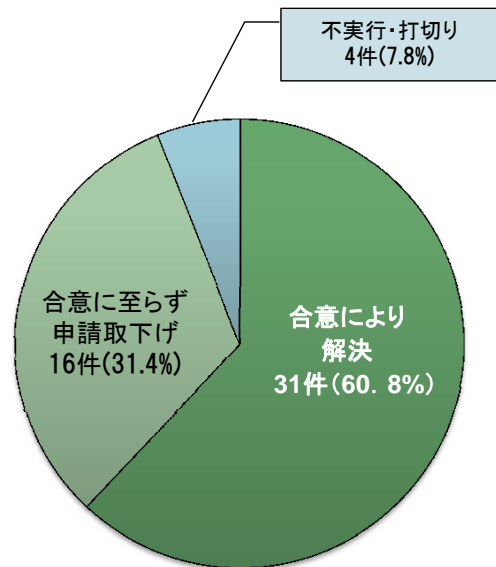
- あっせん・仲裁 平均約48日
- 諮問から答申まで 平均約30日

（参考） あっせん（51件）の内訳

1 あっせんの紛争内容



2 あっせんの処理結果



（注）「合意により解決」は、あっせんにより解決した最終事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。
「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

5. 委員会が果たしている役割

1 専門性を活かした迅速な紛争解決

紛争解決に要する時間:平均約1か月半(2週間~8か月)
→費用・時間面で当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便向上

【参考】 総合規制改革会議 14年度中間とりまとめ(平成14年7月23日)
第3章 1. (3) 2) 専門的機関の整備
1. 電気通信事業分野では、平成13年に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応がされている。

2 紛争の未然防止

- ・「**電気通信事業者**」相談窓口を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応(→この段階で解決するケースもある)
- ・過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開(ウェブサイト、紛争処理マニュアル)。委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似多数の紛争の発生を未然に防止

3 セイフティネット機能

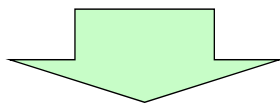
- ・電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

4 総務大臣への「勧告」を通じた、競争ルールの改善

- ・ブロードバンドサービスの競争促進、固定発着電話料金の低廉化、MVNOの参入促進などに一定の貢献

6. 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

- ・周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となるおそれがある。



電波法・電気通信事業法の一部改正 (平成20年4月1日施行)

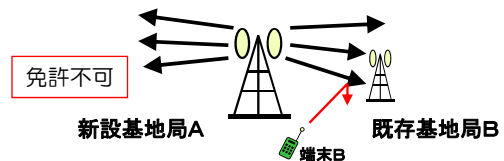
- 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- 委員会では、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレットを作成・配布し、新しい制度の周知を実施。

【あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局】

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務等の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

以前の状態

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。

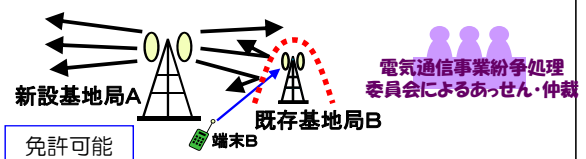


新制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。

→ Aの開設が可能。

☆A、B共に、電波の利用が可能。



※無線局間の調整における主な論点

- ・ 干渉許容レベルについての認識差の調整
- ・ 妨害回避策の選定(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等)
- ・ 上記回避策のための費用の負担方法の決定

7. 委員会の機能強化に向けた取組

1 紛争処理に関する情報収集等の強化

今後、次世代ネットワーク(NGN)の構築、無線ブロードバンド事業者やMVNOの参入などを背景として、新たな紛争の発生が想定される。

⇒情報通信の専門家等との意見交換、施設見学、諸外国の調査、基礎資料整備の強化

2 委員会の認知度・利便性の向上

⇒パンフレットの新規作成(H20.2、H20.6)・改訂(H21.4)、ウェブサイトの刷新(H20.4)・改善(H21.3)

地方における業務説明会の実施(H20.11～H21.2(相談会含む)、H21.9～H22.2)

電気通信事業者等へのアンケート・ヒアリング実施(H19.12～H20.2、H20.11～H21.2、H21.7～H21.12)

事業者団体等への周知活動の強化

3 委員会の知見の情報発信の強化(競争ルールへのフィードバック)

⇒適切に「勧告」を実施(H19.11)

総務大臣への年次報告書の充実(H20.4、H21.4、H22.4)

4 紛争処理機能の強化・制度整備への対応

⇒無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の周知(H20.4～)

有識者、総務省関係部局等との意見交換

《参考》

情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」等において、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の拡大について検討が行われ、平成21年に情報通信審議会から総務大臣への答申が行われた。総務省は、答申等を踏まえ、新政権の下で放送法、電波法及び電気通信事業法等の改正案の検討を行い、所要の修正・追加を行った上で、「放送法等の一部を改正する法律案」として平成22年3月5日に国会に提出し、必要な制度整備を現在進めている。

【放送法等の一部を改正する法律案における電気通信事業紛争処理委員会に関する主な改正事項】

●放送法改正関係

①地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備。

②地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争において総務大臣の裁定を行う場合の諮問先を電気通信紛争処理委員会に変更。

●電気通信事業法改正関係

①委員会の名称を「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」へ変更。

②コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能を拡充。

●その他の法改正関係

委員会の名称変更に伴い、電波法、特別職の職員の給与に関する法律、総務省設置法について改正。

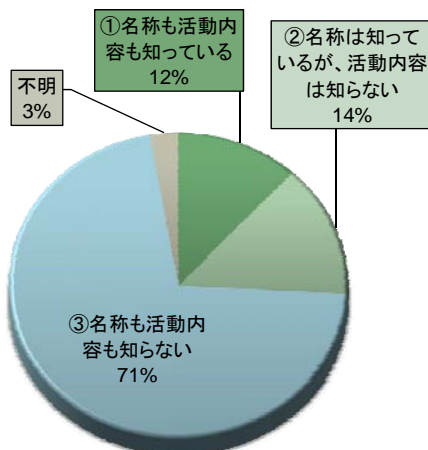
8-1. 電気通信事業者間紛争の実態調査(1)

委員会では、「電気通信事業者間の紛争に関する現状及び電気通信事業紛争処理委員会に対する電気通信事業者の意見・要望等を把握することにより、電気通信事業者間の紛争の迅速かつ円滑な解決に資すること」を目的として電気通信事業者に対する実態調査を実施。

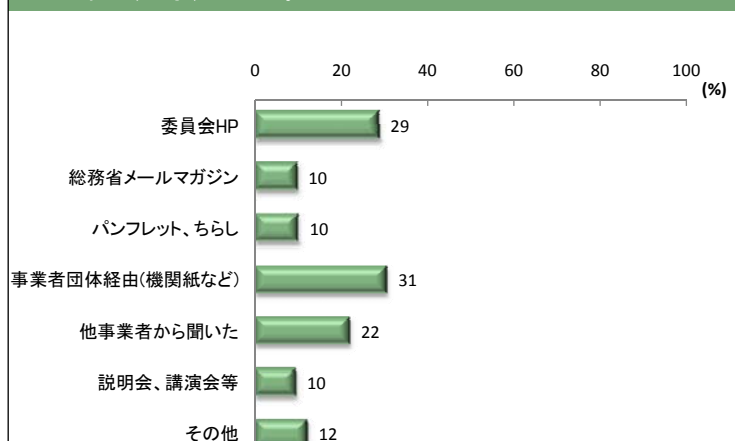
- 調査期間 : 平成21年10月9日～12月18日
- 調査対象 : 電気通信事業者 5000件
- 回収結果 : 有効回答数 1304件 (有効回答率 26.1%)

調査結果(抜粋)

Q1. これまで「電気通信事業紛争処理委員会」のをご存知でしたか。

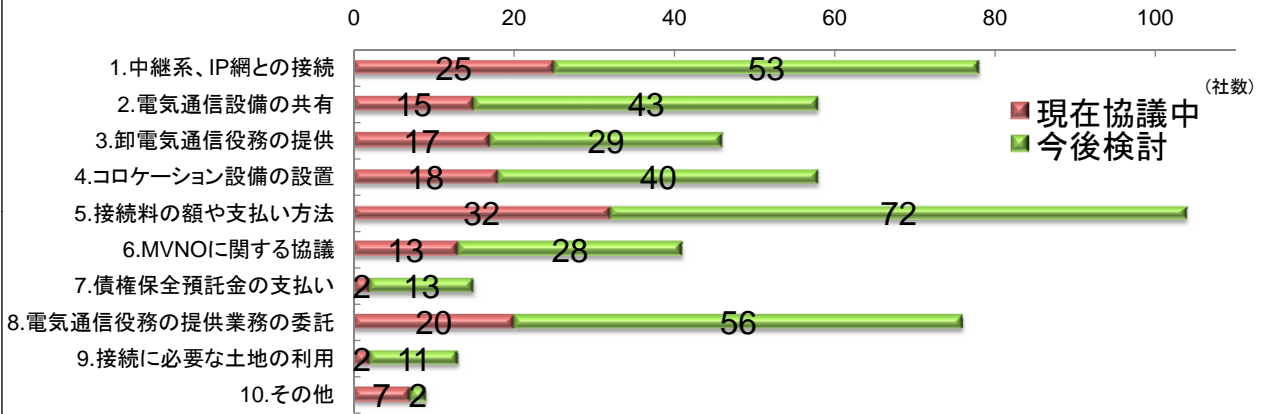


Q2. (Q1で①又は②と回答した方) 電気通信事業紛争処理委員会のことを、どのような媒体・経路でお知りになりましたか。



8-2. 電気通信事業者間紛争の実態調査(2)

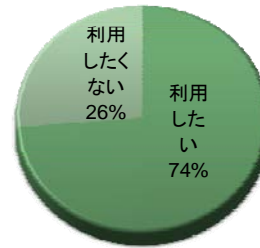
Q4. 次の1~10の協議内容について、他の電気通信事業者との間で、現在協議中または今後協議等を検討している案件はありますか。(重複回答あり)



Q4-2. (Q4で「現在協議中」または「今後検討」の案件があると回答した方) 事業者間での協議が平行線となっているものはありますか。



Q6. (Q4-2で「ある」と回答した方) 今後、「あっせん」又は「仲裁」を利用したいと思いますか。



9-1. 国際通信調停ワークショップへの出席(1)

- **日時**
平成21年10月29日(木)午後
- **開催場所**
ソウルプラザホテル
(韓国ソウル特別市)
- **主催**
韓国放送通信委員会(KCC)
- **目的**
各国で異なる通信調停システムを比較し、様々なタイプの紛争に関する情報を共有することで、出席者の相互理解を促進し、通信調停システムの整備策について議論。



- **日本側出席者**
電気通信事業紛争処理委員会
龍岡委員長
坂庭委員長代理
同委員会事務局
井上参事官
幾田上席調査専門官

発表内容(発表者)	発表模様
<p>● 開会の辞 (ソン・ドギョン韓国放送通信委員会(KCC)常任委員)</p> <p>● 今回の国際通信調停ワークショップは、参加各国における紛争調停の動向等を知ることができる意義のある機会であり、このワークショップが紛争調停システムを更に向上させ、国家間の協力体制構築に寄与する機会になることを祈念するとの開会の辞が述べられた。</p>	
<p>● 祝辞 (龍岡 資見 電気通信事業紛争処理委員会(TBDSC)委員長)</p> <p>● 主催者である韓国放送通信委員会への謝辞を述べるとともに、グローバル化の進展に伴う国際的な電気通信事業者間の紛争の可能性について言及し、また、ワークショップでの活発な議論、参加国の協力関係の強化について期待するとの祝辞を述べた。</p>	
<p>セッション I : 国際通信調停システムの現状と調停事例 議長: チャ・ジョンイル(崇実大学校)</p>	
<p>● EUにおける紛争調整に係る論点 (ステファノ・ニコレッティ/オーバム社)</p> <p>● イギリス・イタリア・ポーランド・スウェーデン等の事例を中心にEU各国における電気通信事業者に対する規制の現状について発表を行った。</p>	

9-2. 国際通信調停ワークショップへの出席(2)

発表内容(発表者)	発表模様
<p>●電気通信事業紛争処理委員会の概要 (井上 知義/電気通信事業紛争処理委員会(TBSC))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業紛争処理委員会の組織・機能、委員会による紛争処理の状況及び委員会が果たしている役割、具体的な紛争処理事例の概要について発表を行った。 	
<p>●オーストラリアでの通信調停:最近の経験と情勢 (ロバート・ライト/オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)の役割、紛争調停に関する法体系、電気通信市場の現状、現行の紛争調停モデル、紛争処理の迅速化に向けた動きについて発表を行った。 	
<p>●韓国での通信調停システム (パク・ドンジュ/韓国放送通信委員会(KCC))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 韓国放送通信委員会(KCC)の役割、紛争処理プロセス、具体的な紛争事例、現行紛争処理システムの改善すべき点と今後の取組について発表を行った。 	
<p>セッションⅡ:通信調停システムの整備策 議長:チャ・ジョンイル(崇実大学校)</p>	
<p>●ワーキンググループ・ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各国における紛争処理プロセスの相違点、紛争処理システムの果たすべき機能、役割、中立性などについて議論が行われた。 	
<p>●閉会の辞 (チャ・ヤンシン/KCC利用者保護局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発表者とパネリストに感謝するとともに、市場環境の変化により従来のジャンルを超えた紛争解決手段の検討が必要であり、今後もこうした機会を通じて各国が連携していくことが重要との閉会の辞が述べられた。 	

紛争処理事例

紛争事例(1) NTTの局舎スペース等の利用に関するあっせん

■ 概要

ADSL事業者が、NTT東日本の12のビルにおいて、相互接続点の設置のためのコロケーションスペース、電源等の利用が不可との回答をNTT東日本から受けたことから、それらの利用ができるようあっせんを申請（平成14年2月1日申請）

■ あっせん手続の結果

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にADSL事業者による自前工事着工ができるよう双方協力を行うことで、両者が合意

◎ 勸告（本件の背景として、他の事業者が、既にスペース等を大量に予約していた状況があったことから）

コロケーションについて、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、利用の緊急性も優先度として考慮されるように、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置が講じられるよう総務省において配慮すること。

◎ その後の状況

NTT東西の接続約款が変更され、コロケーションルールが整備された。

紛争事例(2) 固定電話と携帯電話の料金設定に関する裁定

■ 概要

固定電話事業者が、固定発携帯着の利用者料金について、固定電話事業者が料金を設定すべきとして、携帯電話事業者に対し接続に関する裁定を総務大臣に申請（平成14年7月18日申請）

■ 諮問内容

携帯電話事業者が利用者料金を設定することが適当

■ 答申内容

固定電話事業者が利用者料金を設定することが適当

◎ 勸告

上記答申において「接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要」である旨勸告

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成14年11月22日）。また、総合通信基盤局は、研究会を開催し、その報告書を踏まえて、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表（平成15年6月25日）。

その後、固定発携帯着の料金について、競争が進展し、料金の低廉化が実現。

紛争事例(3) ADSL事業者によるNTTの中継ダークファイバとの接続の諾否に関するあっせん

■ 概要

ADSL事業者がサービス提供を拡大するため、NTT東・西の局舎間を結ぶ中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、それらの中継ダークファイバの利用ができるようあっせんに申請（平成16年8月31日申請）

■ あっせん手続の結果

両当事者が、以下のあっせん案を受諾し、あっせん終了

- 1) ADSL事業者の質疑に対し、NTT東・西は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- 2) NTT東・西は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。
その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配慮すること。

また、NTT東・西の回線の両端に波長多重装置を設置してADSL事業者に提供することを含め、協議を行うことでも合意

紛争事例(4) MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定

■ 概要

PHSを利用してMVNO事業を行っている事業者が、NTTドコモの携帯電話網（3G）を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、NTTドコモとの接続協議が調わないことから、接続協定の細目に係る裁定を総務大臣に申請（平成19年7月9日申請）

■ 諮問内容

本件接続における料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者に利用者料金設定権を認めることが相当。また、料金体系は、帯域幅課金とすることが相当
接続料の金額、開発を要する機能等は、細目協議に至っておらず、裁定を行わない。

■ 答申内容

諮問内容は、概ね相当であるが、帯域幅課金については、ネットワークの輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当

◎ 勧告

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映することのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じること。

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成19年11月30日）。その後、NTTドコモは、MVNOとの接続料を帯域幅課金とする接続約款をレイヤー3接続については平成20年7月28日、レイヤー2接続については平成21年3月6日に総務大臣に届け出た。

また、総合通信基盤局では、勧告も踏まえて、MVNOガイドラインを平成20年5月19日に再改定した。

紛争事例(5) 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令

■ 概要

NTT西日本の従業員が接続の業務に関して入手した他の事業者への電話番号移転に関する情報を子会社の従業員に提供し、子会社の従業員が販売代理店に提供した事実が判明。

NTT西日本の当該従業員の行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触すると認められるところ。

■ 諮問内容 (平成22年1月28日付け)

NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあると認められるところ。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとした。

■ 答申内容 (平成22年2月4日付け)

諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、**適当**。命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ**命令を確実に履行するよう注視すべき**こと。

2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。

- ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
- ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

◎ その後の状況

答申を受け、大臣による命令が行われた(平成22年2月4日)。

※ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)に違反する行為が行われたと認められることから、同社に対し、総合通信基盤局長から文書による厳重注意も行われた。

(参考) 電気通信事業紛争処理委員会へのアクセス

➤ 電気通信事業紛争処理委員会事務局

「電気通信事業者」相談窓口

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2中央合同庁舎第2号館4階

電話: 03-5253-5500 FAX: 03-5253-5197

e-mail: soudan@ml.soumu.go.jp

➤ 委員会の詳細は、以下のウェブサイト及びマニュアル

により公表しています。



電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/



電気通信事業紛争処理マニュアル

無線局紛争処理マニュアル

(ウェブサイトからダウンロード可能です)



電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

年 月		電気通信事業紛争処理委員会の出来事		委員会に関連する主な出来事
平成13年 (2001年)	11月	電気通信事業紛争処理委員会発足（香城委員長・森永委員長代理選任） 運営手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会運営規程の決定） 紛争処理マニュアルの策定（「IT時代の公正な紛争解決に向けて」）	6月	電気通信事業紛争処理委員会の設置を定める「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の成立
平成14年 (2002年)	1月	あっせんによる初の紛争解決		
	2月	コロケーションのルール改善について、総務大臣に勧告		
	4月	総務大臣に初めての年次報告提出		
	11月	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備について、総務大臣に勧告		
平成15年 (2003年)	6月	「競争環境の変化と電気通信事業者間紛争」の公表	7月	「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律」の成立（平成16年1月施行） 仲裁法の成立（平成16年3月施行）
	10月	仲裁手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の決定）	8月	
平成16年 (2004年)	5月	英語版ウェブページの開設	12月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
	11月	第二期目の活動開始 あっせん・仲裁手続の改善（あっせん・仲裁委員の欠格事由の具体化、答弁書の提出期間の指定、代理人・補佐人の規定整備など、運営規程・仲裁準則の改正）		
	12月	「第一期3年間を総括して」の公表 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の開設		
平成17年 (2005年)	4月	「諸外国の紛争処理制度の比較」とりまとめ		
平成18年 (2006年)	6月	「電気通信事業者」相談窓口の開設	9月	総務省「新競争促進プログラム2010」公表
	10月	「電気通信事業における紛争処理等の将来像」の公表 ウェブページのリニューアル実施		
平成19年 (2007年)	2月	森永委員長・田中委員長代理選任	9月	総務省「モバイルビジネス活性化プラン」公表
	11月	MVNOの参入促進のための環境整備について、総務大臣に勧告 第三期目の活動開始（龍岡委員長・坂庭委員長代理選任）	12月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の創設を含む「放送法等の一部を改正する法律」の成立（平成20年4月施行）
平成20年 (2008年)	2月	パンフレットの作成・配付		
	4月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の開始 ウェブページのリニューアル実施		
	11月～	全国10箇所にて委員会地方説明会開催		
平成21年 (2009年)	2月			
	10月	国際通信調停ワークショップへの出席		